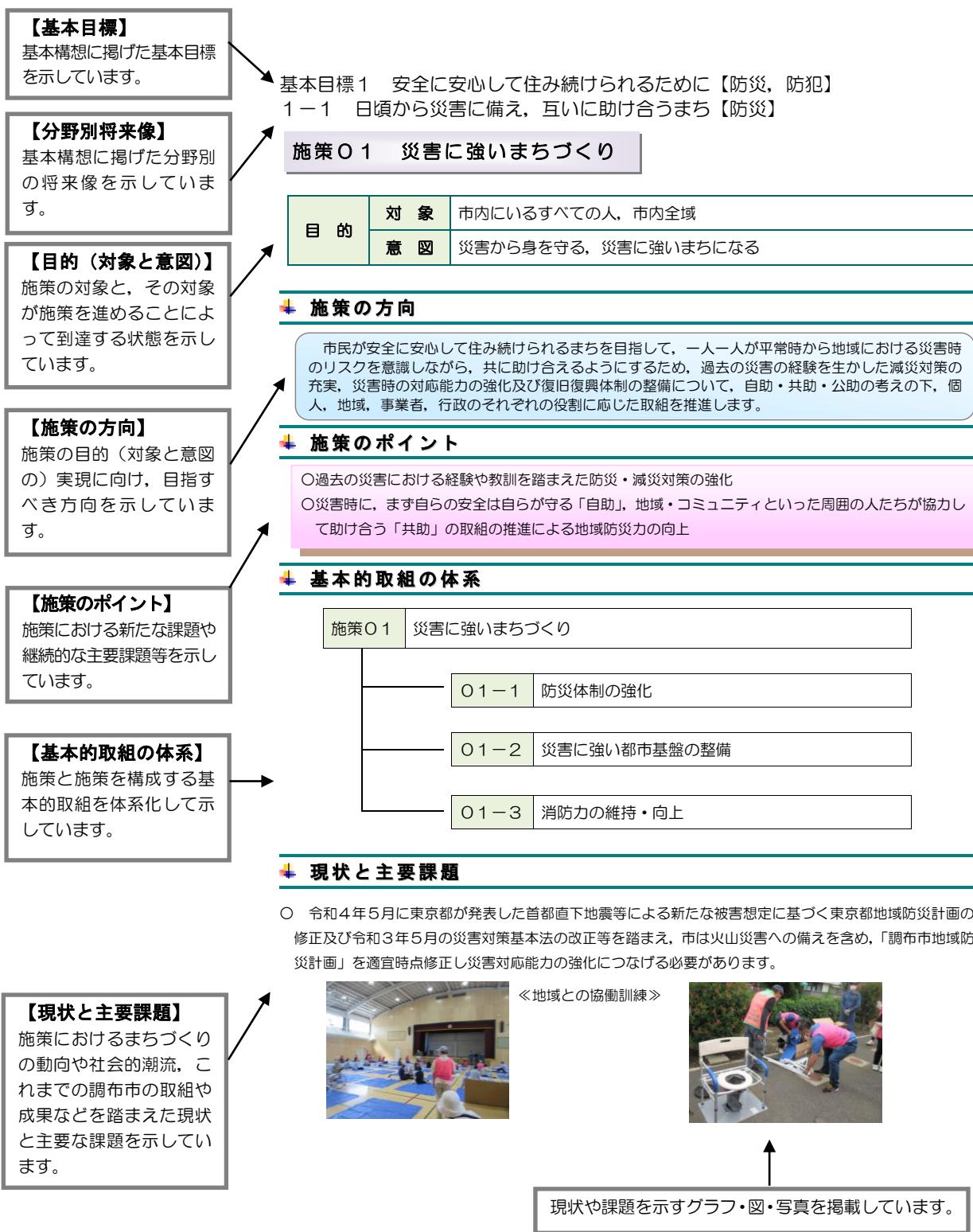
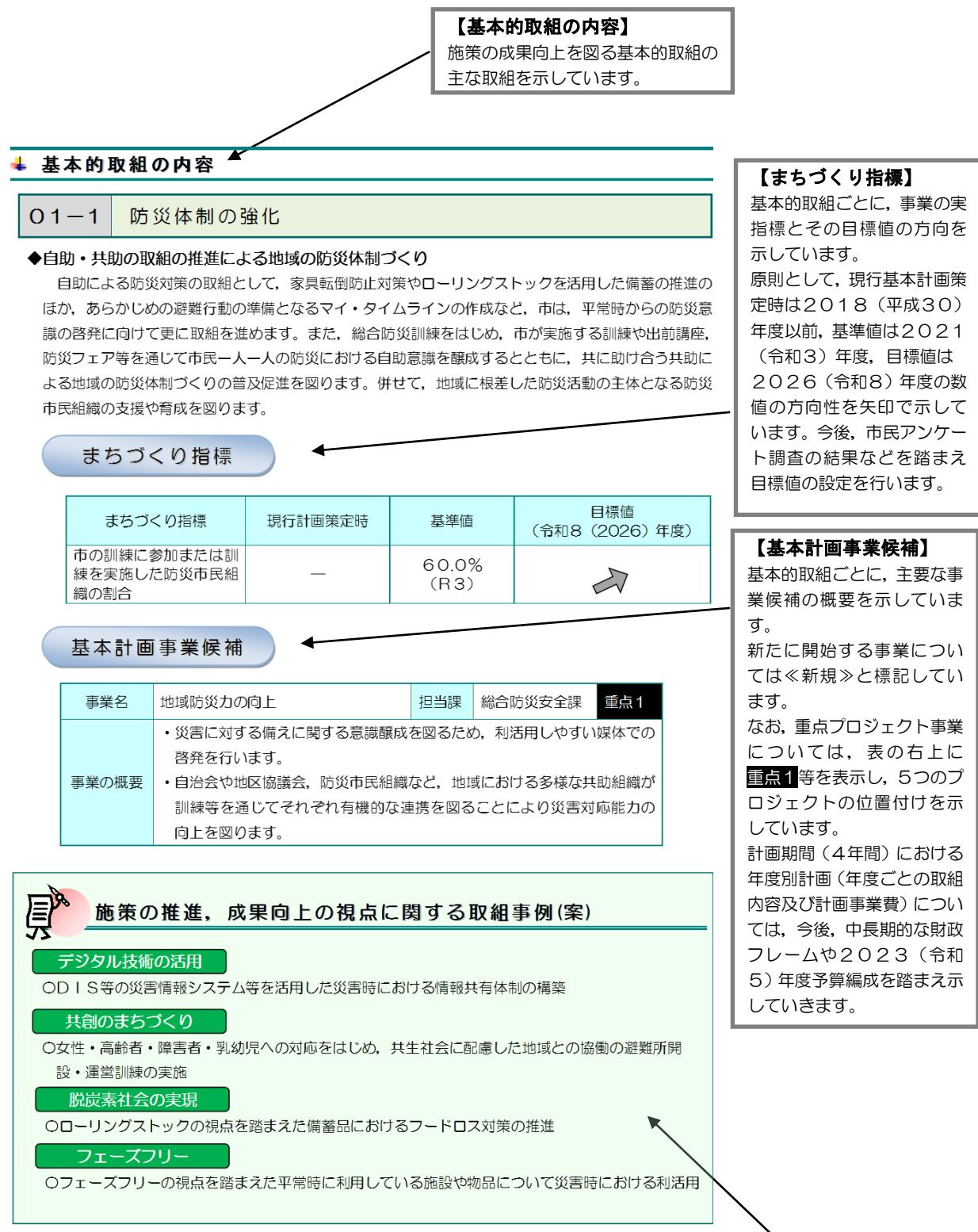


第3編 分野別計画

第1節 安全に安心して住み続けられるために	(施策01～02)
第2節 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために	(施策03～05)
第3節 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために	(施策06～11)
第4節 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために	(施策12～13)
第5節 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために	(施策14～16)
第6節 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために	(施策17～21)
第7節 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために	(施策22～26)
第8節 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために	(施策27～30)

分野別計画における各施策の見方





第3編 分野別計画

基本目標1 安全に安心して住み続けられるために【防災、防犯】

1－1 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】

施策O 1 災害に強いまちづくり

目的	対象	市内にいるすべての人、市内全域
	意図	災害から身を守る、災害に強いまちになる

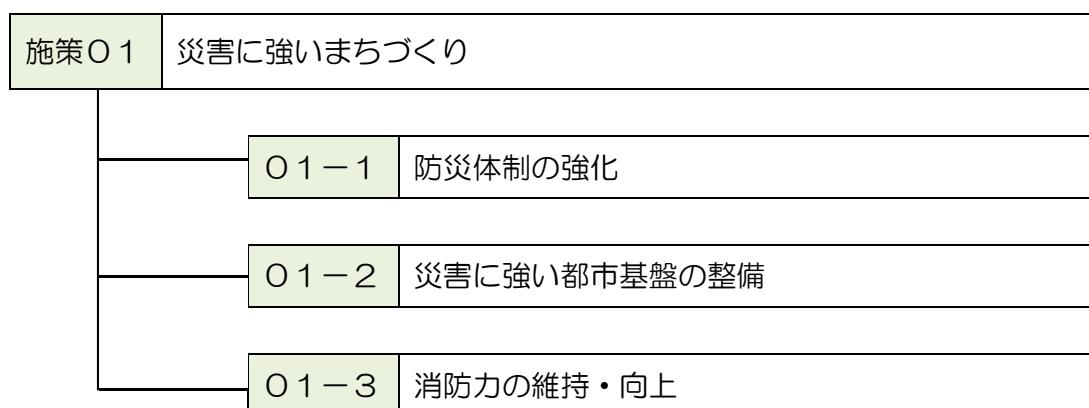
⊕ 施策の方向

市民が安全に安心して住み続けられるまちを目指して、一人一人が平常時から地域における災害時のリスクを意識しながら、共に助け合えるようにするために、過去の災害の経験を生かした減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考え方の下、個人、地域、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

⊕ 施策のポイント

- 過去の災害における経験や教訓を踏まえた防災・減災対策の強化
- 災害時に、まず自らの安全は自らが守る「自助」、地域・コミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の取組の推進による地域防災力の向上
- 女性・高齢者・障害者・乳幼児など共生社会への配慮や感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営、各家庭での日常備蓄の促進をはじめ、市の防災備蓄品配備の推進
- 災害時における実践的な協力関係の構築に向けた民間事業者や災害時相互応援協定締結自治体等との平常時からの交流・連携の推進
- フェーズフリーの考え方に基づく組織横断的な連携による防災・減災意識の醸成や備えの充実
- 延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路（特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路等）の機能確保、住宅の耐震化、下水道施設の耐震化によるなど防災都市づくりの推進
- 多様な主体との協働によるハード・ソフト両面からの総合的な治水対策の推進

⊕ 基本的取組の体系



現状と主要課題

- 様々な自然災害から市民を守るために、調布市国土強靭化地域計画に基づく課題解決に向けた施策を着実に進め、更なる防災・減災の取組を進めていく必要があります。
- 地球温暖化等の気候変動の影響による大雨や暴風を伴う台風勢力の強大化や、短時間に狭い地域で発生する線状降水帯の発生など、激甚化・頻発化する気象災害への対応が求められています。令和元年台風第19号においては、市は市制施行以来初めてとなる避難勧告（令和3年5月の災害対策基本法の改正により、「避難勧告」は廃止され、現在は「避難指示」となっています。）を発令し、6,000人以上の方が避難所に避難するとともに、200件を超える家屋が浸水被害等を受けた経験や教訓を生かし、近隣市と連携した浸水対策を着実に実施する必要があります。
- 激甚化・頻発化する水害の状況を踏まえ、国が主導している河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換と歩調を合わせ、多様な主体と協働し、ハード・ソフト両面からの総合的な治水対策を構築する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発などの排水設備接続協議の際に、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 過去の他自治体における大規模災害時の事例を踏まえると、公助の取組には限界があり、実際の救助活動や避難生活には自助・共助の取組が重要とされています。また、災害時に避難する際に支援が必要な方に対する地域と連携した支援体制の構築や、配慮を必要とする方への避難支援策の充実が求められています。そのため、災害時の避難行動について、市は事前の備えを始めとした自助の取組や、地域での防災活動など共助の取組による地域防災力の向上に資する取組を支援していく必要があります。
- 令和3年5月に改正された災害対策基本法において、支援の優先度が高い避難行動要支援者について、自治体が主体となり個別避難計画を作成することが努力義務とされたことを踏まえ、市は、組織横断的な連携の下、段階的に取組を進める必要があります。
- 各避難所においては、昨今の新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策や女性、高齢者、障害者などの共生社会の視点等に留意した地域との協働による運営体制の充実のほか、福祉避難所機能の充実について更なる関係機関との連携を図っていく必要があります。
- 令和4年5月に東京都が発表した首都直下地震等による新たな被害想定に基づく東京都地域防災計画の修正及び令和3年5月の災害対策基本法の改正等を踏まえ、市は火山災害への備えを含め、「調布市地域防災計画」を適宜時点修正し災害対応能力の強化につなげる必要があります。

《地域との協働訓練》



第3編 分野別計画

- 被害想定に対応した防災備蓄品の確保とともに、アレルギー対応や高齢者などの多様なニーズへの対応が求められているほか、自助の取組や共助による民間事業者や災害時相互応援協定締結自治体との更なる連携体制の構築や、自助、共助、公助のバランスを考慮した備蓄の適正化を推進する必要があります。
- 調布市国民保護計画に基づき、万が一、我が国が武力攻撃を受ける事態が発生した際に、迅速な対応が可能となるよう、市は、引き続き関係機関との連携を強化するとともに、緊急一時避難施設への避難など、市民が適時適切な行動がとれるよう周知啓発を図る必要があります。
- 震災時に救急・救命活動や物資の輸送等の緊急輸送道路としての機能を確保するため、市内の沿道建築物が地震により倒壊して、特定緊急輸送道路¹が閉塞することがないよう、旧耐震基準²の沿道建築物の補強設計、耐震改修などを支援し、耐震化促進の取組を実施しています。
- 国の地震調査委員会では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下地震が70%程度の確率で発生するとの見解が示され、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」において建物・交通インフラ被害等が想定されています。そのため、大地震に備え、耐震化・不燃などの予防対策を進めることができます。
- 災害における輸送機能や延焼遮断機能を確保するため、都市計画道路などの都市基盤整備を進める必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化・災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水管路新設工事を進めています。
- 調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、損傷を受けた場合の社会的影響が大きい管路を「重要な幹線等」と分類し、管径800mm未満の小口径管路の耐震診断を優先的に進めるとともに、中・大口径管路の耐震化について、老朽化対策等と合わせて行っていますが、改築・更新の対象外となった中・大口径管路や「重要な幹線等」以外の管路について、今後の実施方針を検討する必要があります。
- 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより、市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的として、災害廃棄物処理体制を検討する必要があります。
- 災害時の医療救護について、市内8病院と東京慈恵会医科大学附属第三病院で緊急医療救護所訓練を継続的に実施し、設置運営マニュアルを検証するとともに、災害時医療救護体制を構築していく必要があります。
- 災害における情報伝達の重要性が益々高まる中、市ホームページや防災・安全情報メールをはじめ、防災行政無線、公式ツイッター、公式LINEアカウントなどの活用に加えて、自ら情報を取得することが困難な方に対する情報伝達が課題となっています。
- 災害時に重要な役割を果たしている消防団について、「地域・社会に貢献する調布市消防団の活動に感謝・応援するまち宣言（令和4年4月）」を踏まえた、安定的な消防団活動とともに対応能力の向上を図るために、消防団員の確保につながる環境整備や、消防団装備品や消防資機材の適切な更新に取り組んでいく必要があります。

¹ 震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路。

² 昭和56（1981）年6月1日に改正施行された建築基準法の耐震基準以前の耐震基準。

基本的取組の内容

O 1-1 防災体制の強化

◆自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり

自助による防災対策の取組として、家具転倒防止対策やローリングストックを活用した備蓄の推進のほか、あらかじめの避難行動の準備となるマイ・タイムラインの作成など、市は、平常時からの防災意識の啓発に向けて更に取組を進めます。また、総合防災訓練をはじめ、市が実施する訓練や出前講座、**防災フェア等を通じて市民一人一人の防災における自助意識を醸成するとともに、**共に助け合う共助による地域の防災体制づくりの普及促進を図ります。併せて、地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の支援や育成を図ります。

◆備蓄資機材の配備の推進及び活用による災害対応能力の向上

これまでの災害対応における経験をはじめ、女性や高齢者、障害者、乳幼児などへの配慮のほか、フェーズフリーの考え方やローリングストックの視点、民間事業者や災害時相互応援協定自治体との連携を踏まえた自助、共助、公助のバランスを考慮した備蓄品の配備や利活用を推進します。

◆災害時における配慮が必要な方への取組の強化

自身での避難が困難な高齢者、障害者、妊産婦、外国人等の配慮が必要な方への支援の充実及び適切な避難方法の周知に取り組みます。併せて、調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿を関係機関や協定締結に基づく地域組織へ提供するとともに、個別避難計画の作成を段階的に推進します。

◆災害時における他団体などからの支援の受け入れに関する体制整備

東京都災害時受援応援計画を踏まえた対応を図るとともに、東京都災害情報システム（D I S）を活用した災害時における円滑な受援応援体制の構築を図ります。

◆関係機関等との連携体制強化

民間事業者等との連携による災害時協定を活用した物資調達及び人員体制の連携のほか、災害時の物資調達等を見据えた遠隔地や中距離圏域自治体との相互連携の構築を図るとともに、災害対応訓練を通じた連携を推進します。また、災害時における円滑な対応を実現するため、平常時からの関係機関等との交流や連携体制の強化を図ります。

◆避難所運営等の円滑な実施に向けた対策の推進

避難所運営については、女性や高齢者、障害者などの共生社会に配慮した対応を行うとともに、感染症対策に留意した適切な対応を図ることで円滑な実施に向けた対策を推進します。

◆災害時医療救護体制の充実

医師会等の医療関係団体との継続的な緊急医療救護所訓練を通じて、災害時における初動医療体制の充実を図ります。

◆災害時における情報伝達能力の向上

世代間の情報格差に留意した情報伝達手段の多重化、デジタルデバイド対策を推進するとともに、災害時避難所等の混雑状況をお知らせする避難所情報システムの充実をはじめ、災害時だけではなく、平常時から必要な情報を取得できるシステムの構築を検討します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
災害時の情報を入手することができる市民の割合	—	調査中	↗
市の訓練に参加または訓練を実施した防災市民組織の割合	—	60.0% (R3)	↗
ローリングストックの考え方による備蓄食料等を実践している市民の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	地域防災力の向上	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対する備えに関する意識醸成を図るため、利活用しやすい媒体での啓発を行います。 自治会や地区協議会、防災市民組織など、地域における多様な共助組織が訓練等を通じてそれぞれ有機的な連携を図ることにより災害対応能力の向上を図ります。 			

事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	担当課	福祉総務課 高齢者支援室 障害福祉課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域における災害時の支援体制の構築を推進します。 			

事業名	防災備蓄品の配備及び利活用	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 災害に備え、フェーズフリーの考え方やローリングストックなどの利活用の視点を取り入れながら、調布市地域防災計画に基づく防災備蓄品の配備を推進します。 市による備蓄だけでなく、民間事業者や災害時相互応援協定自治体との連携を図るとともに、デジタル技術を活用した防災備蓄品の管理方法について検討します。 			

事業名	災害情報システム等の効果的な活用	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の迅速な情報伝達手段確保のため、無線機等の整備と維持管理を行います。 ・災害時において市民が適時適切な情報収集が可能となるよう、あらゆる世代に対応した情報発信手段の整備・活用に取り組みます。 ・災害時に備え、被災者生活再建支援システム等の維持管理を行うとともに、平常時においても活用可能な情報伝達ツールなど、必要に応じたシステムの整備を検討します。 			

事業名	小・中学校施設の整備【再掲】	担当課	教育総務課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数の増加に伴う不足教室対策等としての施設整備を実施します。 ・学校施設の計画的な建替えや長寿命化改修、維持保全等に取り組みます。 ・食物アレルギー対策のほか、ドライ化や空調設備の設置など計画的に給食室の改修を行います。 ・避難所機能の充実を図るための施設整備を行います。 			

O 1－2 災害に強い都市基盤の整備

◆総合的な浸水対策の推進

柏江市と連携し、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を進めます。また、浸水対策のマスタープランとなる雨水管理に関する総合的な計画の策定を通して、市内全域を対象とした総合的な治水対策に向けて取り組みます。

◆緊急輸送道路の沿道建築物耐震化の促進

震災時における復旧・復興の輸送経路となる緊急輸送道路全体で通行機能確保を行う必要があるため、特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路を含めた緊急輸送道路に面した沿道建築物の耐震化を促進します。

◆骨格となる都市基盤の整備

市街地の延焼を防止し、避難路や消防活動等の救援・救護活動の空間ともなる延焼遮断機能を確保するとともに、震災時における輸送機能に加え、復旧・復興のために骨格となる都市計画道路など都市基盤整備を推進します。

◆下水道管路の耐震化

調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、引き続き小口径管路の耐震診断に取り組みます。あわせて、老朽化・劣化対策における中・大口径管路の改築・更新と合わせた管路の耐震化を図るとともに、改築・更新の対象外となった中・大口径管路や重要な幹線等以外の管路について、今後の実施方針を検討し、策定します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
緊急輸送道路の沿道建築物（補助対象建築物）の耐震化率	40.8% (H29)	47.9% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	緊急輸送道路沿道建築物耐震化の促進	担当課	住宅課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 震災時に救急・救命活動や支援物資の輸送等、緊急輸送道路としての機能を確保するため、東京都耐震改修促進計画で定める特定緊急輸送道路並びに一般緊急輸送道路の沿道建築物のうち、倒壊する危険性が高く、倒壊した場合に道路を閉塞する可能性が高い建築物の耐震化を図ります。 			

事業名	下水道施設の浸水・地震対策の推進	担当課	下水道課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 狛江市と連携し、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を進めます。 浸水対策のマスタープランとなる雨水管理に関する総合的な計画の策定を通して、市内全域を対象とした浸水対策に向け、取り組みます。 調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、下水管路の耐震診断等を継続するとともに、今後の実施方針を策定します。 			

事業名	下水道施設の老朽化・劣化対策の推進 【再掲】	担当課	下水道課	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 調布市下水道ビジョンに基づき、計画的・効率的な予防保全型の維持管理を進めます。 管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入を検討・推進します。 			

O1-3 消防力の維持・向上

◆消防団の円滑な運営と対応能力の向上

地域・社会に貢献する消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の確保につながる活動環境の改善に取り組むとともに、消防団装備品等の計画的な充実を図ります。また、消防団の地域・社会貢献活動の認知度を高めるため、若年層をはじめとした地域の方への広報活動等を実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
新規入団者の入団から5年後の定着率	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	消防団の災害対応能力の向上	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<p>・「地域・社会に貢献する調布市消防団の活動に感謝・応援するまち宣言」を踏まえ、団員の活動環境整備に取り組むとともに、施設の改善、装備品の充実や団員確保策を講じることにより、消防団の災害対応能力の維持・向上を図ります。</p>			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- DPS等の災害情報システム等を活用した災害時における情報共有体制の構築
- デジタル技術を活用した災害発生時における避難所情報の可視化を含む情報発信手段の多重化
(デジタルデバイド対策を含む)

共創のまちづくり

- 女性・高齢者・障害者・乳幼児への対応をはじめ、共生社会に配慮した地域との協働の避難所開設・運営訓練の実施
- 地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の支援育成
- 地域の多様な主体と連携した避難行動要支援者への支援体制の確保
- 市民への災害時の情報伝達
- 企業を含む協定団体等との連携による災害対応能力の強化

脱炭素社会の実現

- ローリングストックの視点を踏まえた備蓄品におけるフードロス対策の推進
- 災害時にも活用可能な電気自動車の導入による排ガスの削減

フェーズフリー

- フェーズフリーの視点を踏まえた平常時に利用している施設や物品について災害時における利活用
- 民間事業者や災害時相互協定自治体との連携を踏まえた防災備蓄品の効率的な配備

第3編 分野別計画

1－2 みんなが協力して、犯罪を未然に防ぐまち【防犯】

施策O2 防犯対策・消費者安全対策の推進

目的	対象	市内にいるすべての人
	意図	安心して生活できる安全な環境をつくる 安全で安心な消費生活をおくことができる

■ 施策の方向

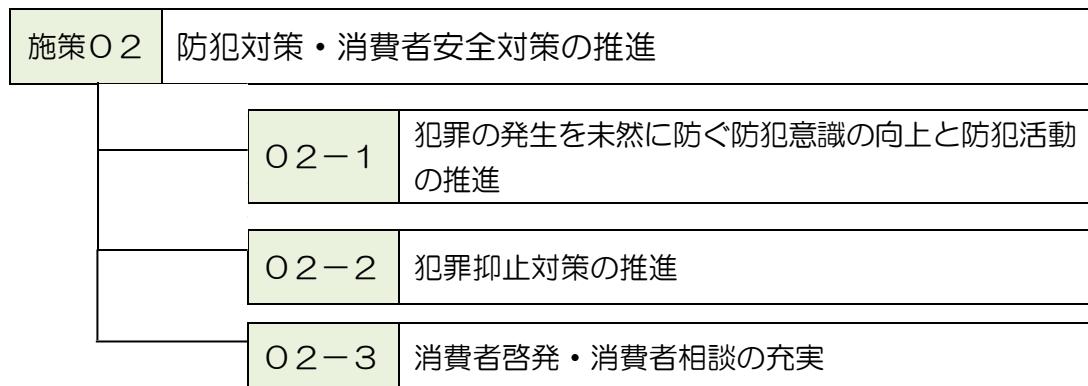
市民一人一人が地域ぐるみで犯罪の発生を防止するための身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進、地域ボランティアによる防犯活動の促進、市民、地域、事業者、警察、行政の連携による防犯体制を維持することにより、市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

市民が、自らの自覚と判断により巧妙化する消費者トラブルから身を守り、安心して生活できるよう、消費者に向けた啓発の充実を図るとともに、消費者トラブルに巻き込まれた市民への適切な対応ができるよう消費生活相談員のスキルアップや相談体制の更なる充実を図ります。

■ 施策のポイント

- 地域ぐるみでの犯罪の未然防止活動の展開
- 市民一人一人の防犯意識の向上や自主防犯活動の促進
- 特殊詐欺の被害防止に向けた各種対策の推進
- 市民、事業者、警察、行政の連携による防犯体制づくりの推進
- 防犯カメラ等の防犯設備を有効活用した防犯環境の整備
- 教育機関との連携による防犯教育の推進や青少年・若者への消費者教育の強化
- 消費者被害の未然防止と拡大防止
- 若者から高齢者まで幅広い世代に向けた、多様な主体と連携した消費者教育の推進
- 消費者トラブルの早期発見と解決に向けた適切な支援

■ 基本的取組の体系



現状と主要課題

- 警察庁の「令和4年版警察白書」によると、刑法犯認知件数¹の総数が減少する一方で、令和3年中の特殊詐欺²の被害額は前年度より僅かに減少したものの、認知件数は増加し、犯行手口の傾向が変化しながら高齢者を中心に多額の被害が発生しています。
- 市内における刑法犯認知件数は減少傾向にあります、万引きや空き巣、自転車盗など身近で発生する犯罪は、未だ多い状況にあり、市民、地域、警察、行政が連携して対策を進める必要があります。
- 市は、「調布市防災・安全情報メール」により、調布警察署からの情報を基に、犯罪発生情報や犯罪手口情報、防犯対策情報を市民へ配信しており、市民の防犯意識の向上につなげています。
- 防犯ボランティア団体や車両に青色回転灯を装備して防犯パトロールをしている青色防犯パトロール団体への支援のほか、街頭犯罪を抑止するために設置した鉄道駅周辺及び通学路等における街頭防犯カメラの運用や、商店街・町会・自治会等が行う街頭防犯カメラなど防犯設備整備事業に対する整備費用の一部補助などを通じて、地域ぐるみの防犯活動を推進していく必要があります。
- 特殊詐欺対策として、65歳以上の高齢者を対象に自動通話録音機の無料貸出を実施しています。今後も様々な機会を捉え、普及促進を図るとともに、巧妙化する手口に対応した更なる有効な対策についても検討していく必要があります。



- 今後、高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化等を背景に、市においても子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていくことが懸念されることから、犯罪が発生しにくいまちづくりを目指し、関係機関や地域団体と連携し、官民一体となった防犯対策を推進する必要があります。
- 特殊詐欺を始めとする市民の身近で発生する犯罪を防止するため、子どもから高齢者まで市民一人一人の防犯意識の向上や、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な防犯教育を推進するとともに、防犯ボランティア団体をはじめとする関係機関との緊密な連携・協働のもと、ハード・ソフトの両面から地域防犯力の強化を図る必要があります。
- 平成24年12月に消費者教育推進法が施行され、地方公共団体が消費者の自立を支援するための取組が義務付けられました。また、令和4年4月に施行された民法の一部改正により、成年年齢が引き下げられたことに伴い、教育機関等との連携を図りながら、若者への消費者教育の更なる推進を図ることが必要となっています。
- 全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は減少傾向にありますが、様々な生活に関する不安につけ込んだ高齢者の消費者トラブルは増加しています。また、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット取引に係る消費者トラブルが各年代ともに相談内容の上位となっています。
- 市報への定期的なコラム掲載や調布エフエムなどを活用した情報発信、幅広い世代に向けた出前講座の

¹ 警察において発生を認知した事件の数。

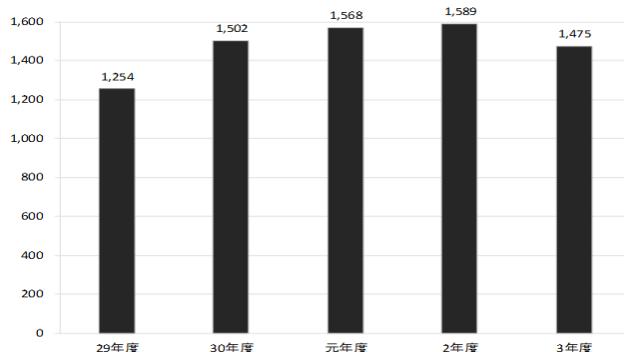
² 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪。

第3編 分野別計画

実施、消費者トラブルを未然に防ぐための冊子「生活ひとつくちメモ」の配布など、様々な媒体や手法を活用して、被害防止に向けた啓発事業に取り組んでいます。

- 平成26年6月の消費者安全法の改正に伴い、平成28年4月に調布市消費生活センター条例を施行し、専門の相談員を配置した消費生活センターにおいて、消費者トラブルに巻き込まれた市民の相談に応じる中で、問題解決に向けた必要な支援につなげることができるよう、関係機関等との連携を図りながら、相談体制の充実を図っています。

『消費者相談件数・自主交渉率の推移』



調布市消費者啓発用キャラクター
消費者教育推進大使
チー坊



- 消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止を図るため、多様な主体と連携し、若者から高齢者まで、消費生活における各年代の特性に応じた消費者教育や啓発に取り組むとともに、地域の見守り体制や各種相談窓口との連携など、誰もが気軽に相談でき、適切な支援につなげることのできる環境を整備していく必要があります。
- 感染症や災害に便乗した詐欺的な悪質商法など新たな手口による被害が想定されることから、引き続き多様な主体と連携し、適時適切な消費生活情報の発信や啓発に取り組む必要があります。

■ 基本的取組の内容

O2-1 犯罪の発生を未然に防ぐ防犯意識の向上と防犯活動の推進

◆市民一人一人の防犯意識の向上

犯罪に関する情報を、市報や市ホームページ等の各種広報媒体を通じて発信するとともに、出前講座等を活用し、防犯意識の向上を図ります。また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に向けて、調布警察署及び関係機関と連携した広報啓発活動や自動通話録音機の貸出し等を実施します。

◆地域防犯活動への支援

防犯パトロール支援用品の貸与をはじめ、各種キャンペーンやパトロールの際に防犯意識啓発グッズの配布などを通して、防犯活動の推進や防犯意識の向上を図ります。また、地域での活動に関する周知や活動のサポートを行うとともに、ボランティア等の支援をしていきます。

◆防犯教育の推進

小・中学校のセーフティ教室を実施することで、不審者対応やSNSが起因となった問題について、児童・生徒及び家庭へ注意喚起し、子どもたちが身近な危険から回避できるよう防犯意識の向上を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
特殊詐欺被害防止のため何らかの対策をしている	—	調査中	➡

基本計画事業候補

事業名	地域での防犯活動の支援	担当課	総合防災安全課
事業の概要	・市民一人一人の防犯意識を高めるため、啓発用品の配付や防犯パトロール支援用品の貸与等により、安全・安心なまちづくりを推進します。		

O2-2 犯罪抑止対策の推進

◆犯罪が発生しにくいまちへの環境づくり

市民が犯罪にあわないための犯罪抑止対策として、各小学校の通学路や警戒を要するエリアなどを巡回する安全・安心パトロールを実施するほか、自治会、商店街等による防犯カメラの設置促進を継続するとともに、市が設置・管理する街頭防犯カメラの計画的な運用と併せて、市内の地域における防犯カメラの充足状況を踏まえながら対策を推進します。

◆市民の財産を狙う特殊詐欺対策の推進

巧妙な手口で市民の財産を狙う特殊詐欺被害対策として、防犯意識の向上の取組と併せて、自動通話録音機の貸出事業など特殊詐欺被害防止のための取組を、創意工夫のうえ、推進するとともに、調布警察署や関係団体と連携した啓発活動に取り組み、様々な機会を通じて取組の周知を行うなど、特殊詐欺被害の防止につなげます。このほか、巧妙化する手口に対応した更なる有効な対策についても関係機関と連携のうえ引き続き検討します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市内刑法犯認知件数（毎年）	1,721件 (H30)	984件 (R3)	➡
街頭防犯カメラの設置・維持管理・運用等補助団体数	—	12団体 (R4)	➡

基本計画事業候補

事業名	犯罪抑止対策の推進	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校の通学路や警戒を要するエリアを巡回する安全・安心パトロールのほか、市内の防犯カメラの充足状況を踏まえた取組を推進することで、犯罪抑止効果を高めます。 自動通話録音機の貸出事業のほか、特殊詐欺被害防止に効果がある各種取組を検討し被害の未然防止に努めます。 関係機関と連携し、日常生活における防犯対策、特殊詐欺被害防止対策に関する防犯講話を実施します。 			

02-3 消費者啓発・消費者相談の充実

◆市民生活に役立つ消費者情報の提供

商品やサービス、販売方法が多様化する中、消費生活上のトラブルを未然に防止するため、消費者の年齢や生活環境の違いにも対応できるよう、様々な媒体を活用した迅速で正確な消費者情報の提供を行います。



◆多様な主体と連携した消費者教育の充実

若者から高齢者まで、自主的に合理的な消費行動をとることができるように、学校や地域活動団体等と連携し、生涯を通じた消費者教育の充実を図ります。

<生活ひとくちメモ>

◆誰もが安心して相談しやすい環境の整備

消費生活相談に従事する消費生活相談員のスキルの向上を図るとともに、消費生活センターを広く周知し、誰もが安心して相談できる環境を整備します。また、消費者問題の解決のほか、多重債務などの社会的支援を必要とする市民へ必要な支援に適切につなげられるよう、関係機関や消費生活センターを含む各種相談窓口、市民団体等の多様な主体との連携を強化します。

◆消費者トラブルの早期発見と解決に向けた適切な支援

消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止を図るため、教育機関や高齢者の見守り体制等との連携により、若者から高齢者まで幅広く、地域において消費者トラブルの早期発見や解決に向けた適切な支援につなげができる体制の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
消費者啓発事業への参加 者数	4,670人 (H29)	860人 (R3)	↗
消費者相談における自主 交渉率(※)	78.1% (H29)	79.6% (R3)	↗

※自主交渉率

消費生活センターにおける相談件数のうち、相談員のアドバイスにより相談者自ら解決に取り組むこととなった件数の割合

基本計画事業候補

事業名	消費啓発・相談事業	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 若者から高齢者まで幅広い年代へ向けた消費者教育を推進するため、多様な主体と連携し、消費生活に役立つ情報発信や、消費者トラブルを未然に防止するための啓発事業などを実施します。 消費者トラブルの相談に対応する消費生活センターの運営や周知を行うとともに、関係機関等と連携し消費者トラブルの解決に取り組みます。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 防災・安全情報メールによる即時性のある犯罪発生情報や防災対策情報の発信
- AI技術を活用したシステムの検討など、防犯対策を推進

共創のまちづくり

- 警察署や関係各所と連携した防犯キャンペーン等の実施
- 市民、地域、事業者、警察、行政の連携による防犯体制づくりの推進
- 特殊詐欺被害の未然防止
- 多様な主体と連携した消費者トラブルの未然防止・被害の拡大防止

脱炭素社会の実現

- 安全・安心パトロールで使用する自動車の環境配慮型車両の使用促進

フェーズフリー

- フェーズフリーの視点を踏まえた防犯対策グッズや青色防犯パトロール車両等の災害時の有効活用

第3編 分野別計画

基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために【子育て支援、学校教育、子ども・若者】

2-1 みんなに見守られ、安心して子どもを産み、育てられるまち【子育て支援】

施策〇3 子ども・子育て家庭の支援

目的	対象	子ども（出生前を含む）、子どもの保護者
	意図	子どもが健やかに成長できる 多様なライフスタイルに合わせて、安心して子どもを産み育てることができる

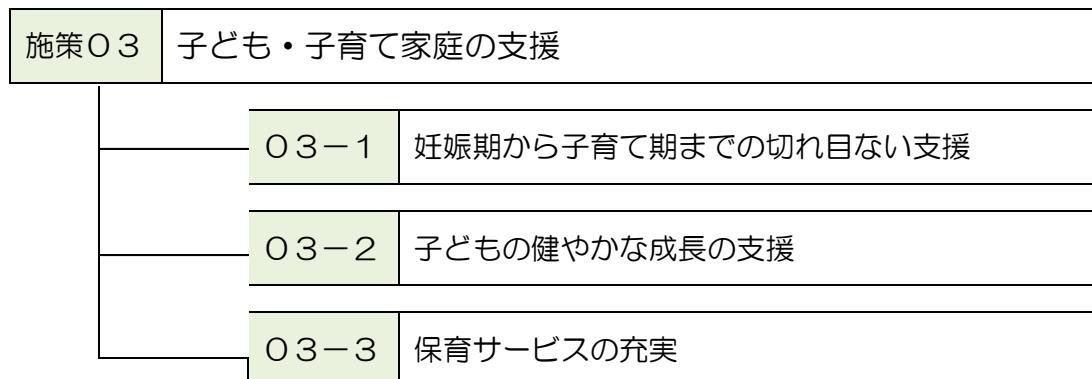
⊕ 施策の方向

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるように、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

⊕ 施策のポイント

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実（母子保健施策と子育て支援施策との連携）
- 国による「こども家庭庁」の創設及び児童福祉法等の一部改正に合わせた対応
- 多様な保育ニーズへの対応（保育園待機児童対策、学童クラブ入会保留児童対策など）
- 児童虐待の予防と早期発見、虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制の整備
- ヤングケアラーへの支援
- ひとり親家庭等への様々な相談や就労支援、経済的な支援
- 公立保育園における民間活力の活用の推進

⊕ 基本的取組の体系



■ 現状と主要課題

- 国が令和3年12月に策定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えるとともに、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとし、こうした「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和5年度に「こども家庭庁」を創設するとしています。
- 「こども家庭庁」において、国は、これまで分散していた子ども政策の司令塔機能を一本化し、子ども政策の一元的な企画・立案・総合調整を行うとともに、結婚支援から妊娠前の支援、妊娠・出産の支援、母子保健、子育て支援、子どもの居場所づくり、困難な状況にある子どもの支援等の事務を集約して自ら実施するなど、子ども政策を更に強力に進めていくとしています。
- 市は、「子どもは調布の宝、未来への希望」として、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を平成17年4月に施行しています。また、令和2年3月には、子ども・子育て支援法の規定に基づく「第2期調布っ子すこやかプラン」を策定し、「一人ひとりの子どもを尊重する」、「子育て家庭の支援を充実する」、「地域全体で子どもを育み、子育てを支援する」、「次代を担う子ども・若者等の健全育成」の4つの視点を基本方向とし、子ども・子育て支援については、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを掲げています。
- 児童福祉法等の一部改正（令和4年）に基づき、市は、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置したうえで、一体的な相談支援体制を構築し子育て家庭に対する支援サービスの向上に取り組む必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、市は、子育て世代包括支援センター（保健センター・子ども家庭支援センターすこやか）を中心として、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組むとともに、ゆりかご調布事業や産後ケア事業の実施のほか、育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎児家庭への支援や、1歳を迎える子どもを育てる家庭への支援に取り組んでいます。
- 地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、各児童館において子育てひろば事業を実施しています。地域とのつながりが希薄化している中、子育て家庭が抱える負担や悩みに対応できるよう、身近な相談支援窓口の一層の充実が求められています。
- 市は、義務教育就学児（小学校1年生から中学校3年生まで）に対する自己負担分の医療費助成について、小学校6年生までの所得制限及び非課税世帯における通院時200円（上限額）負担を撤廃しています。令和5年4月からは、所得制限及び通院時200円（上限額）負担を撤廃するとともに、対象を高校生相当年齢まで拡大し、高校生世代までの医療費の完全無償化を予定しています。
- ひとり親家庭の生活の安定や向上及び子どもの貧困対策に向けて、日常生活など様々な相談、子育てサービスに関する情報提供、就労支援、進学や就職に繋げるための学習支援、経済的支援等を行う必要があります。
- 子どもの貧困への対応として、市は、貧困の連鎖防止対策や複合的な課題を抱える子ども・若者の自立支援等を実施してきました。長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、ひとり親の子育て家庭や子どもの貧困が更に深刻化しているため、子どもの貧困対策の充実を図るとともに、困難を抱える子どもや子育て家庭の実情に応じた支援策を実施していく必要があります。
- 児童虐待に関する相談は、依然として多く寄せられ、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在

第3編 分野別計画

化してきている状況を踏まえ、引き続き、相談窓口の認知度向上に努め、虐待の未然防止に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）について、介護が長期にわたったり、負担や責任が過剰にかかることで心身の発達や友人等との人間関係の構築に支障をきたしたり、進路選択に制約をもたらすケースがあることが課題であると捉えられています。そのため、ヤングケアラー本人が望む学業や仕事、社会参加等を制限されることなく継続できるよう、市は、個々の状況に応じた支援に取り組んでいく必要があります。
- 市は、令和2年5月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困難を抱え支援を必要とする子どもや子育て家庭等に対して、一家団らん機会の提供や食料品購入を通じた生活支援、新学期に向けた学びの支援などを行うため、18歳以下の子どもがいる家庭に市内で使える応援券等を支給する「調布っ子応援プロジェクト」を継続して実施しています。

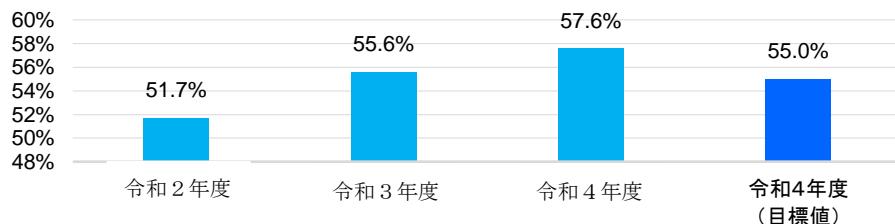
『調布っ子応援プロジェクトの概要』

事業名	時期	支給内容	対象人数
第1弾	R2.5～7月	商品券	約30850人
第2弾	R2.6月	米	約3150人
第2弾	R2.7～9月	現金	約2300人
第3弾	R3.8～10月	商品券	約38300人
第4弾	R4.3～5月	商品券	約39400人
第5弾	R4.12～R5.3月	キャッシュレスポイント等	約4000人

- 市の保育園の入所児童数は、市外からの転入者の増加や世帯の小規模化の進展等を背景に増加している状況を踏まえ、保育園の待機児童対策として、令和元年度から3年度までに、認可保育園4園を誘致・開設するなどし、435人の定員拡充を図りました。その結果、待機児童数は、令和4年に16人となりましたが、依然として待機児童の解消には至っていないことから、減少傾向にある年少人口の今後の推移や将来の保育需要を見据えた効果的な待機児童対策に取り組む必要があります。

『保育施設整備率の推移』

各年度4月1日時点



- 市の学童クラブは、児童や共働き世帯の増加などに伴う利用ニーズを踏まえた整備を進め、令和4年7月時点において42施設、定員2,380人となっています。令和元年から4年までの期間においては4施設を新たに整備し、155人の定員拡充を図りました。また、児童の障害の程度や特性に応じた対応ができる障害児学童クラブの開設など、先進的な取組も併せて実施しています。
- 就学児童数が令和8（2026）年度までは増加するものの、今後は児童数全体の減少が見込まれる一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズが変化することも見込まれます。
- このような動向を踏まえつつ、より多くの市民が地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境の充

実を図るために、今後も引き続き、ハード・ソフトの両面から、困難な状況にある家庭や子どもを含め、利用者のニーズに応じた各種子ども・子育て支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、子育て中の保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

基本的取組の内容

03-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

◆調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づく支援の推進

調布市子ども条例及び調布っ子すこやかプランに基づき、子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子どもの育ちを支援します。

調布っ子すこやかプランについては、令和7（2025）年度からの次期プランの策定に取り組みます。

◆子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目ない子育て支援

市は、子育て世代包括支援センターである子ども家庭支援センターすこやかと保健センターを子育て支援の中心的な拠点として、保護者が持つ不安を解消し、安心して子育てができるよう、相談事業を行います。

また、子ども家庭支援センターすこやかにおいて、一時預かりなどの各種子育て支援事業を行うとともに、保健センターにおいては、妊娠・出産期から子育て期にわたる健康診査や健康相談、保健師等の専門職による家庭への訪問、予防接種等を行うことで、子どもの健やかな成長を支援します。

さらに、本計画期間中に、組織横断的な連携の下、子育て世代包括支援センターを見直して「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の構築に向け、取組を検討、推進していきます。

◆児童館子育てひろば事業の実施

地域における子育て家庭の不安解消と子どもの健全な成長を支援するため、児童館における子育てひろば事業を実施します。また、「乳幼児施設連絡会」を開催し、乳幼児に関わる関係機関同士の顔の見える関係づくりを行います。

◆学習・交流の場の充実

子どもの健やかな成長のために、保護者が子育てに関して学習・交流できる場の提供や環境づくりを行います。

◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の配慮が必要な家庭について、経済的支援をはじめ、学習支援、就労支援など、自立に向けた取組を行います。

◆子育て家庭の経済的支援

乳幼児、義務教育就学児、高校生世代に対する医療費助成について、通院時200円（上限額）負担及び保護者の所得制限を撤廃し、完全無償化を実施します。また、幼児教育・保育の無償化への対応、児童手当の支給等を行います。

◆子どもの貧困対策の推進

経済的な困難を抱える家庭の子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や相談・生活支援を行います。また、子ども食堂やフードパンtryを実施する団体への支援を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
子育て支援サービスに満足している市民の割合	59.4% (H30)	68.3% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	ひとり親家庭等への支援	担当課	子ども家庭課	
事業の概要	・ひとり親家庭の生活の安定や向上及びその子どもの貧困の連鎖を防止し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供や就労支援、進学や就職につながるための学習支援を行います。			
事業名	出産・子育て応援事業	担当課	健康推進課	重点2
事業の概要	・すべての子育て家庭に対し、妊娠期から専門職が関わることで、出産・子育てに関する不安を軽減し、支援が必要な家庭の早期把握と支援につなげるため、母子健康手帳の交付及びゆりかご調布面接や産後ケア事業、多胎児家庭支援事業等を実施します。			
事業名	子どもの医療費助成＜新規＞	担当課	子ども家庭課	重点2
事業の概要	・乳幼児期から高校生世代（非就学者を含む、高校1年生から3年生に相当する年齢の方）までの医療費を助成します。			

03-2 子どもの健やかな成長の支援

◆子どもの虐待防止対策

児童虐待防止センターを中心とする関係機関と連携し、児童虐待の予防と早期発見に取り組むとともに、虐待を受けた子どもの支援・ケアに関する体制を整備します。

◆ヤングケアラーへの対応

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）について、関係部署と連携して、実態を把握するとともに、必要な支援につなげます。

◆子どもの発達への支援

発達に遅れやかたり等がある子どもに対して、子ども発達センターを中心に、関係機関と連携しながら、健やかな成長を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
すこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	37.6% (H30)	49.8% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	児童虐待防止センター事業の推進	担当課	子ども政策課	重点2
事業の概要	• 子ども家庭支援センターすこやかにおいて、児童虐待防止センター事業を実施し、相談や通報の内容に応じて、児童相談所等の関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行うほか、保護をする児童等への支援に関するネットワークの強化を図るために、調布市要保護児童対策地域協議会を運営します。			

O3-3 保育サービスの充実

◆保育の質の維持・向上

子ども・子育て支援法に基づく市内認可保育園等に対する指導検査や保育アドバイザーによる巡回等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

◆保育園待機児童対策の推進

未就学児童数や保育園申込者数の推移などを踏まえ、保育を必要とする児童の受入枠確保に向けて、年度限定型保育事業や既存園の定員変更など、効果的な待機児童対策に取り組みます。

◆学童クラブの入会保留児童対策の推進

放課後の児童の安全な育成の場を確保する観点から、学童クラブの入会保留児童対策に取り組みます。なお、施設整備に当たっては、小学校校舎内又は敷地内や民間所有地などの有効活用を図るとともに、放課後子供教室事業と連携した取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
学童クラブ定員数	—	2,370人 (R4年4月1日)	↗

基本計画事業候補

事業名	保育サービスの充実	担当課	子ども政策課 児童青少年課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の活用を中心とした計画的な保育園の待機児童対策に取り組みます。 学童クラブの整備及び放課後子供教室事業との連携等により、学童クラブ入会保留児童対策に取り組みます。 			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- マイナポータルの子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の推進
- 学童クラブ申請のオンライン化
- 保護者連絡用ツールのデジタル化

共創のまちづくり

- 地域子育て支援拠点事業の推進

脱炭素社会の実現

- 自然と触れ合う事業の推進

フェーズフリー

- 保育園や児童館、学童クラブ等の施設設備のフェーズフリー対応

2-2 子どもたちの個性が尊重され、安心して学び成長できるまち【学校教育】

施策〇4 学校教育の充実

目的	対象	小・中学生
	意図	基礎的な知識や社会性、体力が身に付き、自ら学び、考える力を培う

+ 施策の方向

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

+ 施策のポイント

- OGI GAスクール構想に基づくICT教育の推進
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の計画的な導入
- 市立学校における働き方改革プランの推進による学校教育の質の維持・向上
- 不登校児童・生徒を支援するための中学校適応指導教室の設置に向けた検討
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実
- 第2期調布市特別支援教育推進計画に基づいた特別支援教育の推進
- 教育人口の推移や施設の老朽化等を踏まえた学校施設の整備

+ 基本的取組の体系

施策〇4	学校教育の充実
	O 4-1 豊かな心の育成
	O 4-2 確かな学力の育成
	O 4-3 健やかな体の育成
	O 4-4 個に応じたきめ細かな支援
	O 4-5 魅力ある学校づくりの推進
	O 4-6 安全・安心な学校づくりの推進
	O 4-7 学校施設整備の推進

■ 現状と主要課題

- 平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示され、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。
- 次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会の中でたくましく成長し、自らの夢や希望を実現できるよう、今後も引き続き、教育目標に掲げた子どもたちの徳・知・体の調和のとれた成長と、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指します。児童・生徒が主体的に未来の社会を切り拓くための「生きる力」を、一人一人の状況に応じた教育の推進と支援により育んでいく必要があります。
- 令和元年度には全国におけるいじめの認知件数が、過去最多となり、市においても、令和元年度の認知件数が過去最多となりました。令和元年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、GIGAスクール構想に基づく対応が前倒しで進められ、市においても、児童・生徒1人1台端末が早期に実現し、教育活動の様々な場面での利活用を推進するほか、夏季休業期間の延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。また、学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用と併せ、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。
- 令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下などが見られるため、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。
- 共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。
- 市は、小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってきましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備などが求められています。
- 虐待を受けた子どもや本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）など、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、関係機関と連携して必

第3編 分野別計画

要な支援につなげることが求められています。

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。市では、令和3年度に地域学校協働本部¹の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働する観点から、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール²（学校運営協議会制度）の導入が必要とされています。
- 近年、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、市は「調布市立学校における働き方改革プラン（平成31年1月）」に基づき、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組み、よりよい学校教育の実施につなげる必要があります。
- 部活動における諸課題として、生徒数の減少や競技経験のない教員による指導、休日の大会等への引率による教員の負担などが指摘されている中、令和4年に、スポーツ庁及び文化庁から、運動部活動と文化部活動それぞれの地域移行に関する提言が公表されました。この提言を踏まえ示された国のガイドライン（案）では、部活動の地域移行に当たって、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方が示されています。そのため、国の提言やガイドラインを踏まえ、市の部活動における地域移行について、組織横断的な連携を図りながら検討を進めていく必要があります。
- 市は、今後も良好な学習環境を確保し、安定的な学校運営を継続するためには、長期的な視点により計画的な学校施設の整備を行っていく必要があるという基本認識のもと、平成31年3月に今後の学校施設整備の基本的な考え方を示した「学校施設整備方針」を策定しています。この方針を踏まえ、学校施設について、将来的な建替えなどの整備時期が短期間に集中する事がないよう、施設の劣化状況や今後の児童・生徒数の動向に留意しながら、施設整備の時期やその手法に関する創意工夫に加え、民間ノウハウや資金の活用等による財政負担の抑制、平準化に取り組む必要があります。

■ 基本的取組の内容

04-1 豊かな心の育成

◆命を大切にする教育の推進

自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

◆人権教育の推進

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害・国籍・性別等、多様性を認め合う、共生社会の充実に向けた心のバリアフリー教育を推進します。

¹ 学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組み。

² 「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営協議会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会より任命された委員（保護者や地域の方も委員の対象）が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

◆いじめの防止と対応

いじめ、虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

◆道徳教育の推進

物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。

◆体験活動の推進

宿泊を伴う移動教室等の体験活動や、中学校職場体験などについて、感染症対策を講じながら可能な限り実施し、集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	95.2% 92.8% (H29)	96.2% 94.7% (R3)	↗

04-2 確かな学力の育成

◆基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋げます。

◆ICT環境の整備・活用と情報教育の推進

ICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、デジタル社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

第3編 分野別計画

◆グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」、「国際理解」、「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の充実に向けた意識の醸成等を図ります。

また、外国語指導助手（ALT）を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

◆学校図書館の活用推進

各学校に配置している学校司書と連携し、図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レンタルサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目的合計ポイント数 (上段：小学校、下段：中学校)	—	4.0ポイント 5.0ポイント (R3)	↗
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	—	83.5% 78.6% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	ICT環境の整備・活用と情報教育の推進<新規>	担当課	指導室	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">教員用端末や教室のICT機器及び児童・生徒1人1台端末の整備・利活用、情報モラル教育の展開等を推進することで、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施することにより、教員のICT活用能力の向上を図ります。ICT機器のみならず、ネットワーク構成、運用やセキュリティに関するルール等の環境を整備することで、児童・生徒の情報活用能力及び教員のICT活用能力の向上のための基盤を強化します。			

04-3 健やかな体の育成

◆体力向上への支援

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyo Sports Life推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

◆食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画の作成を全小・中学校で行います。また、家庭・地域・大学・企業等との連携や市が取り組む食育関連事業との連携を図るなど、学校教育活動全体を通じて児童・生徒の食育を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と市の体力合計点の比較 (上段：小学校、下段：中学校)	▲2.5ポイント ▲2.7ポイント (H29)	▲3.9ポイント 2.5ポイント (R3)	
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合	—	小学校：男68.0% 女61.6% 中学校：男57.8% 女57.1% (R3)	

基本計画事業候補

事業名	児童・生徒の体力向上への支援	担当課	指導室
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 保健体育教育専門研究員を配置し、児童・生徒の体力面や運動習慣等の実態、教職員の現状や意向等を把握します。 体力向上検討委員会を通じた各校の体育の授業改善を推進するとともに、走り方教室等を通じた体力向上及び運動能力の向上に資する取組を推進します。 地域学校協働本部における部活動外部指導員・水泳指導補助員・授業支援員などを活用し、児童・生徒の体力向上に向けた支援に取り組みます。 		

04-4 個に応じたきめ細かな支援

◆特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、児童・生徒が十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。

◆不登校児童・生徒への支援

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの推進による不登校の未然防止を図るとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

◆個に応じたきめ細かな教育相談の充実

児童・生徒に関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターと教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える児童・生徒や保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。

◆様々な家庭環境にある児童・生徒への支援

経済的な困難を抱える家庭に対し、就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関と連携した適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力の向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒※の数に対する個別指導計画の作成率 (上段：小学校、下段：中学校)	76.5% 53.7% (H30)	90.8% 62.8% (R3)	➡

※ 指標の対象となる児童・生徒とは、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒を指す。

基本計画事業候補

事業名	特別支援教育の推進	担当課	指導室	重点2
事業の概要	<p>・第2期調布市特別支援教育推進計画に基づき、児童・生徒が十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進するため、学校の組織的な体制整備・校内体制の強化、教員等の専門性の向上、保護者・地域・関係機関との連携、全ての児童・生徒が安全・安心に学べる環境・体制整備に取り組みます。</p>			

事業名	不登校児童・生徒への支援	担当課	指導室	重点2
事業の概要	<p>・小学校適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の運営により、不登校児童・生徒に対し、教育の機会を提供するとともに、不登校児童生徒支援プロジェクトSWITCH等、大学との連携事業や訪問型支援事業による不登校児童・生徒に対する支援に取り組みます。</p> <p>・不登校生徒を対象とした中学校適応指導教室の設置に向けて検討します。</p>			

事業名	学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援	担当課	指導室
事業の概要	<p>・いじめ・不登校等の問題行動への対応や、家庭における経済的な課題、ヤングケアラー、児童虐待等の課題を抱える児童・生徒に対し、心理的及び福祉的な支援を行っていくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における個々の状況に応じた様々な支援に取り組みます。</p> <p>・スクールカウンセラーの全校配置を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーについても全校配置を検討し、支援体制の充実を図ります。</p>		

04-5 魅力ある学校づくりの推進

◆コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンを共有しながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により、持続可能な仕組みを構築し、学校教育活動の充実、活性化を図ります。

◆特色ある教育活動の推進

農業体験や環境美化活動など、市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また、児童が自らの個性にあった中学校を選択する学校選択制を通じて、それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。

◆教職員の指導力・人権意識の向上

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修、教育経営研究室の専門研究員の巡回

第3編 分野別計画

指導に加え、東京教師道場等の外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識の更なる向上を図るため、いじめや体罰、不適切な指導・暴言等の根絶、経済的な困難を抱える家庭やヤングケアラーの問題、外国にルーツを持つ子ども、LGBTQ等、多様性についての理解を深める研修等の充実を図ります。

◆学校における働き方改革の推進

令和5（2023）年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン」に則り、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、学校を支える人員体制の確保、部活動の負担軽減、教員の健康を保持するための取組等を通じて、学校教育の質の維持向上、魅力ある学校づくりにつなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
コミュニティ・スクール導入校数	—	未設置 (R4)	↗

基本計画事業候補

事業名	コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	担当課	指導室	重点2
事業の概要	・学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めます。 ・令和3年度に全校設置が完了した地域学校協働本部の円滑な運営を行うとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に推進することで、教育活動の一層の充実・活性化に取り組みます。			

04-6 安全・安心な学校づくりの推進

◆食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事に合わせ、アレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努め、市立小学校で発生した食物アレルギーによる死亡事故が決して風化することのないよう各種取組を推進します。

◆安全教育の推進

調布市防災教育の日における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。

セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成します。また、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達の段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。

◆児童・生徒の安全確保の推進

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路マップの活用による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもの緊急避難場所となる「子どもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。

また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
調布市防災教育の日の参加者数	2万9,935人 (H26~30の平均)	1万7,218人 (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	命の教育活動の推進	担当課	指導室	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 調布市防災教育の日（4月の第4土曜日）に合わせた命の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を実施するほか、防災に係る地域対象の講座を実施するなど、年間を通して、命を大切にする教育活動を実施します。 12月を「いのちと心の教育」月間と位置付け、いのちの大切さなどを題材とした道徳授業等の充実を図る取組を実施します。 			

O4-7 学校施設整備の推進

◆学校施設の更新

調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との集約・複合化を視野に入れた、校舎建替え等の検討を進めます。

また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほか、LED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に資する学校施設の整備の検討を進めます。

◆不足教室への対応

小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。

◆安全・安心で快適な教育環境の整備

計画的な維持保全により、安全・安心で快適な教育環境を保持するとともに、夏季の暑さ対策や熱中症対策のほか、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。

また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、誰もが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合（上段：屋上防水、中段：外壁、下段：受変電設備）	100% 100% 100% (H3O)	100% 100% 100% (R3)	→

基本計画事業候補

事業名	小・中学校施設の整備	担当課	教育総務課	重点2
事業の概要	・児童・生徒数の増加に伴う不足教室対策等としての施設整備を実施します。 ・学校施設の計画的な建替えや長寿命化改修、維持保全等に取り組みます。 ・食物アレルギー対策のほか、ドライ化や空調設備の設置など計画的に給食室の改修を行います。 ・避難所機能の充実を図るための施設整備を行います。			



施策の推進、成果向上の視点の関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- GIGAスクール構想の実現（児童・生徒1人1台端末の活用等）
- 教育データの利活用

共創のまちづくり

- デジタル技術を活用した食育の推進

脱炭素社会の実現

- 学校施設における再生可能エネルギーの利用促進

フェーズフリー

- コロナ禍等の社会情勢に柔軟に対応するための教育環境の整備

第3編 分野別計画

2-3 子ども・若者が、様々な活動や交流を通して、活躍できるまち【子ども・若者】

施策〇5 青少年の健全育成

目的	対象	青少年、困難を抱える子ども・若者
	意図	青少年が自覚と責任を持って社会生活をおくことができる 困難を抱える子ども・若者を適切な支援につなげることができる

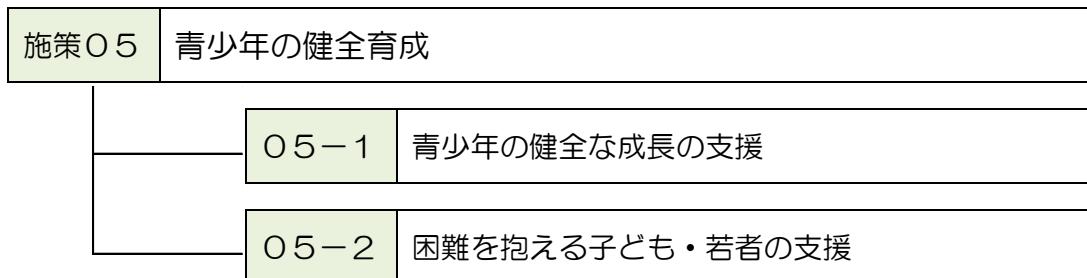
■ 施策の方向

青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域活動において活躍できる人材の育成、非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取組を推進します。

■ 施策のポイント

- 困難を抱える子ども・若者支援における関係機関の連携推進
- 児童館における民間活力の活用及び効果的・効率的な運営
- 学童クラブと連携した、放課後子供教室事業の実施及び利便性の向上

■ 基本的取組の体系



■ 現状と主要課題

- 市は、令和2年3月に子ども・若者計画を包含した第2期調布っ子すこやかプランを策定し、計画に基づいて、困難を抱える子ども・若者への支援策を推進しています。
- 地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むため、青少年問題協議会、青少年補導連絡会及び健全育成推進地区委員会との連携・協力の下、各種研修、街頭パトロール、ソフトボール大会、青少年表彰、青少年の非行防止活動等を実施しています。
- インターネット利用環境の変化に伴い、インターネットやSNS等に起因する青少年の犯罪被害が増加傾向にあることから、その現状や対策について、周知・啓発を図る必要があります。
- 青少年の健全育成の場として、リーダー養成講習会を開催し、地域で活躍できる人材を養成しており、

今後も取組の推進を図る必要があります。

- 「青少年ステーション（C A P S）」は、中・高校生世代が安全・安心に過ごせる第三の居場所として、様々な活動を通じて人と出逢い、地域や社会とつながりながら、青少年の健全な成長を支援しています。引き続き、より地域に開かれた施設として、中・高校生世代の力を地域に還元するとともに、悩みや課題を抱えた青少年の自立を支援していく必要があります。あわせて、児童館で実施している中高生事業の充実に取り組みます。
- 令和2年1月に策定した「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」に基づき、民間活力を活用した公民連携による児童館運営に取り組んでいます。児童館において、市は、多様化する福祉的課題に対応するため、関係機関と連携しながら、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行うとともに、児童館の活動等を通じた地域における健全育成の環境づくりを進める必要があります。
- 児童の放課後の居場所として、保護者の就労の状況に関わらず誰でも利用できる放課後子供教室事業を実施しています。放課後子供教室事業では、子どもたち自身のやりたいことの実現を目指すとともに、専門人材による遊びのプログラムや、地域団体と連携したプログラムの提供など、多彩な体験ができるようプログラムの充実を図っていく必要があります。
- 市は、子どもの意見発表の場として「調布っ子“夢”発表会」を実施するほか、児童館や青少年ステーション、青少年交流館における子どもや若者の自主的な活動の支援を行ってきました。国では「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしており、市においても引き続き、子どもや若者の意見を広く取り入れながら、各種施策・事業を進めていく必要があります。
- 子ども・若者に対する支援を行う機関や団体等が連携し、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子ども・若者を支援することを目的に、調布市子ども・若者支援地域協議会（子ども・若者支援地域ネットワーク）を設置しています。多様化、複合化する相談内容に対応するため、関係機関同士の連携がより一層必要となります。
- 家庭の事情等で進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、子ども・若者に対する自立支援を行うことを目的に、子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、相談・居場所・学習支援事業を行っており、利用人数の増加や多様化するニーズに応じた体制の検討や構築が必要となります。

≪「ここあ」の利用状況（延べ人数）≫

年度	相談	居場所	学習支援	合計
R元年度	5257	518	2468	8243
R2年度	4787	466	2348	7601
R3年度	6249	1124	3445	10818

- 今後、ひとり親世帯の増加や地域におけるつながりの希薄化等を背景に、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなど、困難を抱える子ども・若者の問題がさらに複雑さを増していくことが懸念される中、子ども・若者の生まれ育った環境や家庭の経済的理由等によって貴重な学びの機会が奪われることがないよう、支援の充実に取り組む必要があります。

基本的取組の内容

05-1 青少年の健全な成長の支援

◆青少年の健全育成

健全育成推進地区委員会や関係機関等と連携・協力し、スポーツ大会や青少年表彰を行うほか、街頭パトロール等の非行防止活動を実施するとともに、インターネットやSNS等に起因する青少年の犯罪被害の未然防止に向けた啓発活動を行います。また、各児童館での児童館運営会議をはじめ、地域における各種会議等を通じて関係機関とのネットワークを構築しながら、子どもをまんなかにした地域の健全育成環境づくりに取り組みます。

◆地域で主体的に活躍できる人材の養成

各種リーダー養成講習会を実施し、地域活動等で活躍できる青少年の育成に取り組みます。

◆青少年ステーション（C A P S）及び各児童館における中・高校生世代の健全育成

青少年ステーションや青少年交流館、児童館等を活用し、青少年の自主的な活動を支援します。

また、中・高校生世代の健全育成を進めるために利用者の視点に立ち、子どもの意見を反映させた中・高校生事業を実施します。

◆児童の放課後等の居場所づくり

放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と、外部専門人材の活用や地域団体との連携などによる様々な遊びや活動プログラムを通じ、子どもたちの交流を促進するとともに、児童館、学童クラブと連携した放課後子供教室事業を実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
児童館における子どもの意見を具現化した取組の件数	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	放課後子供教室事業の実施<新規>	担当課	児童青少年課
事業の概要	・学校施設を利用して小学生の放課後等における安全な遊び場、居場所を確保するとともに、様々な遊びや活動プログラムを展開し、子どもたちの交流促進を図ります。		

●その他の主な事業

- ・リーダー養成講習会の実施

05-2 困難を抱える子ども・若者の支援

◆困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者及びその家族を支援するため、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、相談・居場所・学習支援などの自立支援事業を行います。また、多様化、複合化する相談内容に対応するため、調布市子ども・若者支援地域ネットワークを通じて、相談体制の構築や関係機関の横断的な連携による支援を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者への支援に満足している市民の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	子ども・若者への支援	担当課	児童青少年課	重点2
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等への支援事業及び生活困窮者自立支援事業との合同事業として、子ども・若者総合支援事業「ここあ」の相談事業及び居場所事業を実施します。 市内において居場所を提供する事業への補助を行うとともに、子ども・若者支援地域ネットワークを通して、子ども・若者の自立支援を行う機関、団体等のネットワーク形成を図り、適切な支援につなげます。 			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- 困難を抱える子ども・若者へのオンラインを活用した相談対応

eスポーツを通じた包摵的な交流

共創のまちづくり

- 児童館と地域等とのつながりの継続・発展

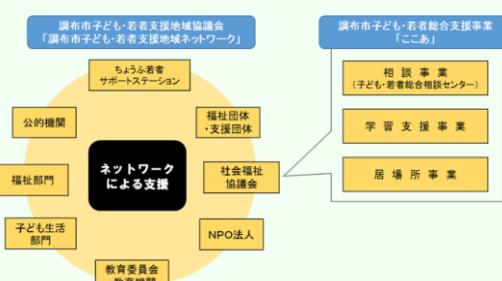
- 子ども・若者支援地域ネットワークによる支援

脱炭素社会の実現

- 自然と触れ合う事業の推進、SDGs教育の推進

フェーズフリー

- 平常時から地域ぐるみで健全育成に取り組み、災害時に地域内で助け合いができる 関係の構築



第3編 分野別計画

基本目標3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために【福祉（高齢福祉・障害福祉・地域福祉）、健康づくり】

3-1 みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち【福祉】

施策〇6 共に支え合う地域福祉の推進

目的	対象	市民、地域活動団体、福祉サービス事業者、福祉団体
	意図	地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる

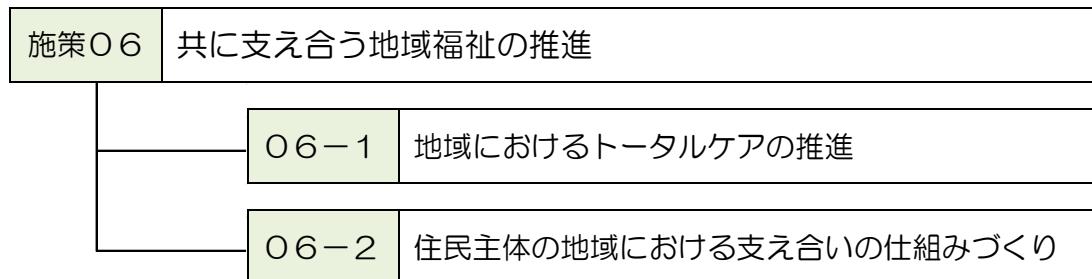
◆ 施策の方向

誰もが住み慣れた場所で、社会から孤立することなく、いきいきとした生活を送ることができるよう、地域で支え合い、認め合い、ともに生きるまちづくりを推進するとともに、地域における住民主体の活動等を支援することにより地域福祉の充実を図ります。

◆ 施策のポイント

- 福祉3計画（地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画）に基づく施策の有機的な運動による展開
- 地域共生社会の充実に向けた包括的な支援体制の構築
- 地域福祉コーディネーターを中心とする地域におけるトータルケアの推進や住民主体による地域で課題を解決する仕組みの充実
- 専門的な人材育成と福祉サービスの担い手となる市民の育成・参画
- 成年後見制度の利用促進や再犯防止の取組の推進
- 新たな総合福祉センター整備の推進

◆ 基本的取組の体系



◆ 現状と主要課題

- 市は、平成30年3月に、地域福祉を推進するための指針として、自助、互助・共助、公助の連携による地域づくりや地域ぐるみの福祉の進め方について、市の取組のほか、市民や地域が今後目指す方向等を定めた「調布市地域福祉計画」を策定し、これに基づいて取組を進めています。

- 調布市地域福祉計画では、地域福祉に関する様々な課題の解決に向け、「地域福祉を担う人づくり」、「ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり」、「地域福祉の輪を広げるネットワークづくり」及び「安全・安心して生活できる環境づくり」の4つの基本目標と、「地域におけるトータルケアの推進」、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」、「地域が一体となった災害対策の推進」の3つの重点施策を掲げています。
- 包括的な支援体制の構築を図るため、平成30年10月には、高齢、児童、障害、健康、教育など、各分野の庁内所管部署や調布市社会福祉協議会、保健所等の関係機関で構成する「相談支援包括化推進会議」を設置しました。
- 複合的な生活課題を抱える市民や制度の狭間で苦しんでいる市民などにきめ細かな対応を行うため、様々な機関や団体と連携しながら、課題の解決に向けた取組を行う地域福祉コーディネーターをこれまで段階的に配置し、令和元年度には、8つの福祉圏域全てに配置しました。
- 現在、地域福祉コーディネーターを中心に、地域福祉における地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制の構築を支援しています。
- 市は、住み慣れた地域の中で、市民一人一人が孤立することなく、お互いに支え合い、安心した生活が送れるよう、交流の場づくりを進めるため、調布市社会福祉協議会が実施している「ひだまりサロン事業」を支援しています。
- 令和2年3月に、多摩南部成年後見センターを共同運営している構成5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稻城市）で策定した5市共通の成年後見制度利用促進基本計画を協働して推進するとともに、次期地域福祉計画を踏まえて、市の取組を検討し、推進する必要があります。
- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送ることが出来るよう、組織横断的な連携の下、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。
- 国は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、市町村の包括的な支援体制の構築を推進するため、社会福祉法を改正し、令和3年4月に重層的支援体制整備事業を創設しました。
- 今後、複雑化・複合化した地域の生活課題に的確に対応するため、重層的支援体制整備事業への移行により、地域福祉コーディネーターを中心とする多機関協働の取組等を主要な取組の一つとして、相談支援等の充実や地域における支え合いの仕組みづくりに努める必要があります。
- 誰もが安心かつ快適な生活を営むことができ、進んで社会進出ができるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。
- 総合福祉センターについては、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、利用者や関係団体等の意見を踏まえながら、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点となるよう整備・移転に向けた取組を進めていきます。

基本的取組の内容

06-1 地域におけるトータルケアの推進

◆包括的な支援体制の構築

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を組織横断的に推進する中で、地域福祉コーディネーターと相談支援機関等との連携により、

第3編 分野別計画

多機関協働による包括的な支援体制の構築を図ります。

◆相談支援機関のネットワークの構築とコーディネート機能の強化

8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心とし、複雑化・複合化した課題に的確に対応できるよう、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決するコーディネート機能の強化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域福祉コーディネーターの新規相談件数（個別支援）	—	429件 (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築	担当課	福祉総務課	重点3
事業の概要	・社会福祉法に基づき実施する重層的支援体制整備事業の取組の下、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実を図るとともに、多様な地域活動や地域課題に対する住民の主体的な取組を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。			

06-2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

◆地域課題の解決力の強化

住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を解決する支え合いの仕組みづくりについて、地域福祉コーディネーターの活動を通じて、地域支え合い推進員や関係機関等との連携による支援を行います。また、福祉人材育成センターを中心とした担い手の発掘と育成及び専門性の向上を推進します。

◆住民主体の交流活動の場の拡充

ひだまりサロン等の市民の主体的な交流活動の場の整備等を推進するとともに、地域活動やボランティア活動等について、地域福祉コーディネーターやボランティアコーナー等が連携した支援により、各種活動の活性化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域福祉コーディネーターの新規相談件数（地域支援）	—	348件 (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	地域福祉コーディネーターを中心とする包括的な支援体制の構築【再掲】	担当課	福祉総務課	重点3
事業の概要	・社会福祉法に基づき実施する重層的支援体制整備事業の取組の下、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実を図るとともに、多様な地域活動や地域課題に対する住民の主体的な取組を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。			

事業名	福祉人材育成事業の推進	担当課	障害福祉課
事業の概要	・市内の福祉人材の育成・確保のため、調布市福祉人材育成センターの運営を支援します。 ・障害理解の更なる推進のための当事者講師育成研修や、民間事業所における強度行動障害への対応力向上を図る講師派遣研修を新たに実施します。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した交流の場の確保

共創のまちづくり

- 民生委員・児童委員による地域福祉活動
- 多機関協働による包括的な支援体制の構築
- 社会を明るくする運動の推進
- 地域住民主体の交流活動の充実
- 福祉人材確保・育成

フェーズフリー

- フェーズフリーの考え方を取り入れた新たな総合福祉センターの整備

施策〇7 高齢者福祉の充実

目的	対象	おおむね65歳以上の市民
	意図	住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、健康的に暮らし続けることができる

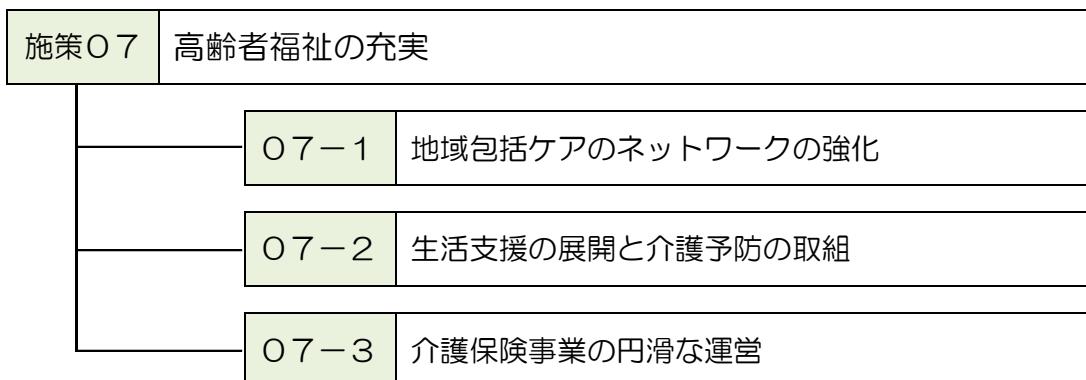
施策の方向

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

施策のポイント

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域づくり
- 8つの福祉圏域における第2層の地域支え合い推進員の配置の継続・拡充
- 介護保険事業の円滑な運営と地域密着型サービスの整備
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の推進

基本的取組の体系



現状と主要課題

- 団塊の世代の全てが後期高齢者となる令和7（2025）年以降、医療や介護に対する需要が更に増加すると見込まれています。このような状況下、国では、令和7（2025）年を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくとしており、各自治体では、令和7（2025）年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

- 厚生労働省の「令和4年版厚生労働白書」によると、我が国では令和7（2025）年には高齢者の5人に1人に当たる約700万人が認知症になると見込まれており、認知症は、今や誰もが発症しうる身近なものになっているとしています。
- このような状況下、国は、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を策定しています。同大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生¹」と「予防²」を車の両輪とした施策の推進を基本的な考え方方に据えています。
- 市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の中の関係団体や専門機関、行政が連携し、地域包括ケアシステムの仕組みづくりを推進しています。また、サブセンターを含む市内10箇所の地域包括支援センターに認知症の人やその家族への相談支援や、医療・介護との連携コーディネート役を担う「認知症地域支援推進員」を配置しています。
- 平成30年2月に策定された高齢社会対策大綱では、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、もはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を發揮できる時代が到来している」としたうえで、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整える必要がある」としています。
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを最後まで送り続けることができるよう、今後も引き続き、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努める必要があります。
- 今後、高齢社会の進行に伴って、要介護・要支援認定を受ける市民の数がさらに増加していくことが見込まれます。それを防ぐ対策として、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や環境調整などを通じ、個々の高齢者の生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指す必要があります。
- 高齢者自身が地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう、就業や社会活動へ参加する機会の確保・充実に努める必要があります。
- 健康長寿を目指して、要支援、要介護状態にならないように、高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進していく必要があります。市は、平成27年度から地域支え合い推進員を配置し、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、体制整備を推進しています。

基本的取組の内容

07-1 地域包括ケアのネットワークの強化

◆地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアを推進する中核機関として、地域との連携の強化を図るとともに、福祉圏域の特徴に応じた地域包括支援センターの体制整備を推進します。また、認知症地域支援推進員を継続配置し、在宅医療・介護連携推進や認知症対策の実施に取り組みます。

¹ 認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きること。

² 認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにすること。

第3編 分野別計画

◆医療と介護の連携強化

在宅療養を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、「ちょうふ在宅医療相談室」の取組を充実し、高齢者の相談支援及び地域の医療と介護の連携体制づくりや、地域と病院の連携強化を推進します。

◆在宅生活を支えるサービスの充実

在宅で生活する高齢者を支援するため、配食サービス、緊急通報システム等の提供を行います。また、それらのサービスを周知し、利用を促進するほか、必要に応じて見直し・改善を図ります。

◆ケアラー（介護者）への支援

家族をはじめとした介護者（ヤングケアラーを含む）の身体的・精神的負担を緩和するための支援や関係機関等との連携の強化を図ります。

◆認知症高齢者等への支援の充実

認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症の当事者や家族と共に認知症への理解促進を啓発するとともに、社会参加の体制整備や相談支援体制強化、ネットワークの構築を図ります。

◆見守りネットワークの推進

高齢者や障害者、生活困窮者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体で見守りを推進する見守りネットワークの継続実施と、協定・協力団体との連携強化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域包括支援センターの利用者の満足度	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	地域包括支援センターの充実	担当課	高齢者支援室	重点3
事業の概要	・高齢者の総合相談窓口として、包括的・継続的ケアマネジメント支援や多様なネットワークを活用した介護予防、地域の高齢者の実態把握や相談支援及び権利擁護などを行う地域包括支援センターの機能強化と適正な運営を図ります。			

事業名	認知症対策の充実	担当課	高齢者支援室	重点3
事業の概要	・認知症の方や家族と共に認知症への理解促進を啓発するとともに、医療と介護の専門職の連携強化と対応力向上を図り、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症対策の充実を図ります。			

事業名	見守りネットワークの推進	担当課	高齢者支援室	
事業の概要	・高齢者や障害者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体での見守りを推進します。			

07-2 生活支援の展開と介護予防の取組

◆社会参加と生きがいづくり

高齢者が地域と関わりながら、主体的に活動ができるように、常設の通いの場や居場所を運営する中間支援組織と連携し、新しい生活様式にも対応した社会参加の促進を図ります。福祉施設等の整備に当たっては、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する機会の提供も併せて検討します。

また、高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。

◆健康づくり・介護予防の推進

高齢者のデジタルデバイド解消に取り組むとともに、フレイル予防事業の実施、多世代交流の場につながる常設通いの場の整備を推進します。また、**高齢者の健康寿命の延伸を目指した産学官連携での取組**を進めます。その他、要支援・要介護状態になるのを防ぐための介護予防事業の実施や、要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供を推進します。

◆支え合いの地域づくりの推進

高齢者の生活支援・介護予防サービスを地域の支え合いにより提供していくため、福祉圏域に配置した地域支え合い推進員が住民ニーズを把握しながら、支え合いの地域づくりを推進します。

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図るとともに、府内組織の横断的な取組の下、高齢者の健康課題に応じたきめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
就労を含む社会参加している高齢者の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業の展開	担当課	高齢者支援室	重点3
事業の概要	・高齢者が要介護状態にならずに、地域で元気に暮らしていくよう、高齢者ニーズに合った介護予防・フレイル予防事業を推進します。日常生活支援総合事業については、多様な主体によるサービス提供をするとともに、普及啓発に取り組みます。			

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施<新規>	担当課	保険年金課、高齢者支援室、健康推進課
事業の概要	・高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、健診結果、医療レセプト及び介護レセプトから高齢者の健康課題を把握し、家庭訪問や通いの場への積極的関与等を通じて、必要な医療や介護サービス等への橋渡しやフレイル予防に取り組みます。		

07-3 介護保険事業の円滑な運営

◆介護保険事業の円滑、適正な運営

利用者への情報提供や支援、介護サービスの質の向上、介護給付の適正化、介護保険サービスの利用者負担軽減を図るとともに、介護認定事業の円滑な運営を推進します。

◆地域密着型サービス³等の整備

市内におけるサービスの需要と供給のバランスに配慮しながら、地域密着型サービス等の基盤整備を促進します。

◆サービスの質の向上への取組

利用者が安心してサービスを受けることができるよう、関係機関との連携の強化や介護人材の確保・育成を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
要介護認定申請から決定までの日数	—	調査中	↗

● その他の主な事業

- ・ 地域密着型サービスの整備
- ・ 要介護（要支援）認定



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- OCDC（調布・デジタル・長寿）運動
- デジタルデバイド解消
- オンラインを活用したフレイル予防・交流・相談支援等
- OAⅠ活用のケアプラン作成

共創のまちづくり

- 高齢者健康づくり事業
- 地域での高齢者見守り
- 高齢者就労の場確保
- 多機関連携による包括的支援体制の整備
- OCDC（調布・デジタル・長寿）事業
- スマートフォン講習会

フェーズフリー

- 各所管施設におけるフェーズフリーの考え方に基づく取組の促進
- 日頃のフレイル予防や地域交流を通じた災害時の避難生活等での健康悪化防止

³ 高齢者が認知症や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援するサービス。介護事業者を指定する権限は市町村にあり、利用対象は原則住民のみ。

施策〇8 障害者福祉の充実

目的	対象	障害のある市民とその家族
	意図	安心して暮らし、社会に参加することができる

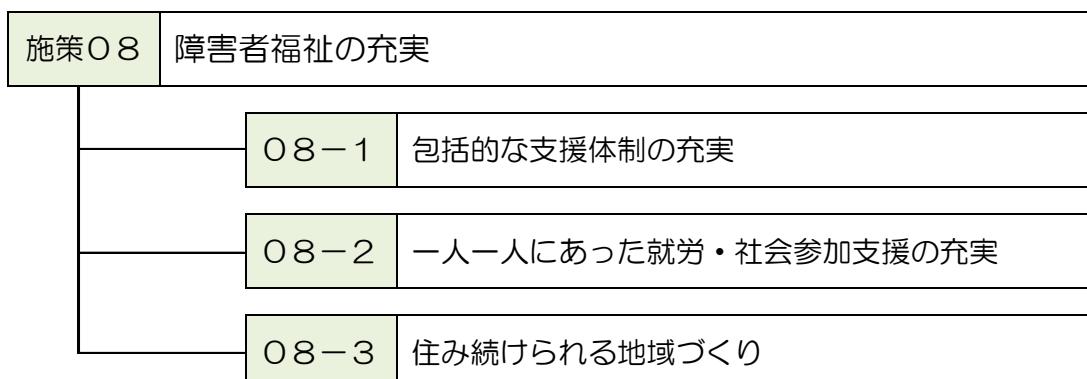
施策の方向

障害のある市民に対する一人一人のニーズとライフステージに応じた切れ目ない支援により、共に暮らす地域社会の充実を目指す中で、その人らしい自立した生活の実現を図ります。

施策のポイント

- 多様な形態の通所施設やグループホーム等の整備
- 一人一人のニーズ、ライフステージに応じた支援や障害者と家族を地域の中で支える体制づくり
- 障害児・者のスポーツ活動、余暇活動の充実
- 障害理解の推進と障害の有無によって分け隔てされることのない共生社会の充実

基本的取組の体系



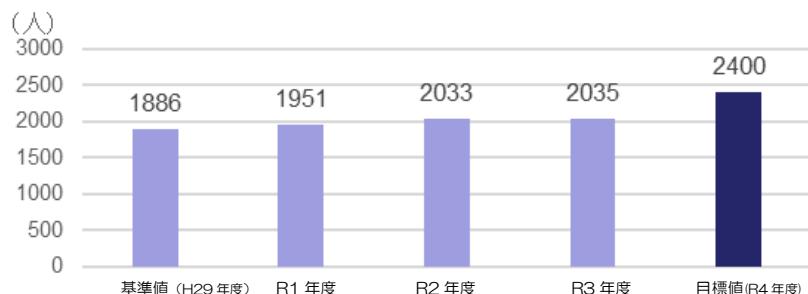
現状と主要課題

- 令和3年6月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、国及び地方自治体の連携強化の責務の追加や、障害を理由とする差別を解消するための支援が強化されました。同年9月には「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児・者やその家族への支援は、医療、福祉を始めとする多職種が連携し、社会全体で支えていくことが定められました。また、東京都は、令和4年9月に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利を尊重し、手話について理解を深めるよう努めることとしました。これらのことから、障害の有無に関わらず誰もが安心して生活することができる社会を目指す取組が、市にも求められています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、市民一人一人が障害者に寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の充実に向けて、「パラハートちょうふ」を標ぼうし、様々な取組を実施しています。また、令和3年度からは、毎年12月を「パラハート月間」と位置付けて

啓発活動に取り組んでいます。引き続き、市民における障害理解の促進を図る必要があります。

- 障害者相談支援事業所やこころの健康支援センターの窓口等において、相談支援に取り組んでいるほか、障害者就労支援センター「ちょうどふだぞう」及び就労支援室「ライズ」において、障害者の就労支援や生活支援など、幅広い支援を実施しています。また、重度障害者等のグループホームを計画的に開設する等、障害者グループホームの整備に取り組んでいます。

《障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数》



- 障害者の一般就労が進む一方で、離職した障害者への再就職支援が必要になっているほか、一般就労に向けた準備として、生活面や社会的スキルを身に付けることができる環境が求められています。
- 障害のある方が自分らしく、自立した生活を送り続けることができるよう、日中活動の場の確保や生きがいづくり、社会参加を促進するため、地域での支え合いが必要とされています。
- 障害のある方は、障害種別によって希望する医療機関の受診が限られてしまう状況があるため、障害者地域自立支援協議会において、医療と福祉の相互理解について検討を開始しています。
- 医療技術の発展や、障害福祉サービス等が充実したこと、より多くの重度知的障害者や重症心身障害者が地域で生活できるようになった一方で、これらの方を受け入れられる日中活動の場やショートステイ施設が不足しています。今後も特別支援学校の卒業生の増加が見込まれることから、新たな施設整備が必要となっています。
- 障害のある方が住み慣れた地域で安心して日常生活を送り続けることができるよう、グループホームなどの多様な居住の場を確保していく必要があります。また、障害者の高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが必要です。
- 障害者の地域生活の充実のため、施設等を利用してない夕方以降や休日などに、余暇を楽しむことができる場や機会の確保が必要です。

基本的取組の内容

08-1 包括的な支援体制の充実

◆相談等支援体制の強化

基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所のほか、こころの健康支援センターや、子ども発達センター等と情報や課題を共有するなど、連携体制を強化するとともに、相談支援の質の向上を推進します。また、緊急時に適切なサポートが受けられるよう、相談窓口の設置、緊急時のショートステイ等、地域生活支援拠点としての機能の充実を図ります。併せて、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応など、関係機関等と連携した障害者虐待防止の取組を推進します。

第3編 分野別計画

◆障害福祉サービスによる生活支援

ホームヘルプ、通所施設、ショートステイ等の日常生活の支援や、コミュニケーション支援の充実など、障害者のニーズに基づき、きめ細かなサービスを提供します。

◆医療的ケアへの支援体制の整備

医療的ケアを必要とする障害児・者への支援のため、関係機関との連携のほか、看護職による医療と福祉両面からのコーディネートやサービス事業所の受入れ、対応等の支援を強化します。また、相談支援業務に従事する職員における、医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講を進めます。

◆障害のある家族がいる家庭への支援

障害児・者とその家族の負担の軽減を図り、障害者とその家族（ヤングケアラー含む）が安心して暮らすことができるよう支援します。

◆発達相談及び早期療育体制の充実

障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて、子ども発達センターを中心とする支援体制の充実を図るとともに、早期に適切な療育へつなげます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
障害者相談支援事業、こころの健康支援センター、子ども発達センターの相談利用者数	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	障害児・者医療的ケア体制支援事業	担当課	障害福祉課・子ども発達センター	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">医療と福祉の両面におけるコーディネートを行う看護職による支援を継続します。また、相談支援業務に従事する職員において、医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講を進めることで、支援体制の充実を図ります。家族の介護負担軽減や就労支援を図るため、訪問看護師による在宅レスパイト事業を継続します。医療的ケア児支援関係機関連絡会において、課題共有を行い、連携を図ります。			

事業名	発達障害児支援事業	担当課	子ども発達センター
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育を行います。		

08-2 一人一人にあった就労・社会参加支援の充実

◆障害者の就労支援及び就労定着支援の充実

より多くの障害者が就労できる社会を目指し、新たな障害者就労支援拠点となる通所施設を整備します。また、障害者就労支援センターを中心に、関係機関等と連携を図り、障害者の就労と定着を支援するとともに、障害者を雇用する事業者への支援を通じて、一人一人の状況に合った働き方の実現につなげます。

◆余暇活動支援の充実

重度の障害者でも運動やスポーツができる場や機会を増やすことで、障害児・者の余暇の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
年度末の継続就労者数	—	調査中	↗
施設に通所している障害者数	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	障害者の就労支援	担当課	障害福祉課	重点3
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 2箇所の障害者就労支援センター（ちょうふだぞう、こころの健康支援センター就労支援室ライズ）を運営し、就労面及び生活面の支援を一体的に行い、障害者の就労の促進を図り、自立と社会参加につなげます。 新たな就労支援拠点を設置・運営し、障害者の多様なニーズに対応した訓練プログラム等を実施することで、より多くの障害者が一般就労できるよう支援します。 重度障害者の就労に必要な、通勤支援や職場等における支援を雇用施策と連携して実施し、重度障害者の就労促進を図ります。 			

事業名	余暇活動支援の充実	担当課	障害福祉課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 障害児・者が平日の夕方や休日に活動できる場を整備するとともに、余暇活動に係る事業を実施します。 障害者施設等との連携のほか、ボランティアの活用を含め、様々な手法、事業により障害児・者の余暇活動の機会の充実を図ります。 		

08-3 住み続けられる地域づくり

◆重度障害者施設の整備

医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受け入れ可能な施設の整備を推進し、社会参加の

第3編 分野別計画

促進を図ります。

◆地域生活に向けた基盤整備

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な形態のグループホームの設置・運営を支援するとともに、地域における居住の場の確保を図ります。

◆共生社会の充実に向けた取組の推進

障害の有無に関わらず、地域で交流しながら共生できる社会を充実させていくため、パラリンピックレガシーを継承しながら、更なる障害理解の促進や障害者差別解消法の普及啓発を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
障害者が住みやすい地域だと感じている割合	83.8% (H30)	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	重度障害者施設の整備 <新規>	担当課	障害福祉課	重点3
事業の概要	・医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受け入れ可能な施設の整備を進めるとともに、安定した運営が行えるよう支援します。			

事業名	障害者グループホームの整備	担当課	障害福祉課
事業の概要	・高齢化した障害者を含め、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの開設を支援するほか、重度障害者等グループホームの運営支援を行います。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 障害福祉関連機器の活用による障害者の生活の利便性向上

共創のまちづくり

- 多機関連携による相談支援体制整備
- 地域住民やボランティアの協力による余暇活動の充実
- 障害者の就労の場の確保

フェーズフリー

- 要支援者に対する災害時における支援の推進
- ちょうふ災害福祉ネットワークを通した障害者施設との連携

施策〇9 セーフティネットによる生活支援

目的	対象	生活困窮者、生活保護受給者
	意図	自立して生活を送ることができる 健康で文化的な生活を送ることができる

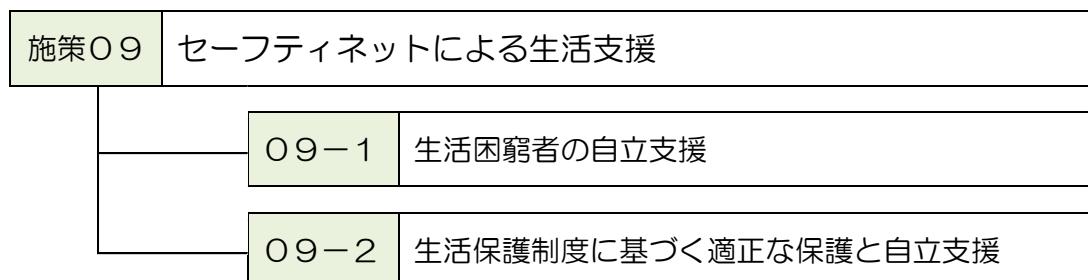
■ 施策の方向

生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

■ 施策のポイント

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援や低所得者・離職者支援の推進
- 生活保護制度の適正な運用
- 生活保護受給者の就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援の充実
- 関係機関との連携による生活困窮者の相談対応

■ 基本的取組の体系

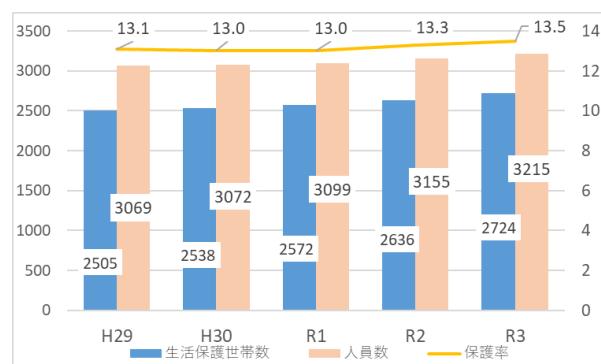


■ 現状と主要課題

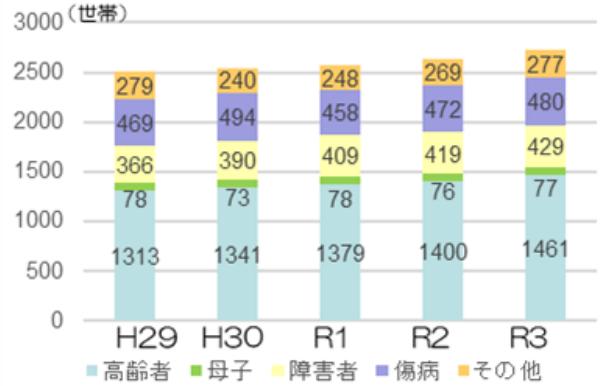
- 国は、平成27年4月1日から、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがあり、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援することを目的とした「生活困窮者自立支援制度」を開始しています。
- 現在、市は、ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、相談や就労支援等を一体的に実施しているほか、離職等により経済的に困窮した方が「住居確保給付金」制度を活用できるよう支援しています。
- 子どもの貧困の連鎖を防止するため、子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援に取り組んでいます。また、令和2年度からは、調布市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者の相談窓口として「調布市生活ほっとあんしん相談事業」を実施しています。

- 市は、「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に、生活保護の適正な実施と生活困窮者の自立に向けた支援に取り組んでいます。平成30年以降、生活保護の受給世帯数は増加傾向が続いているが、世帯類型別に見ると、高齢者世帯及び障害者世帯が一貫して増え続けているのが特徴です。

生活保護世帯数・人員数・保護率の推移



世帯類型別被保護世帯数の推移



- 高齢化の進行や今般の物価高騰等の影響により、市においても生活に困窮する方が更に増加することが懸念されます。そのため、今後も引き続き、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活に困窮する市民の社会的・経済的な自立を促進するための取組の充実強化を図る必要があります。

■ 基本的取組の内容

09-1 生活困窮者の自立支援

◆生活困窮者に対する支援

生活困窮者からの相談へのきめ細かな対応及び相談体制の強化を図るとともに、各種事業の周知に努めます。また、ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、生活困窮者の相談支援のほか、支援プランの作成や就労支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により増加する各事業の利用者への迅速な対応を図るとともに、生活困窮者からの複雑化する相談に対して、ニーズを捉えた適切な対応に努めます。

◆生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもとその保護者に対する生活面も含めた支援の充実を図るなど、貧困の連鎖防止や自立促進のための取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合	87.0% (H29)	86.1% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	生活困窮者自立支援事業	担当課	生活福祉課
事業の概要	• 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の自立を支援するため、生活困窮者の早期把握に努め、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。		

09-2

生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

◆生活保護制度の適正運用の推進

生活が困窮している市民にとっての最後のセーフティネットとして、生活保護制度を適正に運用するとともに、医療扶助の適正化や資産調査等の取組の強化を図ります。

◆就労支援の充実

ケースワーカーや専門支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図り、生活保護受給者の就労に関する相談・支援を強化します。

◆社会的な自立に向けた体制づくりの推進

ケースワーカーが関係機関と連携し、きめ細かな訪問活動を行うほか、自立支援プログラム等の支援を実施します。また、調布市社会福祉協議会との連携強化による支援体制の充実を図りながら、生活保護受給者の自立を促します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合	46.1% (H29)	33.9% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	自立支援事業の充実	担当課	生活福祉課
事業の概要	• 生活保護受給者の自立に向けて、自立阻害要因を把握したうえで、自立支援プログラムを策定します。プログラムを適用することにより、必要な経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に向けた支援を行います。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- ニーズに応じたオンライン相談の実施
- マイナンバーカードの活用による医療費の適正化

共創のまちづくり

- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）（調布ライフサポート）
- 地域の多様な主体による支え合い体制の整備（共助）
- 大学との連携による学習支援

フェーズフリー

- 日頃の人材育成により、災害時（後）も困窮者へ迅速な対応を実施

施策10 雇用・就労の支援

目的	対象	就労者、就労希望者、事業所
	意図	就労していきいきと暮らすことができる

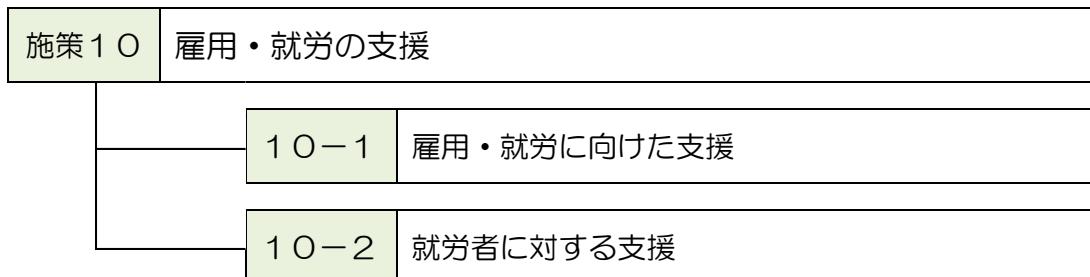
施策の方向

国、東京都等の関係機関や近隣自治体等と連携し、個々に応じた雇用・就労を支援します。また、市内事業者の福利厚生の向上を促進します。

施策のポイント

- 調布国領しごと情報広場への運営参画
- ちようふ若者サポートステーションや国・東京都の関係機関、近隣自治体との連携の推進
- 地域経済対策会議での意見交換や他自治体の事例等を踏まえた、雇用に関する支援策の検討

基本的取組の体系



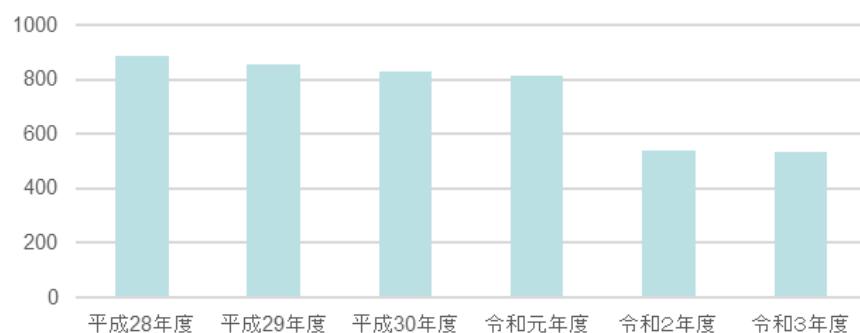
現状と課題

- 総務省の「労働力調査（基本集計）2021年の平均結果」によると、労働力人口（15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者¹を合わせた人口）は、令和3年平均で6,860万人と、前年に比べ8万人減少（2年連続の減少）しています。また、男女別に見ると、男性は20万人の減少、女性は13万人の増加となっています。
- 一方、就業者数は、令和3年平均で6,667万人と、前年に比べ9万人の減少（2年連続の減少）となっています。男女別にみると、男性は22万人の減少、女性は12万人の増加となっています。
- 就業者を産業別に見ると、「宿泊業、飲食サービス業」は令和3年平均で369万人と、前年に比べ22万人の減少、「建設業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」は10万人の減少となっています。

¹ 当該調査の期間内に、収入を伴う仕事をしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所（ハローワーク）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者。

- 令和3年3月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、企業の障害者法定雇用率が 2.3% となったほか、障害者雇用義務の対象となる事業所が、従業員43.5人以上の事業所に拡大されました。
- 市は、雇用・就労に向けた支援として、国・東京都の関係機関との連携により、「調布国領しごと情報広場」を運営し、専門のスタッフが求人条件や就職に関する相談、応募を希望する企業への面接日の調整等の連絡、問い合わせを行っています。また、働くことに悩みを抱える 15~49歳までの若者を対象に、就職活動セミナーや就労に向けた様々なサービスを提供する「ちょうふ若者サポートステーション」を運営しています。
- ハローワーク府中（府中公共職業安定所）の出先機関である「調布国領しごと情報広場」における就職件数は、新型コロナウイルスの感染拡大によるセミナー等の中止が大きく影響し、令和2年度以降、大幅に減少しているものの、全体の就職者に対する市内在住者の割合は、目標値以上を維持している状況にあります。また、「ちょうふ若者サポートステーション」の令和元年度から令和3年度の総来場者数は2,770人、総進路決定者数は153人となっています。

«「調布市国領しごと情報広場」における市内在住者の就職者数（単位：人）»



- 調布国領しごと情報広場内の「マザーズコーナー」では、子育てしながら就職を目指す方のために、子どもと一緒に安心して相談ができる環境を整えています。女性の就業者が増加していることを踏まえて、今後も引き続き、子育てしながら働きたい方への支援を継続していく必要があります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、近年、全国的に宿泊業や飲食サービス業を中心として、厳しい雇用情勢が続いている中、市においても生活困窮に陥る方や失業する若者等の増加が懸念されます。そのため、今後も引き続き、国・東京都の関係機関や近隣自治体との緊密な連携を図りながら、個々の状況に応じたきめ細かな雇用・就労支援に努める必要があります。
- 市内中小企業等の就労者を支援するため、今後も引き続き、調布市勤労者互助会の活動を支援するとともに、同互助会への加入促進を図っていく必要があります。

■ 基本的取組の内容

10-1 雇用・就労に向けた支援

◆調布国領しごと情報広場による就労支援

様々な求人情報や職業相談、職業紹介、職業訓練に関する相談をはじめ、生活保護受給者、障害者、ひとり親家庭などの就労を支援するため、ハローワーク府中と連携して、「調布国領しごと情報広場」の運営に参画し、セミナー・教室、面接会等の開催に取り組みます。

第3編 分野別計画

◆就労支援セミナー、就職面接会の実施

ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩等の関係機関と連携し、就労支援セミナーや就職面接会の開催情報等、雇用・就労に関する情報提供による支援機会の充実を図ります。

◆若者の職業的自立、就労の支援

仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働くよう「ちゅうふ若者サポートステーション」の職場体験事業の実施への協力に取り組みます。また、関係機関と連携し、若者向けの就労支援セミナーを実施し、就労支援とともに市内中小企業等の人材確保を支援します。

◆子育てしながら働きたい方への就労支援

調布国領しごと情報広場内の「マザーズコーナー」における保育付き就労セミナーの共催や、就職活動用スーツの貸出を行うとともに、就職支援セミナーやパソコン教室の開催を支援します。

◆高齢者、障害者、低所得者等の就労支援

高齢者の働く機会の確保や障害者の雇用促進に関する支援制度、ちゅうふ就職サポート等との連携による生活保護受給者の自立支援など、各種支援制度や関係施設との連携促進を図るとともに、**参加対象者を広げたセミナーを開催します。**

◆民間事業者と協力した高齢者等の就労支援

民間事業者や関係機関との協働による高齢者等の就労支援事業を展開します。

◆雇用・就労情報の積極的な提供

国や東京都による雇用・就労情報を含め、市報・市ホームページ等を通じた情報提供による支援機会の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
「調布国領しごと情報広場」全体の就職者における市内在住者の割合	61.0% (H29)	67.0% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	調布国領しごと情報広場の運営参画	担当課	産業振興課
事業の概要	・ハローワーク府中との連携事業として、「調布国領しごと情報広場」の運営に参画し、就職に関する相談や情報提供など、地域住民や事業所の求人・求職のニーズに対応した就労を支援します。		

10-2 就労者に対する支援

◆就労者への支援

関係機関と連携して、労働セミナーや街頭労働相談の開催、ポケット労働法の発行など、労働問題への対応や労働関連法の知識習得を支援します。また、悩みの内容に応じて、専門機関を案内し、労働問題への相談に対応するなど、就労者に対する支援を行います。

◆市内事業者の福利厚生の支援

市内中小企業で働く方々の福利厚生を支援するため、調布市勤労者互助会の活動支援や加入の促進を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
勤労者互助会の会員数	3,465人 (H29)	3,446人 (R3)	↗



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例(案)

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した効果的な情報発信、セミナー等の開催

共創のまちづくり

- 高齢者、障害者、低所得者等、**参加対象者を広げたセミナーの開催**
- 「中小企業等支援に関する包括協定」を締結する金融機関等との連携
- 調布市勤労者互助会との連携

第3編 分野別計画

3-2 自分に合った健康づくりを通して、心地よく過ごせるまち【健康づくり】

施策11 生涯を通した健康づくり

目的	対象	市民
	意図	生涯にわたり健康な生活を送ることができる 身近な地域で安心して医療を受けられる

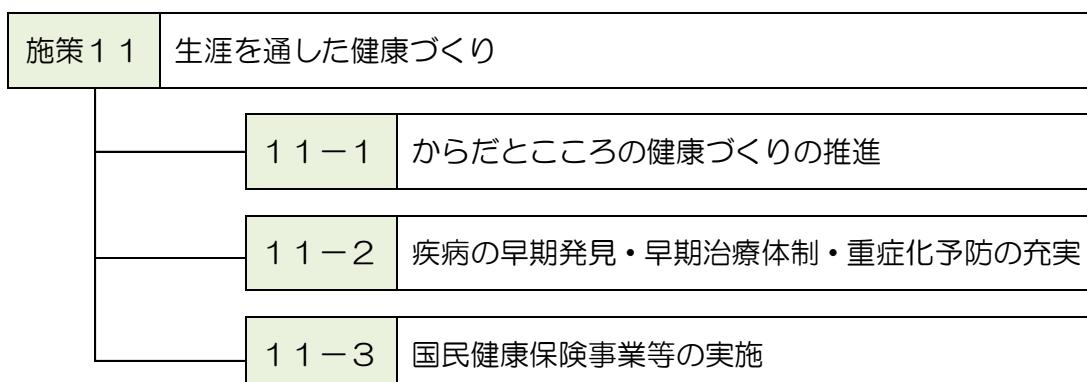
■ 施策の方向

市民が主体的に取り組む地域健康づくりや疾病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療体制及び重症化予防の充実を図ります。また、医療保険制度改革に適切に対応した保健行政の推進を図ります。

■ 施策のポイント

- 健康づくりプラン及び食育推進基本計画に基づく健康づくりと食育の推進
- 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進
- 3師会（調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会）との連携による全庁的な受動喫煙防止対策の推進
- 市民や関係機関等との連携強化による自殺対策の総合的・効果的な推進
- 新型コロナウイルス感染症など、今後における感染症への適切な対応
- 保健事業と介護予防の一体的な取組の推進
- 国民健康保険データヘルス計画に基づく取組の推進

■ 基本的取組の体系



現状と主要課題

- 健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。市における男性の健康寿命について、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合、平成22年の80.97年から令和2年の81.64年と0.67年延伸し、女性の健康寿命は、平成22年の82.19年から令和2年の83.02年と0.83年の延伸となっています。平均寿命の延伸に伴い、今後、市においても供給量を大きく上回る形で医療・介護サービスの需要の増大が予測される中、平均寿命と健康寿命の差を縮め、健康な期間を延ばすための取組の重要性がより一層増していくと考えられます。
- 市は、現在、「調布市民健康づくりプラン（第3次）・調布市食育推進基本計画（第3次）」に基づき、庁内で連携を図りながら、市民の自主的な健康づくり活動に対する支援や学校、保育園、幼稚園、企業等と連携した食育の取組を推進しています。近年、自分が健康だと感じている市民の割合は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、令和2年度では71.1%と平成30年度の74.1%と比較して3ポイント低下しています。今後、より効果的な施策の推進に向けて、新型コロナウイルス感染症により大きく変化した市民生活の実態を分析し、今後の計画に反映する必要があります。
- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、市民が自らの健康に対して目標を持ち、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むことができるよう、各種健康教育の場や相談の場の提供等を通じて、健康に関する正しい知識の普及と健康管理の重要性に対する意識の向上を促進する必要があります。併せて、市民一人一人のライフステージに応じた各種健康診査・検診の充実を図ることによって、疾病の早期発見・早期治療や重症化の予防を促進する必要があります。
- 健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康の保持・増進が、基礎的かつ重要な役割を果たしています。市は、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージで、歯科健診又は歯周病検診、健康教育を実施しているほか、歯科医師及び歯科衛生士における障害者歯科に関する知識の習得や技術の向上を図るために、障害者歯科診療を実施しています。歯と口腔の健康は、全身の健康の保持・増進に深い関わりがあり、今後、さらに歯科口腔保健に関する取組の必要性の高まりが予測されることから、生涯を通じた施策の更なる推進が必要です。
- 市民の受動喫煙防止のため、調布市受動喫煙防止条例を令和元年7月に施行し、その周知啓発のためのリーフレットの全戸配布や受動喫煙ゼロの店登録事業を実施しているほか、調布市医師会等の関係機関との協力の下、医師による禁煙相談や子どもたちを対象とした防煙教育を実施しています。今後も、調布市医師会、調布市歯科医師会等の関係機関と協議、連携しながら、全庁的に更なる周知・啓発に取り組む必要があります。
- 自殺対策大綱は、「自殺対策基本法¹」に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針を定めたもので、自殺総合対策の基本理念として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げています。同大綱では、地方自治体の役割として、地域の実情等を勘案し、地域自殺対策計画を策定することが求められています。
- 市は、平成31年3月に「調布市自殺対策計画」を策定し、「支え合い 認め合い ともに暮らす」を基本理念として掲げ、誰もが孤立することなく、互いを尊重し、多様性を認めながらともに生きられるよう、市民一人一人がその人らしく暮らしていく社会を目指しています。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、自殺者数が増加している現状を踏まえ、「調布市自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパーの養成等により相談支援体制の充実を図るとともに、地域のネットワークを強化する必要があります。

¹ 自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした、我が国で自殺対策に関する初めての法律。平成28年に改正。

第3編 分野別計画

- がんは、誰もがかかる可能性がある疾病であり、高齢化が進む中で、引き続き、がん患者の増加が予測されます。死因の1位である一方で、医療の進歩は目覚ましく、令和3年11月公表の5年生存率は、68.9%と年々上昇しています。早期発見・早期治療だけでなく、がんに罹患しても自分らしく生活を続けられる支援の充実が必要です。
- 市は、調布市がん対策の推進に関する条例に基づき、がんの早期発見・早期治療を目的とした各種がん検診等の実施や、調布市医師会等の医療関係団体、協定締結企業との協働により、がん検診の受診啓発やがん教育に取り組んでいます。今後、がん患者のライフステージに応じた相談・支援のための環境整備や在宅療養希望者への支援が求められています。
- 生活習慣病の発症や重症化の進行を防ぐため、調布市国民健康保険データヘルス計画に基づく、取組について、医療機関等と連携しながら推進していく必要があります。

■ 基本的取組の内容

11-1 からだとこころの健康づくりの推進

◆市民の健康づくり活動の支援

調布市民健康づくりプランに基づく、健康講座や出前講座の実施のほか、市民が自主的に行う健康づくり活動の支援を推進します。また、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用した健（検）診や予防接種の記録の閲覧など市民への健康情報の提供を行います。

◆歯と口腔の健康づくりの推進

調布市歯科医師会との連携により、歯と口腔の健康が全身の健康の保持・増進に深く係わることを市民に周知しながら、歯科口腔保健の取組を推進します。

◆食育の推進

生涯にわたり豊かな食生活が実現できるよう、学校、地域等との連携を深めながら、調布市食育推進基本計画に基づき、食育を推進します。

また、アレルギー相談窓口を開設し、市民へのアレルギー疾患に対する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。

◆受動喫煙防止対策の推進

調布市受動喫煙防止条例の適切な運用と、調布市医師会等の関係機関との連携の下、受動喫煙防止対策を推進します。

◆自殺対策の推進

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、調布市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパーの養成を継続するとともに、市民や関係機関等との連携を強化し、地域ネットワークの構築を図り、総合的かつ効果的な自殺対策を推進します。

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図るとともに、府内における組織横断的な連携の下、高齢者の健康課題に応じたきめ細かな支援を行うため、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
健康だと感じている市民の割合	74.1% (H30)	72.4% (R3)	↗
マイナポータルのぴったりサービス、PHR [*] を利用している市民の割合	—	調査中	↗

*PHR : Personal Health Record の頭文字をとった略語で、個人の健康・医療・介護に関する情報のこと。

基本計画事業候補

事業名	歯と口腔の健康づくり＜新規＞	担当課	健康推進課
事業の概要	・乳幼児期から高齢期まで、歯と口腔の健康づくりを推進するため、年齢に応じた歯科健診や医科歯科の連携、障害者歯科診療を推進します。		

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施＜新規＞【再掲】	担当課	保険年金課、高齢者支援室、健康推進課
事業の概要	・高齢者の心身の多様な課題に対応し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、健診結果、医療レセプト及び介護レセプトから高齢者の健康課題を把握し、家庭訪問や通いの場への積極的関与等を通じて、必要な医療や介護サービス等への橋渡しやフレイル予防に取り組みます。		

11-2 疾病の早期発見・早期治療体制・重症化予防の充実

◆調布市がん対策の推進に関する条例に基づく総合的ながん対策の推進

調布市がん対策の推進に関する条例に基づき、各種がん検診受診率及び精密検査受療率の向上に向け、様々な媒体を活用した啓発や、がん患者とその家族に対する相談・支援体制の整備など、調布市医師会等との連携や、協定締結企業が有するノウハウ等を活用することにより、がん対策を総合的に推進していくきます。あわせて、関係機関と連携し、検診を受診しやすい環境整備を進めます。

◆かかりつけ医等の普及定着の促進

医療機関等との連携を図り、症状に応じた適切な医療サービスを身近な地域で提供する「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」等の普及や定着に向けた取組を推進します。

◆健康危機管理対策

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後における感染症をはじめとした健康危機管理の取組を検討・実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
定期的にがん検診を受けている人の割合	58.0% (H30)	50.8% (R3)	↗
市実施以外の検診を受診している人の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	総合的ながん対策の推進	担当課	健康推進課	重点3
事業の概要	•がんの予防及び早期発見を目的として、がんに関する啓発を行うとともに、各種がん検診の実施と併せて、受診率の向上を図ります。 •がんに関する相談・支援体制を整備します。			

●その他の中な事業

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を含む健康危機管理対策

11-3 国民健康保険事業等の実施

◆生活習慣病の発症・重症化の予防

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病予防のため、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方を対象に実施する特定健康診査・特定保健指導の受診率等の向上を図るほか、生活習慣病の重症化、合併症の発症、病状の進行等の予防に重点を置いた対策を推進します。

◆国民健康保険事業の健全化の推進

レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、国保財政健全化計画に基づく各種取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
特定健康診査の受診率	54.0% (H29)	51.1% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	国保ヘルスアップ事業の推進	担当課	保険年金課
事業の概要	・国民健康保険被保険者の健康の保持・増進、生活の質の向上及び医療費適正化に向け、健康課題に則した保健事業を選定し取り組みます。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した健康づくりの取組・周知啓発
- RPA等を活用した給付・医療費の適正化

共創のまちづくり

- アフラック生命保険株式会社との包括的パートナーシップ協定に基づく連携による啓発や相談体制整備
- 調布スマートシティ協議会における取組の推進

脱炭素社会の実現

- 食育の推進
- 健康増進に繋がる徒歩や自転車利用の促進

フェーズフリー

- 避難生活での健康にも繋がる普段の習慣や体力作り（健康づくり）
- 災害時医療救護体制の整備
- 感染対策用品のローリングストックの推進

第3編 分野別計画

基本目標4 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために【生涯学習、スポーツ・レクリエーション】

4-1 多世代が生涯を通して学び合う、心豊かになれるまち【生涯学習】

施策12 生涯学習のまちづくり

目的	対象	市民
	意図	生涯にわたり学習し、学んだことをまちづくりに生かす

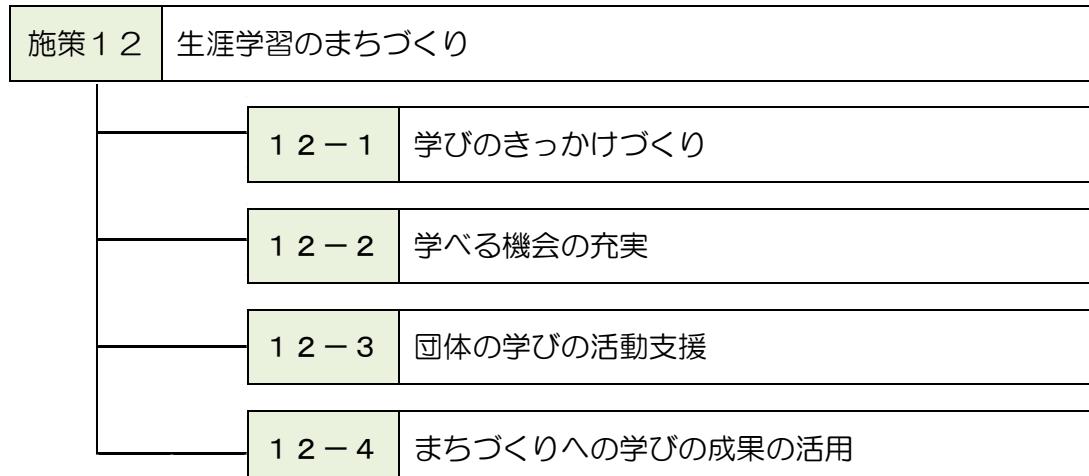
施策の方向

誰もが生涯を通じて、自由かつ主体的に学習に取り組むことができる環境を充実させるとともに、一人一人の知識や経験、学びの成果を生かし、交流を深めながら、自分らしく暮らせるまちを目指します。

施策のポイント

- 幅広い世代を対象とした生涯学習のきっかけづくりや情報提供・相談事業の更なる充実など、活動を開始及び継続するための支援の強化
- 「第4次調布市子ども読書活動推進計画」に基づく子どもの読書活動の推進

基本的取組の体系



現状と主要課題

- “人生100年時代”を見据えた幅広い年代に向けて、多様な分野における学びのきっかけづくり、生涯を通じた学びの支援等の視点に基づき、一人一人が、性別や国籍、障害の有無等に関わらず、それぞれの興味・関心や生活スタイルに応じて学習し、その成果をまちづくりに生かすことのできる場の確保や生涯学習に関する効果的な情報発信に取り組む必要があります。
- 市は、多様な特色を持つ、市内・近隣の大学等と相互友好協力協定を締結し、文化、教育、学術、スポ

ーツなどの分野で連携した取組を進めています。今後も、こうした各大学の特色を生かした市民を対象とする事業を紹介しながら、各大学の魅力を広く発信するとともに、市民の生涯学習のきっかけづくりにもつながるよう、連携を強化していく必要があります。

- 調布市文化・コミュニティ振興財団は、生涯学習の活動拠点でもある文化会館たづくりの施設運営を行うとともに、「ちようふ市民カレッジ」をはじめとする各種生涯学習の機会を提供しており、こうした関係団体との効果的な連携を図ることで、更なる生涯学習の振興につながることが期待されます。
- 専門の相談員を配置する生涯学習情報コーナーでは、生涯学習に関する相談や情報発信のほか、生涯学習サークル等の活動支援を行っています。今後も、生涯学習情報コーナーの取組について、地域での各種イベント等との連携を図り、積極的にアウトリーチに取り組むとともに、調布FMやSNS等を活用しながら、情報発信における創意工夫を重ね、より広く市民への周知が図られるよう、取り組んでいく必要があります。
- 平成18年度から、市民団体の地域デビュー推進委員会と協働し、主にシニア層の市民が地域で活動するきっかけづくりの取組として、「地域デビュー」事業を実施してきました。これまで地域デビュー推進委員会が積み重ねてきたノウハウやスキル、ネットワークを生かしながら、国や東京都の動向を踏まえ、より効果的な生涯学習の振興に向けた検討を進める必要があります。
- 令和4年度に策定予定の調布市社会教育計画に基づき、学びが広がり、人の輪を広げていくようなまちを目指して、多くの市民が参画できる社会教育の環境を整備していく必要があります。また、地域の課題を見つけ、市民が相互に学び育ち合う社会を目標に、市民と行政が将来像を共有し、ともに実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- 市内に11館ある図書館は、市民にとって最も身近な生涯学習の場として利用され、読書や交流の場に加え、地域の情報拠点としての機能を備えたものであることが一層期待されています。そのため、多様な媒体による資料や情報を選定、収集、整理、提供、保存し、市民の課題解決につながるよう、その充実に努めるとともに、学校図書館や他の生涯学習施設、ボランティア活動等と連携を図ります。今後も、より多くの市民に図書館が利用されるよう事業の充実を図るとともにPRに努め、未利用者へ利用を促す一方で、新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ図書館活動を実施していく必要があります。
- 公民館は、地域住民の学習活動を通じた交流の場として、地域を取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、地域住民の学習活動を通じた交流の場として、市民の学習の成果が地域の魅力や課題を再認識できる事業展開に努める必要があります。また、公民館における共同学習や相互学習の活性化に向けて、安全で快適な学習環境の維持、向上を図りながら、公民館登録団体や利用団体の育成及び支援を継続していく必要があります。

基本的取組の内容

12-1 学びのきっかけづくり

◆多様なきっかけづくり

生涯学習の普及啓発をはじめ、生涯学習の拠点施設である文化会館たづくりや公民館・図書館・博物館等の社会教育施設、大学等での講座やイベント、サークル等と連携した活動の機会づくりや生涯学習出前講座の実施など、多様な学びの機会を提供します。あわせて、文化会館たづくり、グリーンホール、せんがわ劇場の施設運営を担う調布市文化・コミュニティ振興財団との効果的な連携を図ることで、「ちようふ市民カレッジ」をはじめとする学びの機会の充実につながるよう取り組みます。

第3編 分野別計画

◆学びに関する情報提供及び相談の実施

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もがいつでもどこでも学べる環境づくりを進めます。専門の相談員を配置した生涯学習情報コーナーにおいて、様々な場面や年代、ニーズに応じて、大学や関連団体等と連携した適切な情報提供や相談支援を行います。また、地域の各種イベント等との連携を図るなど、生涯学習情報コーナーの積極的なアウトリーチに取り組み、市民が気軽に生涯学習に関する情報を得られる環境づくりを進めます。

◆学びに関する情報の効果的な発信

市報や市ホームページでの情報発信のほか、LINE等のSNSの活用や庁舎内のデジタルサイネージをはじめとするデジタル技術を活用し、広く市民が生涯学習についての情報にアクセスできるよう、効果的な情報発信体制について検討します。

◆子どもの読書活動に関する意識啓発

子どもの頃から読書の習慣を身に付け、読書を通じて豊かな心が育まれるよう、家庭や学校、地域などの大人も含めた意識啓発を行います。また、乳幼児がいるすべての家庭で読み聞かせが行われるよう、引き続きブックスタート事業に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
1年間に生涯学習をした人の割合	38.6% (H30)	40.0% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	学習活動及びまちづくりへの参加の促進	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	・市民一人一人の知識や経験を生かし、地域で活躍してもらえるよう、生涯学習に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、市民団体、大学、民間事業者等との協働により、主体的な生涯学習活動への参加のきっかけづくりを行います。		

12-2 学べる機会の充実

◆自己実現につながる学びの推進

多様化する学習ニーズに対応するため、文化・芸術・スポーツに接する機会や学習機会、職能教育につながる学習機会の提供を行います。

◆暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進

公民館において生活に必要な知識・技能の習得、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動など生涯を通じた学びの機会を提供するとともに、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。

◆市民の読書・調査活動への支援

図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、資料や情報の選定・収集・整理・提供・保存、音訳、点訳、対面朗読、宅配など、図書館サービスの充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
社会教育施設の満足度 (上段：図書館、下段： 公民館)	68.3% 41.2% (H30)	79.6% 74.3% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	市民の読書・調査活動への支援	担当課	図書館
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 図書館資料の選定・収集・整理・提供・保存を行うことで、学習活動の充実につなげます。 誰もが生涯学習に取り組めるよう、音訳、点訳、宅配等を実施します。 		

12-3 団体の学びの活動支援

◆団体の自主的な活動への支援

生涯学習に関連する団体・サークルの自主的な活動を維持・継続していくための支援を行うとともに、様々な生涯学習施設との連携により、市民が学習活動を行うことができる場所の確保を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
生涯学習情報コーナーの相談件数	—	779件	↗

12-4 まちづくりへの学びの成果の活用

◆学びの成果をまちづくりへ生かす機会の提供

市民や団体が、それぞれの学習成果を発表する機会の提供や、社会教育関係登録団体や学習グループによる市民を対象とした事業の開催、市民が学習の成果を他の市民へ教える機会づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
学習の成果をまちづくりに生かしている市民の割合	19.3% (H30)	14.4% (R3)	↗

第3編 分野別計画

●その他の主な事業

- ・地域に根差した公民館活動の推進



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した効果的な情報発信体制の整備

共創のまちづくり

- 生涯学習の活動拠点でもある施設運営を担う調布市文化・コミュニティ振興財団や、特色を生かした市民向け公開講座を開催する相互友好協力協定の締結大学等の多様な主体との連携

脱炭素社会の実現

- 出前講座を通じた環境学習機会の提供

フェーズフリー

- 出前講座を通じたフェーズフリーに関する学びの場の提供

4-2 生涯にわたって誰もがスポーツに親しみ、生き生き過ごせるまち【スポーツ】

施策13 市民スポーツの振興

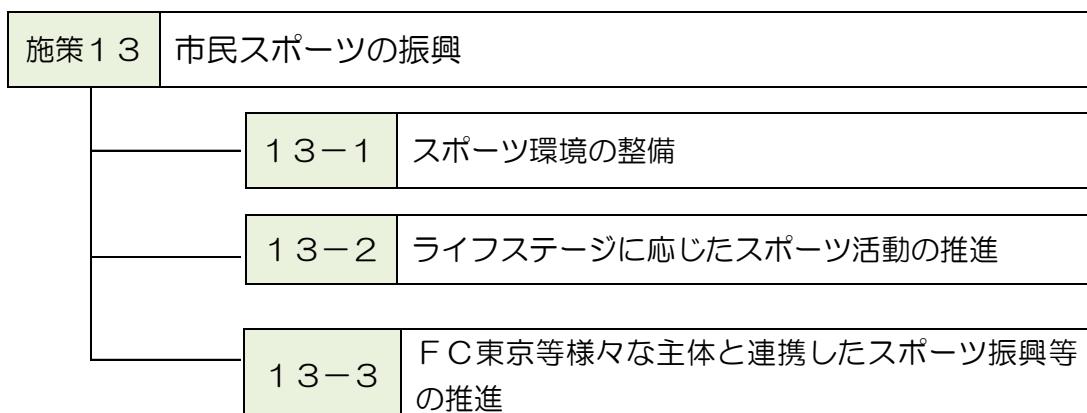
目的	対象	市民
	意図	誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる スポーツを通して交流がはぐくまれる 誰もがスポーツを通して心身ともに健康になる

■ 施策の方向

年齢や障害等を問わず、広く市民がスポーツに親しみ、楽しめる環境を整備します。また、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック協議大会のレガシーを継承・発展させ、スポーツを通して市民の交流が盛んになるまちを目指します。

■ 施策のポイント

- 「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」に基づく、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができる機会の創出
- 市民ニーズに沿ったスポーツ施設の利用環境の向上を図る等、安全で快適な市民のスポーツ環境の整備
- 障害者スポーツの振興等を通じた共生社会の充実
- FC東京等の様々な主体と連携した市民スポーツの振興

■ 基本的取組の体系

■ 現状と主要課題

- 国は、令和4年3月に第3期スポーツ基本計画を策定し、国民がスポーツを「する」「みる」「支える」ことを真に実現できる社会を目指すため、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点の下、東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けた今後の日本のスポーツ施策の具体的な方向を示しました。
- 東京都は、平成30年3月に策定した東京都スポーツ推進総合計画に基づき、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する『スポーツ都市東京』の実現」を目指すとともに、東京2020大会のレガシーを今後どうスポーツの振興に活かし、都市の中で根付かせていくか、その姿を示すため、令和4年1月に、「TOKYOスポーツレガシービジョン」を策定しました。
- 令和元年のラグビーワールドカップでは、東京スタジアム（味の素スタジアム）で開会式、開幕戦を含む8試合が行われ、約38万人が来場しました。また、調布駅前広場周辺で開催されたファンゾーン（東京都主催）には、16日間で約13万人が来場しました。大会を契機として、ラグビーを通じたスポーツ振興をはじめ、地域経済の活性化、青少年の健全育成等の多岐にわたる分野において実践した取組を後世に残すべく、令和3年4月に東芝ブレイブルーパス東京、東京サントリーサンゴリアス、調布市、府中市、三鷹市の5者による連携協定を締結しました。
- 1年延期となった東京2020大会では、市内の3つの競技会場（東京スタジアム（味の素スタジアム）、武蔵野の森総合スポーツプラザ、都立武蔵野の森公園）において、6競技が開催され、その後、これらの競技会場を含むエリアについては、大会開催を象徴する場所として「武蔵野の森オリンピック・パラリンピックパーク」と名付けられ、大会の感動と記憶を後世に永く伝えられることになりました。大会を契機とした有形・無形のレガシー創出のため、これまで展開してきたソフト・ハード両面にわたる取組については、一過性のものとせず、大会のレガシーとして継承・発展させていく必要があります。
- 市は、市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図るために、調布市体育協会や各競技団体と連携し、市民がスポーツを「する」・「みる」・「支える」機会の創出に努めています。
- 市は、令和元年8月に一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟と協定を締結し、車いすバスケットボールを通じた障害者スポーツの普及・振興事業や共生社会の充実に資する事業などについて相互協力を図っています。
- 東京2020大会のレガシーとして、共生社会の更なる充実を図るために、大会を契機にこれまで関係性を構築してきた競技団体等の様々な主体と連携し、障害者スポーツ体験会や子ども達へのパラリンピック教育の実施等、パラスポーツに親しむ機会の創出を図っています。また、東京都等との連携により設置した、スポーツ分野と福祉分野の関係団体で構成する「調布市障害者スポーツの振興における協議体」において、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに努めるとともに、多摩地域の広域連携事業である「東京都市町村ボッチャ大会」の開催により、多摩地域全体での広域的な障害者スポーツの振興にも取り組んでいます。
- FC東京と連携したまちづくりの推進を図るために、府内のプロジェクト・チームや府内関係部署との情報交換会を活用し、子どもサッカートレーニング教室や初心者フットサル教室等のスポーツ分野の事業のみならず、青少年の健全育成、福祉、地域振興等の様々な分野でFC東京との連携事業を実施しています。また、FC東京ホームタウン6市で連携し、地域全体でのスポーツ振興にも取り組んでいます。
- 今後、市においても平均寿命が更に延びていくと見込まれる中、健康長寿の延伸にも結びつくよう、子

第3編 分野別計画

どもや高齢者、障害者など、誰もが気軽にスポーツに参加できる機会の充実や環境づくりの重要性が増していくと考えられます。

- スポーツ関係団体やFC東京等のプロスポーツチーム等とも密な連携を図りながら、より多くの市民が主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、今後も引き続き、「する」「みる」「支える」の視点に基づいた、市民がスポーツに親しめる機会の充実や環境づくりを積極的に推進する必要があります。
- 全国的な少子化を踏まえた部活動の持続可能性の確保のため、部活動の在り方に関する検討会議において、指導者や活動場所を含めて現在の学校単位の活動から地域単位の活動に移行する提言がなされました。この提言を受けた国のガイドラインなどを踏まえ、教育委員会と連携した対応を図る必要があります。
- 市民が安全・安心で快適な環境のもとで、スポーツ活動に取り組むことができるよう、既存のスポーツ施設の計画的な修繕・改修や、設備機器の更新を実施する必要があります。

■ 基本的取組の内容

13-1 スポーツ環境の整備

◆ 「する」スポーツ環境の充実

スポーツ施設をより効率的かつ効果的に維持管理・運営していくために、各施設の利用実態や老朽化の状況などを踏まえ、維持保全や改修工事を計画的に実施するとともに、市民ニーズを踏まえた安全で利便性の高いスポーツ施設の整備に努めます。

また、民間スポーツ施設の活用や学校施設の活用によるスポーツ施設の充実を図ります。

調布基地跡地における留保地（国有地）については、国との協議を継続し、「防災・スポーツ・レクリエーション機能を有する公園」としての活用について、引き続き協議を進めます。

◆ 「みる」スポーツ環境の充実

味の素スタジアムや武蔵野の森総合スポーツプラザで開催されるプロスポーツチーム等の試合や国際・全国大会等の観戦事業を実施し、市民がスポーツを「みる」機会の充実を図り、スポーツへの関心を高めます。

◆ 「支える」スポーツ環境の充実

応援アスリート事業や国際・全国大会報奨金制度を活用し、市にゆかりのあるアスリートを応援し、支える取組を推進します。また、調布市体育協会と連携し、スポーツ教室や地域のスポーツ大会、報奨金制度の活用など、スポーツ活動を通じて、次代を担う優秀なスポーツ選手の発掘・支援に取り組みます。

◆ スポーツ・レクリエーション情報発信の充実

より多くの市民がスポーツ・レクリエーションに関心を持ち、その活動に主体的に参加できるよう、市ホームページやSNS等を活用してスポーツに関する情報を分かりやすく魅力的に発信する等、スポーツ・レクリエーション情報の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
体育施設の年間利用者数	105万4986人 (H29)	78万4009人 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	スポーツ施設の整備	担当課	スポーツ振興課
事業の概要	・市民が快適で安全にスポーツ施設を利用できるよう維持保全及び改修等を行います。		

13-2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

◆誰もがスポーツに参加できる機会の充実

より多くの市民が生涯を通してスポーツに親しむことができるよう、それぞれの年齢や体力等に応じた、各世代のニーズに合わせたスポーツ参加機会の充実を図り、誰もがスポーツに親しめる機会の創出に取り組みます。

◆地域スポーツクラブ等の育成・推進

調布市体育協会や調布市スポーツ推進委員会、調和S H C俱楽部等と連携し、市民の健康増進及び体力向上等を目的とした市民スポーツの振興を図ります。

◆ラグビーW杯・東京2020大会のレガシーの継承・発展

各大会の開催を契機にこれまで関係性を構築してきた様々な主体と連携した市民スポーツの振興を図ります。とりわけパラリンピック開催を契機として障害者スポーツの振興事業の継続と定着を図るため、「調布市障害者スポーツの振興における協議体」を活用した障害者スポーツを通じた共生社会の充実や、日本車いすバスケットボール連盟及び日本ブラインドサッカー協会等との連携によるパラスポーツの普及・啓発と障害理解の促進を図ります。

多摩地域の広域連携事業「東京都市町村ボッチャ大会」の継続開催や、府中市・三鷹市・東芝ブレイブルーパス東京及び東京サントリーサンゴリアスとの5者協定によるラグビー競技振興等、他自治体等との連携による多摩地域全体でのスポーツ振興の取組を推進します。また、ボランティアの活用によるスポーツの支え手の育成を図ります。

◆地域における子どもの運動・スポーツ機会の確保

身近な地域で子どもがスポーツを楽しめる環境づくりを進めるため、様々な主体と連携した事業実施による子どものスポーツへの参加機会を確保するとともに、教育委員会と連携した子ども達の運動機会の確保と体力向上に向けた取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
運動を週に1回以上行っている市民の割合	63.9% (H30)	71.0% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	調布市体育協会事業の支援	担当課	スポーツ振興課
事業の概要	•「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」の理念に基づき、調布市体育協会への支援や相互の連携を図り、市における体育・スポーツの振興を目的とした事業を実施します。		

事業名	東京2020大会等のレガシーの継承・発展	担当課	スポーツ振興課	重点4
事業の概要	•東京2020大会等を契機としたスポーツ振興施策を進める中で構築してきた、様々な主体との連携をより強化し、各団体の強みを活用した事業を展開するなど、様々な角度から市民スポーツの振興を図ります。 •障害者スポーツの振興を通して、障害理解の促進や障害当事者の運動機会の創出を図り、共生社会の充実を目指します。			

13-3 FC東京など様々な主体と連携したスポーツ振興等の推進

◆FC東京との協働のまちづくり

味の素スタジアムを本拠地とするFC東京とのパートナーシップの更なる充実を図り、スポーツ分野のみならず、文化、青少年健全育成、福祉、地域活性化等の様々な分野で連携したまちづくりに取り組みます。また、FC東京ホームタウン6市の連携により、地域のスポーツ振興を図ります。

◆地域ゆかりのチームや選手を通じたスポーツ振興

連携協定を締結している東芝ブレイブルーパス東京及び東京サントリーサンゴリアスをはじめ、NTT東日本バドミントン部や読売巨人軍などと連携したスポーツの振興を図ります。

◆スポーツを契機としたにぎわいの創出

市内で開催される国際的・全国的な規模のスポーツ大会や、プロスポーツの試合を契機とした市民スポーツの振興はもとより、地域や関係団体等との連携や庁内の横断的な連携による取組により、スポーツによるまちのにぎわいの創出を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
FC東京等スポーツチームとの連携事業数	—	39 (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	FC東京など様々な主体と連携した スポーツ振興等の推進	担当課	スポーツ振興課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> FC東京が行う地域貢献活動を支援し、市民スポーツの振興、青少年の健全育成、福祉、地域振興等のまちづくりを協働で推進します。 ・東芝ブレイブルーパス東京や東京サントリーサンゴリアスと連携したラグビー競技普及事業や、NTT東日本バドミントン部と連携したバドミントン競技普及事業等、それぞれの主体のノウハウを活用した事業展開を図り、市民スポーツの振興を推進します。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

○利用料の収納手続におけるキャッシュレス決済の導入等による施設の利用環境の向上

共創のまちづくり

○様々な主体と連携した市民スポーツの振興

脱炭素社会の実現

○スポーツ施設における再生可能エネルギーの利用促進

フェーズフリー

○スポーツ施設の災害時の活用

第3編 分野別計画

基本目標5 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために【共生社会（地域コミュニティ・人権・LGBTQ・多文化共生）、平和】

5-1 多様性を認め合い、人ととのつながりの中で、誰もが自分らしくいられるまち
【共生社会】

施策14 地域コミュニティの醸成

目的	対象	市民、地域コミュニティ、市民活動団体
	意図	コミュニティ活動が活発に行われるようになる 地域の一員としての連帯感を持つことができる

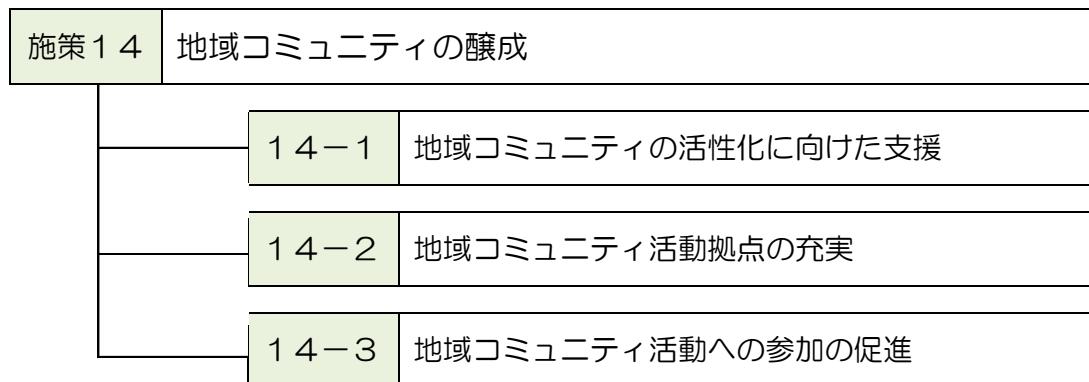
◆ 施策の方向

市民が地域活動等に積極的に参加し、市民同士の交流が促進できるよう、地域コミュニティの形成を支援します。また、地域の課題等について、自分たちで取り組み、解決できるよう環境づくりを行うとともに、自分のペースでゆるやかにつながることができる取組を推進します。

◆ 施策のポイント

- 市民同士のつながりを通じて地域活動が実感できるコミュニティの醸成
- 自治会を含む市民活動団体の活性化に向けた支援の充実
- コミュニティ施設の計画的な整備とICT活用による利便性の向上
- 様々な情報伝達手段を活用した地域コミュニティの推進

◆ 基本的取組の体系



◆ 現状と主要課題

- 地域コミュニティの潮流として、自治会や趣味・サークル団体などのコミュニティに加え、個人が自発的にやりたいことの実現に向けて集まるコミュニティ（子ども食堂、地域のNPOなど）が注目されています。また、その活動が社会貢献につながることで、家庭や職場でもない目的交流型のサードプレイスと

して、多世代交流の居場所となっています。

- 近年、令和元年台風第19号などの災害の教訓から、地域における人とのつながりが改めて見直されています。一方、価値観やライフスタイルの変化等による地域活動への参加の減少や、自治会をはじめとする組織の高齢化・固定化によるコミュニティの希薄化が課題となっています。
- 市は、地域コミュニティの基本である自治会の加入促進とその支援のため、自治会の連合組織である調布市自治会連合協議会の活動や運営のサポートに取り組んでいるほか、地区協議会¹への継続的な支援を通じて、地区協議会の活動周知及び市民の地域コミュニティへの参加の促進を図っています。
- しかし、自治会数及び自治会加入率は、ともに一貫して前年を下回る状態で推移しており、自治会数は平成28年の375自治会から、令和3年度の338自治会と9.9%（37自治会）の減少、また、自治会加入率は平成28年度の43.7%から令和3年度の36.8%と6.9ポイント低下しています。（3月31日現在）



- 市内の地区協議会は全20小学校区のうち、3地区が未設置であるため、地区協議会の設立に向けた取組を支援していく必要があります。
- コミュニティ活動や福祉・文化的な活動の拠点として、地域福祉センターのほか、センターを補完するふれあいの家、地域交流の促進を目的としたふじみ交流プラザを設置しています。引き続き、効果的な活用を目指し、適切な維持管理と計画的な老朽化対策を講じるとともに、コミュニティ活動の潮流を踏えた利用促進が図れるよう施設運営を行う必要があります。
- 地域コミュニティの活性化に向けた取組のより一層の充実を図るため、市民同士のつながりの促進につながるよう、ソーシャルメディアを活用したオンラインによる地域内共助の仕組みの構築を検討する必要があります。
- 令和3年度に地域情報や動画発信等の機能をリニューアルした地域コミュニティサイト「ちょみっと」を活用し、市民の主体的な情報発信を促進するとともに、これまで地域コミュニティへの参加の機会がなかった人たちの交流を促進するため、ICTを活用した環境整備を進める必要があります。

¹ 小学校区をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織。現在、市内には20の小学校区があり、そのうちの17地区で地区協議会が設立され、活動を行っている。

基本的取組の内容

14-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援

◆地域コミュニティの形成と支援

小学校区内の地域団体間のネットワーク化、地域コミュニティの形成に向けた全市域における情報共有体制の構築を図るとともに、地区協議会の設立支援や活動支援など、地域コミュニティ形成に向けた組織づくりを推進します。

◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践

自治会連合協議会との協働による自治会支援等を通じて、地域コミュニティ活動が活発になるような支援を検討・実践します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市民同士のつながりによる地域活動が行われていると実感している市民の割合	—	調査中	

基本計画事業候補

事業名	地区協議会の設立と支援	担当課	協働推進課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会の設立に向けた支援等に取り組みます。 既存の地区協議会に対して、活動支援を行うとともに、地域間の情報共有体制の構築に取り組みます。 		

14-2 地域コミュニティ活動拠点の充実

◆活動拠点の充実

地域福祉センターの使用申込のオンライン化を実施するとともに、エレベーターの設置等、一層のバリアフリー化に向けた取組を推進します。また、ふじみ交流プラザを活用した地域コミュニティの活性化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2026(令和8)年度)
地域コミュニティ施設の利用者数（地域福祉センター・ふれあいの家・市民活動支援センター・ふじみ交流プラザ）	—	調査中	

14-3 地域コミュニティ活動への参加の促進

◆地域コミュニティ活動に参加しやすい環境づくり

地域コミュニティサイト「ちょみっと」の活用促進と併せて、情報紙「じよいなす」と連携した効果的な情報発信を行うとともに、**地域コミュニティのネットワークの向上に資する新たな情報伝達手段の活用によるコミュニティ活動の活性化に取り組みます。**

◆市民活動支援センターの運営

市民、地域が主体となったまちづくり活動の活性化を推進するため、市民活動支援センターが市民活動における中間支援組織としてNPOやボランティア団体など多様なコミュニティ団体の活動を支援します。

◆イベント等を契機とした地域活動参加へのきっかけづくり

えんがわフェスタ、まち活フェスタ等のイベントを開催し、市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画での基準値	次期計画での基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域活動に参加している市民の割合	26.4% (H30)	15.7% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	市民活動支援センターの運営	担当課	協働推進課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の中間支援組織として、情報の収集・提供、各種相談、啓発事業、交流事業等を実施し、市民活動の活性化を図ります。 行政と市民活動団体等との協働の仕組みづくりを進めます。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

○地域福祉センターの使用申込のオンライン化

共創のまちづくり

○市域での広域的なネットワークの構築の検討

脱炭素社会の実現

○コミュニティ施設における再生可能エネルギーの利用促進

フェーズフリー

○災害時協力協定に基づく災害時のコミュニティ施設の活用

施策15 人権の尊重・男女共同参画社会の実現

目的	対象	市民、事業所
	意図	人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する 男女が互いに理解し、尊重し、性別にとらわれることなく、能力、個性を発揮する

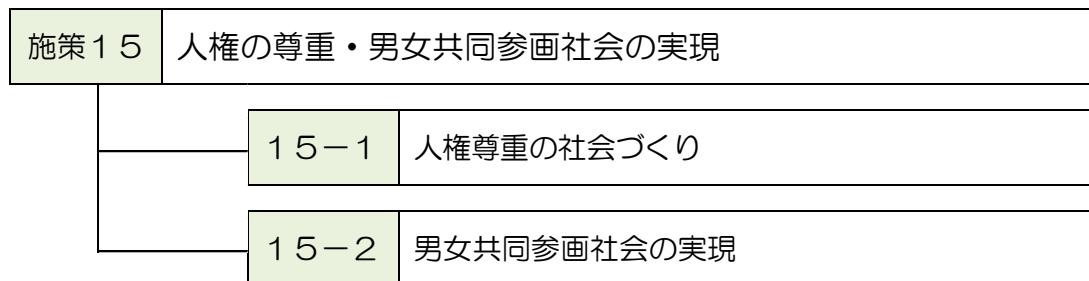
■ 施策の方向

性別や年齢等の違いを越えて、お互いの個性・特性を認め合いながら、人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

■ 施策のポイント

- 多様性を尊重し、認め合う社会づくりの推進
- 人権と男女共同参画の意識啓発の推進
- 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

■ 基本的取組の体系



■ 現状と主要課題

- 現在、市は、人権擁護委員による啓発活動（中学生人権作文コンテスト、子どもたちからの人権メッセージ発表会、人権の花運動、小・中学校訪問、小学校朝礼講話など）を支援するとともに、人権擁護委員を相談員とする人権身の上相談を実施しています。
- 近年、全国的にD.V（ドメスティック・バイオレンス）¹、各種ハラスメント²、児童や高齢者を対象とした虐待、多様な性的指向・性自認³への理解や配慮・対応が求められる中、全ての市民がお互いの生き方を尊重し合い、誰もが自分らしく生きられるよう、あらゆる機会を捉え、人権侵害を取り巻く諸課題に取

¹ 配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人やあった人から振るわれる暴力のこと。

² 他の者を不快にさせる言動、他の者の就業環境を害する言動、言動への対応によって勤務条件等で不利益を与える行為等の総称。

³ L G B T Q (レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランジエンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、クエスチョニング（自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人）などを指す。

り組む必要があります。

- 男女共同参画社会基本法に基づく計画として、市はこれまで5次にわたり男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。令和4年3月に、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や市の取組状況等を踏まえ策定した「調布市男女共同参画推進プラン（第5次）」においては、「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」を基本理念に掲げるとともに、施策を推進するための基本的な方向として、「人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり」、「ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進」、「あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進」及び「市役所における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の4つを基本目標に位置付け、性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すこととしています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、全ての市民が性別にとらわれず、互いに尊敬し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画意識を醸成するため、市民・事業者・市職員に対する啓発活動や相談支援の充実を図る必要があります。
- 市は、調布市国際交流協会（CIFA）など関連団体との連携の下、「やさしい日本語」の活用促進や、外国人のための専門家相談会などの外国人支援、ウクライナ避難者への支援をはじめとする平和施策と国際交流施策とを有機的に連動させた取組など、多文化共生⁴の推進につながる取組を進めてきました。
- 今後、市においても総人口の減少と併せて少子高齢化が加速していくと予測される中、地域経済社会を支える担い手として、外国人人材の受け入れ・共生のための取組をより包括的に推進する必要があります。

基本的取組の内容

15-1 人権尊重の社会づくり

◆人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識の醸成につなげるとともに、教職員の人権に対する理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、市報や市ホームページ、人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

◆人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者それぞれのケースに応じた適切な支援に取り組みます。

◆多様な性における人権の尊重

性の多様性に関する理解の促進を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度など、多様な性的指向・性自認の者に配慮した取組を推進します。

◆多文化共生の地域づくり

国際交流協会や関係機関等との連携の下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域で共に暮らしていくことができる多文化共生の地域づくりを推進します。

⁴ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
人権教育・啓発事業への参加者数	7,648人 (H30)	7,069人 (R3)	

● その他の主な取組

- ・人権に関する教育・啓発事業の推進
- ・人権に関する相談事業の推進

15-2 男女共同参画社会の実現

◆男女の人権の尊重

男女共同参画推進センターを拠点として、身近なテーマを題材にした講座・講演会などを通じ、男女が互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性がライフステージにおいて直面する諸課題に対応するため、適切な情報に加え、検診等の充実に努めます。また、学校教育において人権教育として男女平等教育を推進します。

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進

市内モデル事業所として、市政における政策・方針決定の場での男女共同参画推進の取組として、引き続き、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努めます。あわせて地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

◆相談体制の充実

男性のための相談事業に取り組むなど相談事業の再編を行い、市民により親しみやすい環境整備に努めるとともに、男女共同参画推進の視点に立ち、生活上の困難について、相談者自身が解決の糸口を見出せるよう、相談事業の充実を図ります。

◆男女共同参画意識の啓発

地域活動における男女共同参画の推進に向け、市民同士の交流・つながり合いの機会を確保して市民のネットワークを構築する男女共同参画推進フォーラムを引き続き実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。

◆ワーク・ライフ・バランスの実現

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズを的確に捉え、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座等を実施します。また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

◆女性活躍の推進

女性の職業生活における活躍の推進に向け、雇用の分野における男女の均等な機会の確保を意識し、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市の審議会や委員会における女性の割合	31.6% (H30)	33.4% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施	担当課	男女共同参画推進課
事業の概要	・男女共同参画社会の実現に向けた講座・講演会、情報提供等を実施するほか、専門相談員との面接や電話による各種相談事業を実施します。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- オンライン相談、講座やセミナーのオンライン化、アーカイブ配信

共創のまちづくり

- 男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんす」の開催

第3編 分野別計画

5-2 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち【平和】

施策16 平和施策・国際交流の推進

目的	対象	市民
	意図	平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく 多様な文化が尊重される、多文化共生を推進する

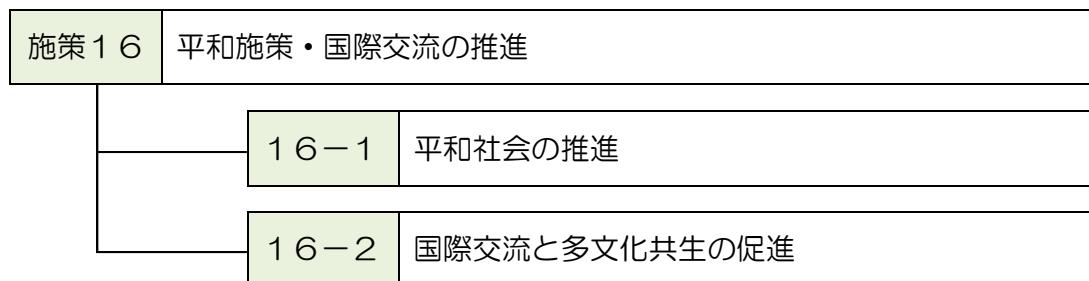
■ 施策の方向

市民一人一人が、国際交流を通じた相互の理解を深める中で、多様な文化が尊重され、平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

■ 施策のポイント

- 被爆地への平和派遣事業をはじめ、幅広い世代、とりわけ次代を担う子ども・若者が戦争や平和について考え、学ぶ機会の継続的な確保及びその成果の広く市民への還元
- 国際交流協会や関係団体等と連携した国際交流及び外国人支援の継続的な取組を通じた、多文化共生のまちづくりの推進

■ 基本的取組の体系



■ 現状と主要課題

- 市は、「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の2つの平和宣言を行っています。また、平成22年8月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和市長会議」（現在の「平和首長会議」）に加盟し、さらに令和3年4月には非核宣言を実施した自治体で構成される「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、他自治体との平和交流を推進するとともに、日本そして世界の恒久平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。
- 令和7（2025）年で戦後80年が経過します。戦争体験世代が少なくなっている現実の中で、戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくために、次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え、学ぶとともに、その成果を広く市民へ還元する視点を持って様々な取組を展開していくことが重要です。
- 令和元年度から継続している中学生の被爆地平和派遣事業では、FC東京をはじめとする関連団体との

連携を深めながら、より多くの子どもたちに関心を持ってもらえるよう取組を進めてきました。今後は、参加した子どもたちが派遣後も平和への想いを発信していくよう、活動の場づくりや継続的な支援を行っていく必要があります。

- 名誉市民・水木しげる氏の生誕100周年の節目となった令和4年度は、調布市平和祈念展「水木しげるが見た光景～紡がれる想いと言葉～」を開催し、戦記漫画を中心とした作品や水木氏が残された言葉の展示を行いました。今後も、世代を超えて多くの市民に戦争・平和に关心を持っていただくきっかけとして、機を捉えた水木氏の作品の平和施策への活用を図っていくことが重要です。
- 市は、調布市国際交流協会（CIFA）と連携して、外国人の日本語学習支援や市民に向けた各種国際交流事業を展開してきました。
- 東京2020大会を契機とした「やさしい日本語」の活用促進や、外国人のための専門家相談会などの外国人支援、また、ウクライナ避難者への市としての支援や広く市民に世界情勢について知っていただく国際理解講座等をはじめとする平和施策と国際交流施策とを有機的に連動させた取組など、多文化共生¹の推進に取り組んでいます。今後も国際交流協会との連携・協力により、更に効果的な施策展開を進めいく必要があります。
- 市は、2002年サッカーワールドカップ日韓大会でサウジアラビア代表チームのキャンプ地となったことを機に、サウジアラビア王国との交流を継続し、東京2020大会では、同国のホストタウンとして登録され、その交流を更に発展させてています。

基本的取組の内容

16-1 平和社会の推進

◆平和祈念事業の実施

幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、平和展の開催、市民の戦争体験の保存と伝承、名誉市民・水木しげる氏の作品や市内及び近隣に残る戦争遺跡の活用など、より多くの方が平和に关心を持ち、参加していただくことのできる各種平和祈念事業について、市民をはじめ関連団体と連携しながら年間を通して実施します。

◆次代を担う子どもたちの参加促進

戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくため、中学生の被爆地派遣事業をはじめ、次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え、学ぶとともに、その成果を広く市民へ還元する取組を実施します。また、派遣事業に参加した子どもたちが、その学びや平和への想いを継続的に発信できるよう、活動の場づくりや支援に取り組みます。

より多くの子どもたちが戦争を自分事として捉え、平和について関心を持つことができるよう、被爆地への平和派遣事業に協力いただいているFC東京との連携や、平和首長会議・日本非核宣言自治体協議加盟自治体との平和交流を推進します。

¹ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
身近な人と戦争や平和について話し合ったり、戦争中の話を聞いたりしたことがある市民の割合	84.9% (H30)	81.0% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	平和祈念事業の実施	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	• 幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、各種平和祈念事業を実施します。また、戦争体験や平和への想いを次代へ着実に継承するため、市民の戦争体験の伝承に取り組むとともに、被爆地へ派遣した子どもたちの学びの成果を広く市民に還元する取組を推進します。		

16-2 國際交流と多文化共生の促進

◆国際理解と国際交流の促進

多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成にも寄与できるよう国際交流協会などの関連団体と連携し、様々な国の歴史や文化を紹介する国際理解講座や、サウジアラビア王国との交流をはじめとする各種国際交流事業を展開します。

◆外国人支援の推進

国際交流協会や関係機関等と連携し、外国人のための専門家相談会や日本語学習支援等に継続的に取り組むとともに、「やさしい日本語」の更なる活用促進を図るなど、外国人の支援を推進します。

◆多文化共生の地域づくりを支える人材の育成

市民の手による国際交流活動を推進することにより、世界の様々な文化について、それぞれの人々との相互の認識と理解を深め、共に暮らしていくける地域社会づくりに寄与するため、国際交流協会と連携し、多文化共生の地域づくりを支える地域人材の確保及び活躍の場づくりに取り組みます。

また、市内に在住する外国人への災害時における支援について、国際交流協会との連携の下、取組を進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
国際交流・多文化共生事業の実施数	—	調査中	↗
国際交流協会会員数	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	多文化共生の推進	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	・多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成に寄与するための事業等の実施を通じて、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進します。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 平和や国際交流に関する資料のデジタル保存・映像配信の検討

共創のまちづくり

- FC東京との連携による平和祈念事業の推進

第3編 分野別計画

基本目標6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために【産業（創業支援・地域経済）、観光、芸術・歴史文化】

6-1 誰もが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち【産業（創業支援・地域経済）】

施策17 活力ある産業の推進

目的	対象	消費者、事業者、起業者
	意図	商店街がにぎわう・市内消費が高まる 企業活動が活発になる・市内の創業者が増える

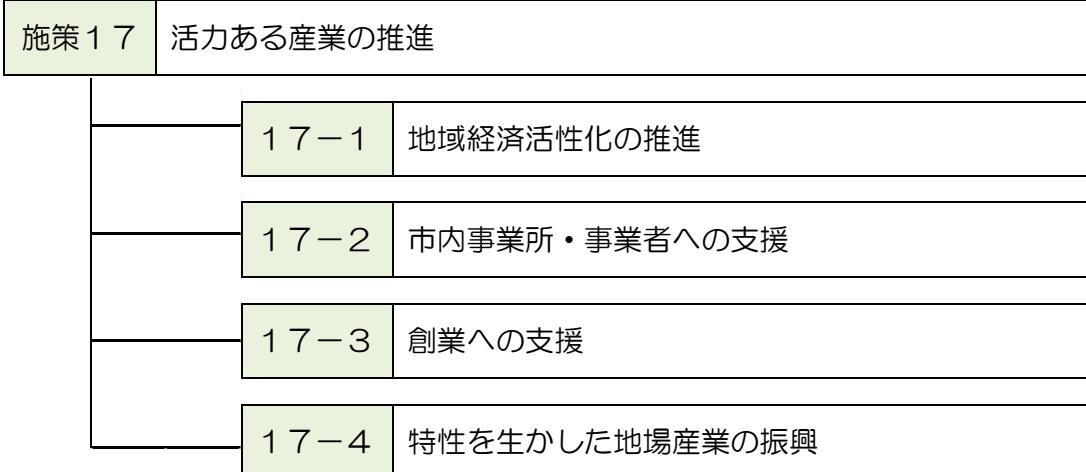
◆ 施策の方向

市内事業者への支援と併せ、観光振興施策と連動した取組により、消費喚起や回遊性向上を図り、活発な経済活動を持続的に循環・発展させます。

◆ 施策のポイント

- 産業振興計画の策定・推進による集客・回遊・消費の好循環サイクルの創出
- 多様な主体との連携による、観光振興施策と連動した地域経済の活性化
- 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への支援の継続
- 地域経済を支える中小企業の経営支援と創業支援
- まちの特性を生かした地場産業の振興
- キャッシュレス決済の普及促進

◆ 基本的取組の体系



現状と主要課題

- 新型コロナウイルス感染症がまん延して以降の社会情勢や市内事業者の状況を踏まえ、その後を見据えた産業振興計画を策定することにより、調布市の産業振興施策の方向を定め、地域経済活性化に向けた取組を観光振興施策とも連動させながら、推進していく必要があります。
- 事業者、調布市商工会及び金融機関等で構成される地域経済対策会議を活用し、コロナ禍における事業者の現状把握や、事業所経営実態調査結果の共有等を行うとともに、市の実情に即した事業者に対する適時適切な支援策を議論し、実施につなげています。
- 市は、イベント事業の補助等を通じて各商店会の取組を支援し、商店街の活性化につなげているほか、調布駅周辺の商業活性化を推進するため、調布市商工会をはじめ、調布駅周辺の商店会やトリ工京王調布、調布PARCO等の大型商業施設と連携した「調布駅前から盛り上げる会¹」での意見交換を通じて横断的な連携を図っています。
- 市内事業所の経営状況や経営環境を調査することで、新型コロナウイルスによる影響を踏まえた経営実態や特性を把握し、今後の産業振興施策の検討に活用することを目的に実施した「令和3年度調布市事業所経営実態調査」によると、正社員数では「20人未満」の事業所が約9割（88.2%）を占めています。
- 同調査において、市に今後期待する事業者支援策について質問した結果、「事業継続への支援」が33.7%となっており、次いで「融資制度の充実」が25.6%、「人材確保への支援」が21.7%という結果となっています。
- 民間ノウハウを取り入れた中小企業等の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内金融機関との中小企業等支援に関する包括協定に基づき、相互連携による市内中小企業・小規模事業者へのきめ細かな支援に取り組んでいます。
- 産業労働支援センターにおいて、創業に関する相談やセミナーの開催、スマートオフィスや創業チャレンジ支援事業による創業支援、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に則した4者連携²を通じて、市内事業者の創業・経営支援に取り組んでいます。
- 平成29年12月に、電気通信大学の創設100周年記念事業の一つとして開設されたUECアライアンスセンターには、国内の先端技術を有する企業や学内研究組織が入居しており、市内産業の活性化に向け、連携した取組を引き続き推進していく必要があります。

基本的取組の内容

17-1 地域経済活性化の推進

◆新たな産業振興計画の策定・推進

地域経済活性化に向けた取組の指針となる、産業振興計画を策定・推進し、集客・回遊・消費の好循環サイクルを生み出す産業振興施策を推進します。

¹ 調布駅の商業施設「トリ工京王調布」が平成29年9月にオープンすることを契機として、調布駅界隈の関係団体が一体となり、中心市街地の商業活性化を目的に設立した組織。

² 産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援等事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定するとされている。

第3編 分野別計画

◆商店会のイベント事業及び商店街の環境整備等の支援

調布市商工会と連携し、市内商店会が実施するイベント事業、施設整備事業に対して支援を行います。

また、来訪者が快適で安心して買物できる、商店街づくりを促進するため、街路灯のLED化やアーチの整備など、商店街の買物環境整備を支援します。

◆にぎわい創出の支援

商店会、大型商業施設を含む事業者、調布市商工会、調布市観光協会及び市が連携・協働し、市民の協力と理解の下、市内商業の活性化を推進します。商店会のイベント等を支援するとともに、**地域資源**を活用した観光施策とも連動させ、市内回遊性の向上を促進します。

◆特色あるお店づくりの支援と市内消費の促進による商業活性化支援

市内消費を促進するため、SNSをはじめ、市報や市ホームページ、地域情報誌なども活用し、市内の特色ある店舗のPRを行うとともに、より多くの市民が市内での買物を楽しんでもらえるよう、観光施策とも連動させ、事業者、調布市商工会及び調布市観光協会と連携の下、取組を推進します。

◆調布市商工会の運営支援

市内産業の発展に向けて、調布市商工会の経営改善普及事業や地域総合振興事業をはじめ、商業部会、工業部会、建設部会、サービス業部会、青年部、女性部の部会活動を支援します。また、調布市商工会と連携して、市内事業者を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
日常の買物が便利と感じている市民の割合	73.8% (H30)	調査中	↗
市内商業者（小売業）の年間販売額	2,114億円 (H29)	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	地域経済活性化の推進	担当課	産業振興課	重点4
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">多様な主体との連携により、集客・回遊・消費の好循環のサイクルを生み出す産業振興施策の展開につなげます。市内事業者支援の中核を担う調布市商工会への支援を継続し、産業振興につなげます。			

17-2 市内事業所・事業者への支援

◆中小企業・小規模事業者への経営支援

中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定と成長を支援するため、地域の金融機関や中小企業診断士などの民間ノウハウを積極的に活用し、経営相談やアウトリーチ型経営相談（よろず経営相談）、各種セミナーの開催、商品開発・販路拡大等の支援や課題である事業承継を調布市商工会及び関係機関と連

携して支援します。また、事業経営に必要な資金の融資をあっせんし、融資を受ける際の事業者負担の軽減を図り、経営の安定化を支援します。

◆中小企業・小規模事業者への技術支援

調布市商工会と連携して、市内中小企業・小規模事業者が有する技術を生かした新製品開発の取組を支援します。また、電気通信大学の研究活動や技術などを生かした市内事業所への技術指導や連携などを支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
納税法人数	6073法人 (H29)	6531法人 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	中小企業・小規模事業者の支援	担当課	産業振興課
事業の概要	・事業承継、創業・経営支援、人材育成・人材確保支援、商品開発・販路拡大支援、商店街支援等、民間ノウハウを活用した連携事業の実施などを通じて、市内中小企業・小規模事業者を支援します。		

17-3 創業への支援

◆創業に向けた支援

市内での創業を促進するため、産業労働支援センターでは、経営アドバイザーによる創業相談や創業に関するセミナー、講演会の実施等、創業を目指す市民を支援します。

◆創業者に対する支援

産業労働支援センター内のスマートオフィスで市内での創業を支援するとともに、商店街の空き店舗等を活用した創業者向けの創業チャレンジ支援事業を実施します。また、産業競争力強化法に基づく地域における創業の促進を目的とした特定創業支援等事業により、創業・経営支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
産業労働支援センターでの創業等相談件数	488件 (H29)	518件 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	産業労働支援センターによる創業の支援	担当課	産業振興課
事業の概要	• 産業労働支援センターにおいて、中小企業診断士等の経営アドバイザーによる創業経営相談や創業経営支援セミナーのほか、創業支援施設の貸出、創業チャレンジ支援事業の実施を通じて、創業を志す方や経営課題を解決したい方を支援します。		

17-4 特性を生かした地場産業の振興

◆映画・映像関連企業と連携した地域活性化

市の特性を生かした産業振興を図るため、「映画のまち調布」の取組を通じて、映画・映像関連企業をはじめとする市内企業の活性化や、市の大きな特色である映画・映像関連企業との連携・協力によるまちづくりを推進します。

◆農商連携の取組による産業の振興

地場農産物を活用した新商品・新製品の開発、販路拡大を市内事業者等と連携する、農商連携の取組により、市内産業の活性化につなげます。

◆産学官連携の推進

相互友好協力協定を締結している電気通信大学等と調布市商工会、市内事業者等が連携した**産学官連携**の取組により、市内産業の活性化につなげます。

◆ふるさと納税による地場産業のPR

ふるさと納税制度の寄附に対する返礼として、市内事業者の製品等を活用することで、地場産業のPRにつなげます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期時値	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
映画・映像関連企業と連携した取組の件数	35件 (H29)	28件 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	「映画のまち調布」の推進【再掲】	担当課	産業振興課	重点4
事業の概要	• 市内の映画・映像関連企業や市民団体と連携し、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとした各種事業を実施することにより、広く市民に映画に親しんでいただくとともに、フィルムコミッション事業やロケターリズムの推進により、「映画のまち調布」のPRや地域経済の活性化につなげていきます。			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- キャッシュレス決済の普及促進

共創のまちづくり

- 市内大学、企業と連携した技術支援（電気通信大学インキュベーションセンターとの連携）
- NTT東日本のeシティラボを活用した取組

脱炭素社会の実現

- 商店街等における脱炭素社会実現への取組の支援

施策18 都市農業の推進

目的	対象	農業者、農地、市民
	意図	安全でおいしい農産物を生産し、市民がそれを消費することができる農地を保全する 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めることができる

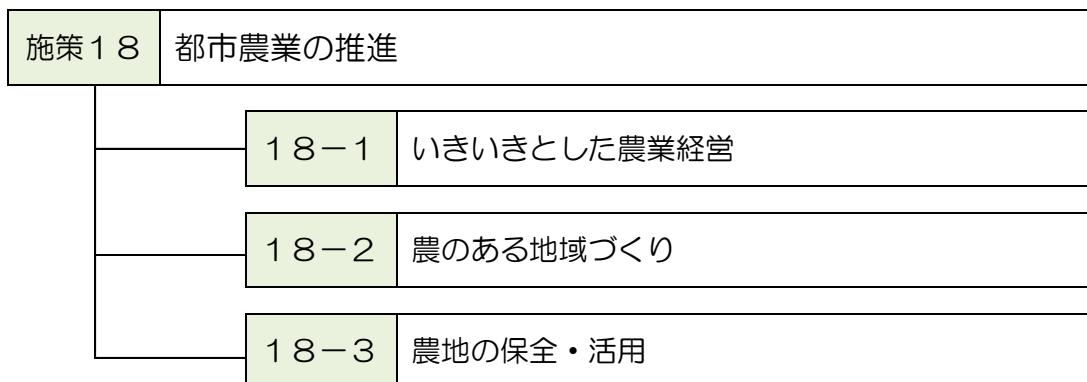
■ 施策の方向

市内農業者が農業を継続できるように支援し、新鮮な農産物の供給や農地の保全・活用を図るとともに、地産地消や農業体験など、多様な役割を有する都市農業を推進します。

■ 施策のポイント

- 都市農業の振興と都市農地の活用・保全の推進
- 市内農業者の生産意欲向上及び地産地消の推進
- 市民が農とふれあう機会の創出
- 都市農地貸借円滑化法を活用した農地の保全と活用

■ 基本的取組の体系



■ 現状と主要課題

- 近年の都市化の影響により、農家数は減少傾向で推移しており、令和2年では189戸、平成17年の309戸と比べて約4割(120戸)と大きく減少しています。その内訳をみると、販売農家¹が201戸から122戸と約4割(79戸)減、自給的農家²が108戸から67戸と同じく約4割(41戸)減となっています。
- 令和2年における基幹的農業従事者³の年齢構成をみると、最も多いのは70歳以上の84人(39.3%)、

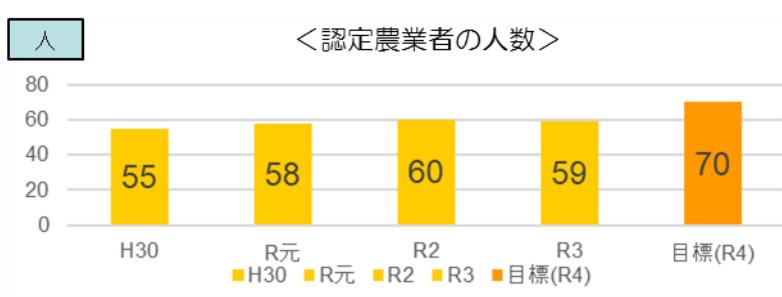
¹ 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

² 経営耕地面積が30a未満又は農産物販売金額が50万円未満の農家。

³ 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

次いで60歳代の57人（26.8%）であり、これらを合わせた60歳以上が141人で全体の65.8%を占め、高齢化が顕著となっています。

- 市は、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的取組を総合的かつ計画的に推進し、併せて良好な都市環境の形成に資するため、令和2年3月に「調布市農業振興計画」を策定しています。
- 同計画では、農家が持続的に多種多彩な「豊かな農業」を営み、市民の「くらし」に彩りを与え、農家と市民が持続可能な農業の経営を目指し、「くらし彩る調布市農業～持続可能な農業を目指して～」を農業の将来像として掲げるとともに、その実現に向けて「いきいきとした農業経営」、「農のある地域づくり」、「農地の保全・活用」を基本方針の柱に据えています。
- 市内農業者の農業経営力の向上を図るため、市が認定した認定農業者等の農業経営に意欲のある農業者に対し、都市農業育成対策事業補助制度を活用した支援を実施しています。



＜マルシェ ドウ 調布＞

- 多様な農業体験の場として、農業体験ファーム6園240区画の管理運営を支援しているほか、市民農園として市内の計14園713区画（令和4年9月30日現在）を市民に提供する等、市民が農業にふれあえる場の確保に努めています。
- 学校における食育の取組として、市内産農産物を活用した給食の提供や、学校農園、社会科見学等の授業で、農家の方から市内農産物について学ぶなどの取組を推進しているほか、新鮮で安全、安心な調布産の農産物を販売しているマイinz農業協同組合直売会等の支援や、マルシェの開催等により、地産地消を推進しています。
- 都市農地は、安全、安心で新鮮な農産物を供給する場であるだけではなく、災害時における避難場所となること、生活にうるおいとやすらぎを与え良好な住環境を形成すること、食育や環境教育の場となることなど、多面的な機能を有していることから、生産緑地制度の活用や東京都の都市農地保全支援プロジェクトを活用し、貴重な都市農地の保全・活用に取り組んでいます。現在、市は、防災兼用農業用井戸の設置等により、都市農地の持つ防災機能や、市民農園や農業体験ファーム等の開設によるレクリエーション機能などの発揮に取り組むとともに、学童・学校農園の開設等、農のある地域づくりに取り組んでいます。こうした都市農地を継続的に保全するとともに、多面的な機能を最大限に発揮させる必要があります。
- 近年、農業従事者の減少や高齢化に歯止めがかからない状況が続く中、今後、担い手不足や高齢化によって営農が困難となる農家を支援する必要があります。あわせて、新規就農者や後継者等の新たな担い手に対し、引き続き補助制度の活用等による経営支援等に取り組む必要があります。
- 関係機関との連携・協働の下、市内農産物が購入できる直売所等の利用促進に取り組むことで、市内農産物の消費拡大・認知度向上を図るとともに、市民農園や農業体験ファーム等の多様な農業体験の場の創出や各種イベントの開催等により、市民の農業への理解促進を図る必要があります。

基本的取組の内容

18-1 いきいきとした農業経営

◆計画的な都市農業の振興

調布市農業振興計画に基づき、都市農業をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、市の農業振興に関する具体的な取組を総合的かつ計画的に推進します。

◆農業経営の支援

認定農業者などの農業経営に意欲のある農業者が農業を継続できるよう、引き続き都市農業育成対策事業や都市農業経営力強化事業による支援に加え、都市農地保全支援プロジェクト等による農地の保全・活用の取組を通して農業経営を支援します。

◆環境保全型農業の推進

市民ニーズの高い安全・安心な農産物の生産・供給を進めるため、できるだけ農薬や化学肥料を使用しない環境に配慮した農業を促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
認定農業者の人数	55人 (H30)	59人 (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	農業経営の支援	担当課	農政課
事業の概要	・認定農業者等の農業経営に意欲ある農業者が農業を継続できるよう、農業施設整備や事業を支援し、都市農業の経営力の強化を図ります。		

18-2 農のある地域づくり

◆市内農産物の直売の促進・「マルシェドウ調布」等の開催

市内農産物のPR、地産地消の取組を促進するため、調布駅周辺で「マルシェドウ調布（農業マルシェ）」を開催し、農業を身近に感じる機会を創出します。

◆都市農業を生かした食育の推進

農作物の生産から収穫までの過程や、農業の大切さを体感してもらう学童農園やふれあい体験農園を実施するほか、学校における取組として市内農産物を取り入れた学校給食の提供や消費者と生産者の交流を通した食育の推進等、都市農業を生かした食育を促進します。

◆多様な農業体験の場づくり

市民が農家の指導を受けながら、農作業を楽しむことができる体験ファームの拡充や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の確保等、市民が農業と触れあえる機会づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
多様な農業体験の場※の新規開設数	〇園 (H30)	1園 (R3)	↗

※多様な農業体験の場

農業体験ファーム、市民農園、ふれあい体験農園、学童農園

基本計画事業候補

事業名	多様な農業体験の場づくり	担当課	農政課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消を推進するとともに、市民が農家の指導を受けながら農作業を楽しむことができる体験ファームの運営支援や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の運営など、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進することで、市民の農業・農地への理解促進を図ります。 		

18-3 農地の保全・活用

◆都市農地保全支援プロジェクトの推進

都市農地の保全を推進するため、防災や環境保全など農地の多面的機能を一層発揮させるための施設整備等、農地保全に意欲的に取り組む農業者及び農業団体が行う農地保全の取組に対して、ソフト・ハード両面から支援します。

◆都市農地の保全と多面的活用

都市農地を保全していくため、生産緑地制度や特定生産緑地制度の活用を促進するとともに、農業経営の支援や市民農園・農業体験ファーム等に取り組むことにより、都市農地の保全・活用に努めます。

◆都市農地貸借円滑化法の活用の促進

生産緑地の貸し借りがしやすくなる「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を活用し、生産緑地の貸借を促進することで、高齢化等により営農の継続が困難となった都市農地の保全に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
貸借円滑化法の活用件数	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	都市農地の保全・活用	担当課	農政課	重点5
事業の概要	• 農地が持つ防災や環境保全等の多面的機能をより一層発揮させるとともに、都市農地の貸借を促進するなど、貴重な都市農地の保全・活用を図ります。			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 農産物直売所マップのデジタル化（地図のデジタル化、ルート案内機能等）

共創のまちづくり

- 市民農園や農業体験ファーム等、市民が農とふれあう機会の創出

脱炭素社会の実現

- 都市農地の保全

6-2 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち【観光】

施策19 魅力ある観光の振興

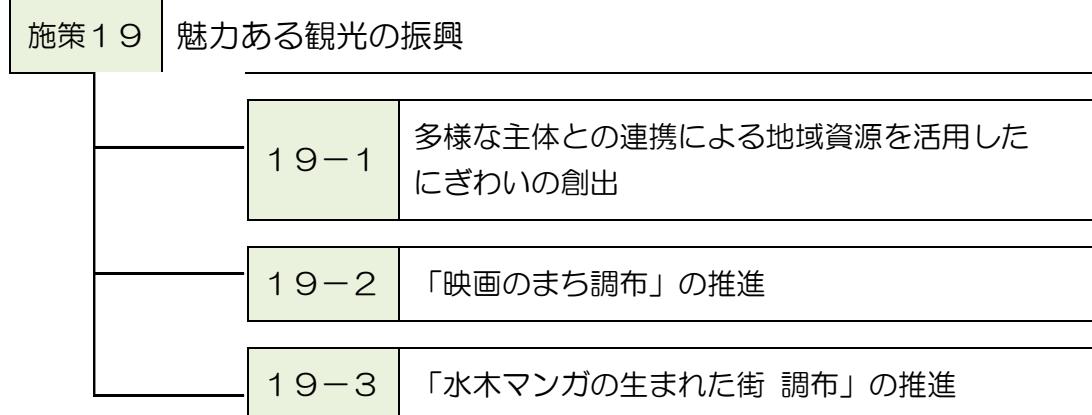
目的	対象	市民、来訪者
	意図	市民がまちに愛着と誇りを持つ 多くの来訪者が市内を回遊する

■ 施策の方向

「古刹・深大寺」、「映画のまち調布」、「水木マンガの生まれた街 調布」などの地域資源を磨き上げるとともに、多様な主体と連携し、市内外に向けて調布ならではの魅力を効果的にPRすることで、多くの人々が訪れるにぎわいのあるまちを目指します。

■ 施策のポイント

- 「古刹・深大寺」「映画のまち」「水木マンガ」「調布花火」「FC東京」「近藤勇」など、地域資源を最大限に活用した取組の推進
- 商業振興施策とも連動した、多様な主体との連携による魅力ある観光振興の推進
- フィルムコミッション事業・ロケツーリズムの推進による地域の活性化
- 調布市名誉市民・水木しげる氏の作品や功績を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす取組の推進
- 来訪者に対するデジタル技術を活用した効果的な観光情報の発信

■ 基本的取組の体系**■ 現状と主要課題**

- 市には、奈良時代に建立された関東屈指の古刹として知られ、国宝「銅造釈迦如来像」（通称：白鳳仏）を納める深大寺があり、門前には参拝者が憩う茶屋や名物のそば店が約20軒連なっています。また、都内最大級の広さを誇り、四季を通じ4,800種、10万株もの花や緑を楽しめる「都立神代植物公園」、多摩エリアの一大スポーツ拠点である「武蔵野の森オリンピック・パラリンピックパーク」など、多彩な

集客施設が立地しています。また、昭和8年に日本映画株式会社多摩川撮影所（現：角川大映スタジオ）が設立されて以来、映画・映像関連事業所の集積が進み、昭和30年代の日本映画全盛期には、「東洋のハリウッド」と称されるほど映画のまちとして発展を遂げ、現在も2箇所の大型撮影所のほか、数多くの映画・映像関連企業が立地する特性を持っています。

- 新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢を的確に捉え、国や東京都の動向を注視しながら、適切な感染症対策と実施方法の工夫により、まちのにぎわい創出に向け、地域資源を活用した積極的な観光振興事業を展開していく必要があります。
- 商業振興施策と連動し、多様な主体との連携により、集客・回遊・消費の好循環のサイクルを創出することで、地域経済活性化と魅力ある観光振興につなげていく必要があります。
- イオンシネマ シアタス調布を含む映画・映像関連企業や団体との連携を図りながら、映画・映像を「つくる」、「楽しむ」、「学ぶ」をテーマとした「映画のまち調布」を積極的に推進し、「映画のまち調布 シネマフェスティバル」などの特色ある事業展開を図っています。
- フィルムコミッショング事業については、平成30年度から令和4年度にかけて、市長会の補助金を活用した3市町（調布市、狛江市、日の出町）の連携に取り組んだほか、市内における積極的なロケ支援に努め、調布市観光協会と連携して、撮影実績等をホームページ等で公表することで、地域の魅力向上につなげる取組を推進しています。
- ロケツーリズムの推進については、映画「花束みたいな恋をした」をはじめとする、市内での数々の撮影実績を生かし、より一層の誘客や地域の活性化につなげるための仕掛けづくりを検討していく必要があります。
- 「水木マンガの生まれた街 調布」の取組を推進するため、名誉市民・水木しげる氏の生誕100周年（令和4年）を契機として、株式会社水木プロダクションをはじめとする関連企業等との連携を強化し、「ゲゲゲ忌」の発展的な実施と認知度向上に努める必要があります。また、水木氏の作品や功績を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす方策については、「水木マンガの生まれた街 調布」の推進に向けた有識者懇談会における意見も踏まえ、作品の保存や保管方法なども含めて、具体的かつ効果的な手法の可能性を官民一体となって検討しており、今後具現化していく必要があります。

基本的取組の内容

19-1 多様な主体との連携による地域資源を活用したにぎわいの創出

◆調布市観光協会の運営支援

地域資源を活用した観光事業の実施や観光資源に関する情報発信など、調布市観光協会の運営を支援し、調布ならではの特色ある観光事業を推進します。

◆地域資源を活用したにぎわいの創出

調布市観光協会と連携し、深大寺をはじめ、「映画のまち調布」や「水木マンガの生まれた街 調布」、FC東京や「近藤勇 生誕之地」などの豊富な地域資源を活用し、商業振興施策とも連動しながら、まちのにぎわいを創出します。また、芸術・文化・歴史・スポーツ等との垣根を越えた横断的な取組を通じて、調布のまちの魅力向上を図ります。

◆古刹・深大寺を核とした魅力の発信

令和15（2033）年の深大寺開創1300年を見据え、深大寺だるま市や深大寺そばまつりな

第3編 分野別計画

ど、古刹・深大寺を核とするイベントをはじめ、バラフェスタなど都立神代植物公園主催の各種イベントの開催、調布市観光ボランティアガイドの活動をより一層支援し、深大寺周辺地域の効果的な魅力発信を推進します。

◆デジタル技術の活用による効果的な魅力発信

市ホームページやSNS、デジタルサイネージ等のデジタル技術を活用し、市内の地域資源の情報を発信します。

◆ふるさと納税を活用した地域資源のPR

ふるさと納税制度の寄附に対する返礼として、地域資源等を活用することで、市の魅力発信につなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
観光案内所への来所者数	8万1,815人 (H29)	2万8,068人 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	調布市観光協会事業の促進	担当課	産業振興課
事業の概要	・調布市観光協会の活動を支援するとともに、多様な主体との連携を通じて、観光振興に資する取組を推進することにより、にぎわいの創出や来訪者の回遊性の向上につなげます。		

19-2 「映画のまち調布」の推進

◆映画・映像関連企業と連携した「映画のまち調布」の推進

映画・映像関連企業が集積する特徴を生かし、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとして、映画・映像関連企業をはじめ、市民・団体との連携・協働の下、「映画のまち調布」ならではの取組を推進します。

◆フィルムコミッション事業やロケツーリズムの推進

多摩川、商店街、公園などの公共施設を映画やテレビドラマ等の撮影に活用してもらい、調布のPRにつなげるフィルムコミッション事業に加え、ロケ地を観光に活用し、来訪者や市内消費の増加につなげるロケツーリズムの取組を推進します。

◆「映画のまち調布」の効果的な情報発信

市及び調布市観光協会のホームページ内におけるロケ地情報を含めた「映画のまち調布」コンテンツの充実を図るとともに、SNS等を活用して、作品のファンや制作者に向けて積極的な情報発信に取り組み、ロケ実績や市内消費の増加につなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
「映画のまち調布」を進める取組に満足している市民の割合	69.0% (H30)	78.6% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	「映画のまち調布」の推進	担当課	産業振興課	重点4
事業の概要	• 市内の映画・映像関連企業や市民団体と連携し、映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとした各種事業を実施することにより、広く市民に映画に親しんでいただくとともに、フィルムコミッション事業やロケーションリズムの推進により、「映画のまち調布」のPRや地域経済の活性化につなげていきます。			

19-3 「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

◆水木氏の作品や著作等の功績を後世に伝えつつ、まちづくりにも生かす取組の推進

生誕100周年（令和4年）を契機として、「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進を図るため、発展的な取組の実施や認知度の向上に努めるとともに、妖怪を中心とした独特の世界観を表した漫画や画集などの作品をはじめ、自らの戦争体験に基づく数々の著作、文献などの功績を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす施策の具現化に取り組みます。

◆観光協会や関連企業等と連携した取組を通じた水木作品の魅力発信

観光協会や関連企業等と連携し、水木氏の命日である11月30日を中心に実施する「ゲゲゲ忌」をはじめ、様々な機会を通じて、従来からのファンはもとより、子どもから大人まで幅広い世代が水木氏の作品や著作に興味を持っていただけた機会の創出を図ります。

◆水木作品を核とした他自治体との連携強化

水木しげる氏と縁が深い鳥取県や境港市等とも連携し、「水木マンガの生まれた街 調布」の推進につなげていきます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
数々の水木作品が調布市で生み出されたことを認知している市民の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	「水木マンガの生まれた街 調布」の推進<新規>	担当課	産業振興課	重点4
事業の概要	・「水木マンガの生まれた街 調布」の更なる推進につなげるため、新たな事業展開や水木氏の作品や著作に触れる機会の創出に注力することで、子どもから大人まで幅広い世代に興味を持っていただく取組を展開します。			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- SNSなどデジタル技術を活用した、市の魅力や観光情報の効果的な発信

共創のまちづくり

- 調布市観光協会、映画・映像関連企業及び水木プロダクション等との連携

脱炭素社会の実現

- シェアサイクル事業の利用促進

フェーズフリー

- 調布市観光協会との連携による備品類の活用

第3編 分野別計画

6－3 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち 【文化芸術・歴史文化】

施策20 文化芸術の振興

目的	対象	市民
	意図	文化芸術にふれる機会が提供され、文化芸術活動が活発になる

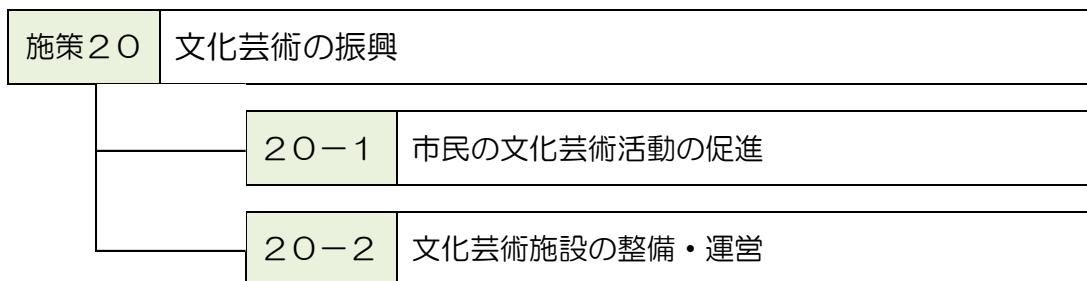
⊕ 施策の方向

地域の有形・無形の文化的資源がまちづくりに生かされ、まちへの愛着が深められるとともに、誰もが多彩な文化芸術活動を行い、身近に質の高い文化芸術にふれる機会を通じて、豊かな心を涵養し、創造性を育むまちを目指します。

⊕ 施策のポイント

- 「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」に基づく、多様な主体と連携した市民の文化芸術活動の支援
- 文化芸術基本法に基づく、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育など文化芸術に関連する幅広い分野との連携及び「(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン」の策定による効果的な施策の推進
- 調布市福祉作業所等連絡会等との連携による「パラアート展」をはじめとする文化芸術振興を通じた共生社会の充実

⊕ 基本的取組の体系



⊕ 現状と主要課題

- 市は、子どもから大人まで誰もが文化芸術を育むことができる場やつながる機会をより一層創出・支援するため、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」を踏まえ、様々な文化芸術振興の取組を開展しています。今後、文化芸術基本法に基づき、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育など幅広い関連分野との連携を図るとともに、ソフト・ハード両面からより効果的な施策展開を図っていく必要が

あります。

- 市は、文化会館たづくりやグリーンホール、せんがわ劇場をはじめ、市内各地域で音楽、映画、演劇など多彩な文化芸術事業を展開しています。映画・映像関連企業の集積を生かし、関連企業や団体、シネマコンプレックス等と連携した「映画のまち調布 シネマフェスティバル」のほか、世界的に活躍するアーティストを数多く輩出している桐朋学園やバッハ・コレギウム・ジャパンを中心据えた「調布国際音楽祭」、市民の文化芸術・学習活動の発表の場である「調布市民文化祭」など、市民が文化芸術にふれる機会の確保に努めています。
- 調布市文化・コミュニティ振興財団は、市と共に文化芸術の振興に取り組むとともに、文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の指定管理者として施設の管理運営を行い、安心・安全で快適な施設利用サービスと市民ニーズに応じた事業を行っています。また、デジタルテクノロジーを利用した芸術表現・メディアアートを紹介する「調布メディアアートラボ」や、市内文化施設が連携した回遊型の展示におけるデジタルスタンプラリーの導入など、デジタル技術の活用による文化芸術振興にも取り組んできました。引き続き、3つの文化施設の更なる連携と調布市文化・コミュニティ振興財団の専門性やノウハウを生かした効果的・効率的な事業展開を図っていくことが重要です。
- 東京2020大会に向けて展開してきた日本の文化の継承や国内外への文化の発信、文化芸術振興を通じた共生社会の充実に向けた取組について、関連団体との連携を深め、更なる推進を図っていく必要があります。
- 東京都は、東京2020大会文化プログラムのレガシーや、コロナ禍での文化芸術活動への影響、デジタル化の急速な進展等を踏まえ、令和4年3月、「東京文化戦略2030」を策定しました。
- 全国的な少子化を踏まえた部活動の持続可能性の確保のため、部活動の在り方に関する検討会議において、指導者や活動場所を含めて現在の学校単位の活動から地域単位の活動に移行する提言がなされました。この提言を受けた国のガイドラインなどを踏まえ、教育委員会と連携し、子どもたちが文化芸術に親しむ環境や機会の確保に向けた対応を検討する必要があります。
- 市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場について、多くの市民が安全で快適に利用できるよう、適切な維持補修を行う必要があります。また、グリーンホールは、民間活力の活用による建替えに向けた検討を進めており、文化芸術を体験・創造する拠点としての役割はもとより、調布のまちの活力・付加価値を高めるホールとなるよう取組の検討・推進を図る必要があります。

基本的取組の内容

20-1 市民の文化芸術活動の促進

◆文化芸術にふれる機会の確保

調布市文化・コミュニティ振興財団や関係団体との連携の下、市民ニーズを捉えた多彩な文化芸術事業を実施するとともに、市内の文化芸術資源の活用・連携の推進や、**デジタル技術の活用をはじめとする年齢や国籍、障害の有無に関わらない鑑賞及び事業参加の機会の充実など、市民が身近に文化芸術にふれることのできる機会の確保に努めます。**

また、調布市文化・コミュニティ振興財団との連携を図りながら、文化芸術基本法に基づく「(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン」の策定に向けた取組を推進します。

第3編 分野別計画

◆文化芸術活動に関する情報提供

文化芸術活動について、多くの方に関心を持っていただけるよう、調布市文化・コミュニティ振興財団が発行する広報紙やSNSなど、様々な情報媒体を活用するとともに、文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の連携を生かした効果的な情報提供・情報発信に努めます。

◆多様な分野との連携と地域固有の文化資源の活用

市内の様々な有形・無形の文化財など、地域固有の文化資源を活用し、多様な分野と連携した事業に取り組みます。

◆文化芸術活動を通じた共生社会の充実

東京2020大会に向けて、調布市福祉作業所等連絡会や市内の特例子会社、調布市文化・コミュニティ振興財団等との連携を深めながら実施してきた「パラアート展」について、民間事業者と連携した様々な場所での展示などにより、更に認知度を高めるとともに、文化芸術振興を通じた更なる障害理解の促進や共生社会の充実につながるよう、取組を推進します。

◆文化芸術を支える人材の育成

関係団体との連携の下、各種事業を通じた次代を担う芸術家及び鑑賞者の育成や、文化芸術活動を支えるボランティアの確保、市と共に文化芸術振興を担う調布市文化・コミュニティ振興財団における人材育成など、市民の文化芸術活動を支える人材の確保及び活躍の場づくりに取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
1年間で文化芸術を鑑賞、または自ら文化芸術活動を行った市民のうち、市内公共施設を利用した市民の割合	53.9% (H30)	49.9% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	文化芸術事業の実施	担当課	文化生涯学習課	重点4
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場での音楽、演劇、映画等の鑑賞及び参加型の事業を実施します。「パラアート展」を開催するなど文化芸術活動を通じた共生社会の充実に向けた取組を進めます。			

20-2 文化芸術施設の整備・運営

◆活動拠点となる施設の適切な維持管理・運営

市民の自主的な文化芸術活動の場となる文化会館たづくりやグリーンホール、せんがわ劇場などの施設の適切な維持管理と、様々な分野と連携した効率的な運営を推進します。

◆新たな文化拠点施設の整備

施設及び設備の経年劣化を踏まえたグリーンホールの建替えについて、公民連携手法を活用し、敷地を効果的に活用するとともに、調布駅前に面する立地特性を生かした複合施設の整備に取り組みます。

◆文化施設3館の連携及び各施設のコンセプトを生かした効果的な施設運営

文化会館たづくり、グリーンホール、せんがわ劇場それぞれの施設の特徴やコンセプトを生かすとともに、施設相互の効果的な連携を図る施設運営に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
文化会館たづくり・グリーンホール・せんがわ劇場事業の施設利用率 (上段：ホール系、下段：会議室系)	84.9% 78.1% (H29)	75.3% 71.5% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	文化芸術施設の整備	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	・文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場について、市民が安全で快適に利用できるよう、計画的かつ適切な維持補修を行います。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した鑑賞機会の充実やメディアアートの更なる振興

脱炭素社会の実現

- 文化施設整備における再生可能エネルギーの利用の促進

フェーズフリー

- 調布市文化・コミュニティ振興財団と締結した災害時協力協定に基づく災害時の施設活用等についての検討

施策21 地域ゆかりの文化の保存と継承

目的	対象	市民、文化遺産
	意図	文化遺産や伝統を次世代に伝え、郷土への愛着をはぐくむ 文化遺産を保存し、学習素材やまちづくりに活用する

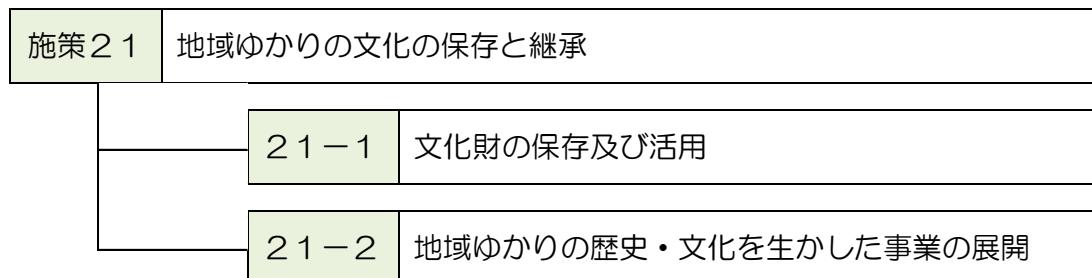
■ 施策の方向

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

■ 施策のポイント

- 市内にある国史跡や国登録有形文化財などの保存、整備、活用に向けた取組の推進
- 国史跡下布田遺跡整備事業の推進
- 博物館法の一部を改正する法律（令和5年4月施行）の趣旨を踏まえた郷土博物館における新たな役割・事業の展開
- 武者小路実篤記念館を核とした特色ある事業の展開

■ 基本的取組の体系



■ 現状と主要課題

- 文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。市は、先人たちの足跡を物語る考古資料、歴史資料、民俗資料、民俗芸能、美術資料、城跡、遺跡などを適切に保存し、後世に伝えていくため、文化財の保存・活用の取組を推進しています。
- 令和4年3月31日現在、市内には国指定文化財4件(国宝1件・重要文化財1件・史跡2件)、国登録文化財9件、東京都指定文化財4件(有形文化財2件・史跡1件・天然記念物1件)、市指定文化財61件(有形文化財36件・有形民俗文化財16件・無形民俗文化財1件・史跡2件・旧跡2件・天然記念物6件、重複指定2件を含む)、合わせて78件の貴重な文化財が所在しています。
- これらの文化財のうち、下布田遺跡は、縄文文化から弥生文化へ移行する縄文時代晩期の重要遺跡として評価され、昭和62年5月に国の史跡に指定されました。下布田遺跡では、墓跡や祭祀を行ったと思われる遺構のほか、多くの縄文土器や石鏃、国指定重要文化財となった土製耳飾などが出土しています。
- 市は、平成31年3月に策定した「史跡下布田遺跡保存活用計画」及び令和3年3月に策定した「史跡下布田遺跡整備基本計画」に基づき、整備テーマである「みんなで育む・感じる・発見する縄文のふるさと」の実現に向けて、史跡とガイダンス施設の整備、史跡の保全と活用の「担い手づくり(ボランティアの育成)」の取組を推進しています。
- 郷土博物館は、市内の遺跡出土の土器や石器等の考古資料、江戸時代の村絵図や古文書、明治時代以降の教科書、古写真、太平洋戦争関係資料等の歴史資料、多摩川に生息する魚類のはく製等の自然その他の資料、郷土ゆかりの美術資料など、約1万8000点を収蔵しています。
- 同館では、郷土の歴史や文化・自然に関する資料の収集、保存、調査・研究、展示のほか、講演会・講座、月見だんご作り・しめ飾り作りなどの体験学習会も実施しています。毎年開催している郷土学習展では、昔の道具や暮らしについて調べている子どもたちの学習に役立つよう、収蔵品の中から衣・食・住を中心とした道具の紹介を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。このような社会背景の中で、博物館は、令和5(2023)年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨も踏まえ、収蔵資料のデジタル・アーカイブ化や、他の博物館や地域との連携による文化観光その他の活動による地域の活力の向上など、新たな役割・事業展開をより一層推進していく必要があります。
- 地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産との出会いは、市民が“ふるさと調布”への誇りと愛着を育むための重要な要素の1つです。市内の文化財や郷土の歴史・文化に触れ、学ぶことで知的好奇心が満たされ、身近な地域を再認識するきっかけとなるよう、学校教育、社会教育、文化観光、地域の活力の向上など多様な視点からも、これらを積極的かつ有効に活用していく必要があります。

基本的取組の内容

21-1 文化財の保存及び活用

◆文化財の保存・活用

文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用の取組を基盤に、郷土芸能の保存・継承や、東京文化財ウィークへの参画による市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大等に取り組むとともに、文化財見学会、講演会等を実施します。

また、国登録有形文化財（建造物）である真木家住宅について、建造物や樹木等の適切な保存を継続するとともに、活用に向けた検討を行います。

◆国史跡下布田遺跡の整備・活用

国史跡下布田遺跡と隣接するガイダンス施設の整備に向けた取組を推進します。また、市民ワークショップの開催を通じて、史跡の保全と活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
文化遺産の数（国・東京都・市指定等文化財）	74件 (H29)	78件 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	国史跡下布田遺跡整備事業の推進	担当課	郷土博物館
事業の概要	・国史跡下布田遺跡を適切に保存し、有効活用するため、史跡下布田遺跡保存活用計画及び同整備基本計画に基づき、史跡公園の開園に向けた取組を推進します。		

21-2 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

◆郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等を生かした事業の展開

郷土博物館においては、学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等、学校と連携した教育普及事業を推進するほか、デジタル技術等を活用した郷土の歴史・文化に関する情報発信、収蔵資料データベースの整備・公開、深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組、多様な主体との連携・協力により、地域の活力の向上に寄与できるよう取り組みます。

また、図書館においては、調布市ゆかりの水木しげる氏、つげ義春氏関連資料、映画資料の収集、保存、活用を図ります。

◆武者小路実篤記念館を中心とした事業の推進

令和7（2025）年の開館40周年を記念する事業を実施するほか、収蔵品の整理・保存・修復や、実篤公園・旧実篤邸との一体的な事業展開及び展示・収蔵設備の整備計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	4万7,996人 (R元～3平均)	4万1,014人 (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進	担当課	郷土博物館
事業の概要	・郷土の歴史・文化について調査・研究し、その成果を展示・公開するとともに、講座・講演会、見学会等の事業を実施することで、地域ゆかりの歴史や文化に触れる機会を提供します。		

事業名	武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	担当課	郷土博物館
事業の概要	・武者小路実篤を核とした特色ある事業を展開するとともに、地域ゆかりの貴重な文化的遺産を後世に伝えるために、収蔵品の整理、保存、修復等を行います。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 郷土博物館における収蔵資料データベースの整備・公開
- 武者小路実篤記念館における情報提供システムの整備・公開
- 武者小路実篤記念館所蔵データのICT教育への活用
- 公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した情報発信

共創のまちづくり

- 多様な主体との連携による文化財行政及び博物館行政の推進
- 郷土博物館及び武者小路実篤記念館の在り方検討

脱炭素社会の実現

- 施設における省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用促進

フェーズフリー

- 災害時を想定した施設整備
- 収蔵資料のデータベースの整備

第3編 分野別計画

基本目標7 地域の特性を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために

7-1 地域ごとの特徴を生かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】

施策22 良好な市街地の形成

目的	対象	市民
	意図	便利で快適になる

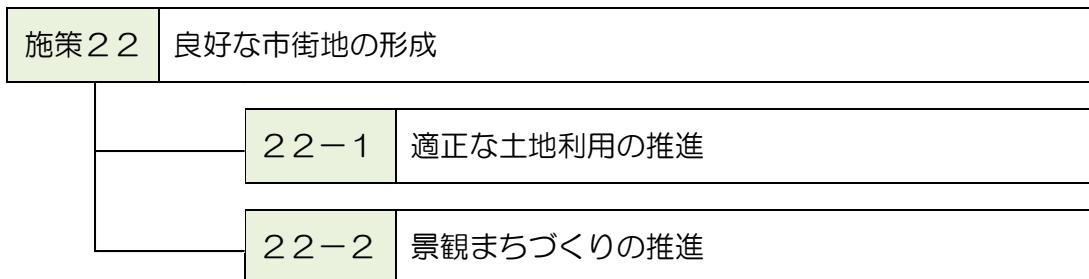
■ 施策の方向

都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適正な土地利用を推進するとともに、市民に身近な景観の価値の向上を図る景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。

■ 施策のポイント

- 都市計画マスタープランにおける将来都市構造や地域別構想の考え方に基づく、街づくりの拠点や地域資源などを考慮した、地域ごとの特性を生かした住みよいまちづくりの推進
- 令和6年度の用途地域等地域地区の見直しに向けた取組の推進
- 公共サイン整備方針及びガイドラインに基づく、多言語対応を含めた、誰にも分かりやすい公共サインの計画的な整備

■ 基本的取組の体系



現状と主要課題

- 市は、平成26年9月に改定した「調布市都市計画マスタープラン¹」において、地域それぞれの独自性を活かした将来像やその実現に向けた方策等を定めるため、市内を「東部」、「北部」、「南部」及び「西部」の4つの地域に分け、それぞれの地域の特性に合わせたまちづくりを推進しています。
- 地域住民で進めるまちづくり活動に対する支援として、平成17年4月から施行した「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき認定した「街づくり協議会・準備会」は、令和3年度末時点で、協議会4団体、準備会2団体となっています。
- 景観法に基づき、地域特性を反映した景観づくりのルールや景観法の届出制度による建築物等の規制誘導の仕組みなど、良好な景観形成の推進に向けた取組を体系的にまとめた「調布市景観計画」に基づく、景観まちづくりを進めています。
- 「調布市公共サイン整備方針²」及び同方針の内容をより具体化し補足した「調布市公共サイン整備ガイドライン」を踏まえ、各地区の特性に応じた「公共サイン整備計画」を策定し、誰にとっても分かりやすい公共サインの整備に取り組んでいます。
- 将来的に人口減少・高齢化の進行が懸念される中、今後も医療・福祉・商業・業務等の都市機能を適切に確保し、市民が安心して暮らし続けることができるよう、都市機能や居住機能の誘導により、地域の生活利便性の維持・向上を図るとともに、地域ごとの特性を生かした住みよいまちづくりを推進することで、良好な市街地の形成に努める必要があります。
- 優れた都市景観は、都市に個性を生み出し、そこに居住する市民が強い誇りと愛着を持ち、我がまちという意識を高めていく上で重要な要素の1つといえます。そのため、市民・事業者との連携・協働の下、暮らしに息づくふるさとのまち・調布の良好な景観の保全・形成に向け、将来にわたって美しい景観を大切に守り、育て、つくるための景観まちづくりを推進する必要があります。

基本的取組の内容

22-1 適正な土地利用の推進

◆都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランに基づき、市の都市計画に関する基本的な方針を示すとともに、適正な土地利用の推進を図ります。また、「ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、市民、事業者及び市の協働による地域特性を生かした住み良いまちづくりを推進します。東京都では、令和6年度に、区域区分の一括変更が予定されていることから、これに合わせた用途地域等の一斉見直しを行います。

◆適正な開発への誘導

「ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、周辺環境に配慮した開発事業への誘導を図り、良好な住環境の保全と魅力的な都市機能の創出に努めます。

¹ 都市計画法第18条の2の規定に基づき、調布市の都市計画の基本的な考え方を示したものであり、市が都市計画の決定・変更や各分野の事業を実施する際は、同プランに基づき進めることになる。

² 同整備方針は、主に公共施設等への案内・誘導を目的とする、道路管理者又は公共施設管理者が設置・管理する公共サインを対象としている。

第3編 分野別計画

◆住民発意のまちづくり活動の支援

まちへの愛着を持ちながら住み続けたいと思えるようなまちづくりに向けて、「ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、住民発意のまちづくりの活動を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
住みやすいと感じている市民の割合	93.0% (H30)	93.0% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	都市計画マスタープランの運用	担当課	都市計画課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・調布市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像やあるべき市街地像の実現に向け、適正な土地利用を推進するとともに、立地適正化計画による都市機能等の誘導を行います。・都市計画マスタープランを踏まえ、まとまりのある良好な市街地を形成するため、地域地区（用途地域、生産緑地地区等）の指定による規制誘導を行います。		

事業名	地区計画制度等を活用した街づくり 【再掲】	担当課	都市計画課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・地区の特性にふさわしい良好な街並みを創出するため、地区計画制度等を活用した街づくりを推進します。・西調布駅周辺地区については、快適な市街地整備に向け、駅南側の都市計画道路（調布3・4・31号線）の整備とともに、地区の特性に応じた総合的なまちづくりを推進します。		

22-2 景観まちづくりの推進

◆調布の自然・地域の個性を生かした景観価値の向上

国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境と、駅周辺などにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景など、地域固有の景観の魅力を市民と共有しながら、景観まちづくりを推進します。

◆街並み・景観保全に向けた規制・誘導

景観計画、景観条例等の景観法の制度を活用した規制誘導を図るとともに、各地区の景観特性に応じた景観のルールづくりを推進します。

◆地域における景観意識の醸成

地域住民との協働による景観まちづくりに向け、景観学習等の推進による景観まちづくりの担い手となる人材の育成と、地域での様々な社会活動を通じた景観に対する意識の醸成を図ります。

◆公共サイン計画の整備・運用

公共サイン整備方針及びガイドラインに基づき、多言語対応を含む公共サイン計画の検討・運用に取り組むことで、利用者の視点に立った、誰にとっても分かりやすく、親しみやすい公共サインの整備を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市内に優れた景観があると感じている市民の割合	82.5% (H30)	83.7% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	景観計画・景観条例の運用	担当課	都市計画課
事業の概要	・景観行政団体として、調布らしい魅力ある景観の保全・形成のため、調布市景観計画や調布市景観条例等の景観法の諸制度を活用した景観まちづくりを推進します。		

事業名	公共サイン計画の検討・運用	担当課	都市計画課
事業の概要	・良好な景観形成に寄与する公共サインの整備・管理を通じた景観まちづくりを推進します。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

共創のまちづくり

- 住民発意のまちづくりの推進
- 市民の参加と協働による景観まちづくりの推進

フェーズフリー

- 令和元年台風第19号による浸水被害を踏まえた水害対策をはじめとする防災まちづくりの推進

施策23 地域特性を生かした都市空間の形成

目的	対象	市内全域
	意図	地域特性を踏まえ、多様な機能が調和し、人々が集い、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎがある

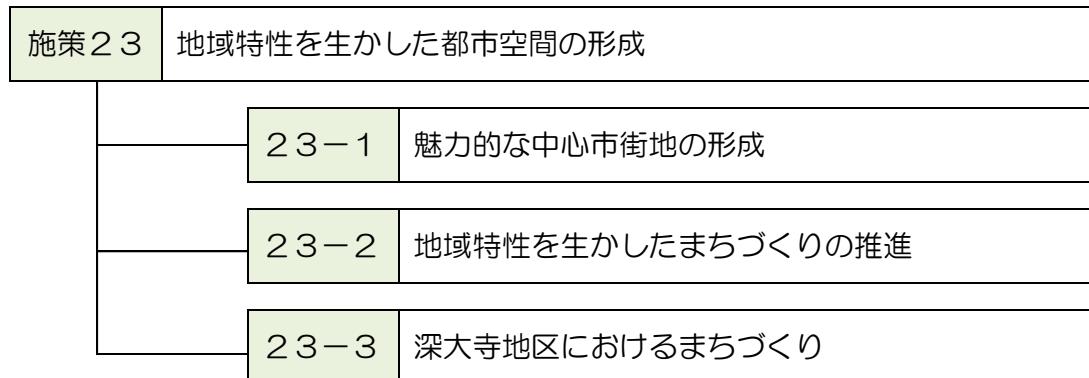
■ 施策の方向

京王線の地下化を機に、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特性を生かした質の高い都市空間を形成します。

■ 施策のポイント

- 都市基盤整備の大きな節目を迎える調布駅前広場や鉄道敷地の整備による京王線の地下化に伴う効果の発現
- 西調布駅周辺地区などにおいて、都市計画諸制度を活用した誘導方策や基盤整備、産業振興とも連携したソフト・ハード一体となった面的なまちづくりの検討

■ 基本的取組の体系



現状と主要課題

- 平成24年8月、京王線連続立体交差事業によって、京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と、調布駅～京王多摩川駅間の約0.9kmの区間の地下化が実現したこと、18箇所の踏切が除却され、慢性的な交通渋滞の解消による道路交通の円滑化や、歩行者や自転車の安全性の向上、鉄道により分断されていた南北市街地の一体化、鉄道敷地の有効活用など、様々な面で都市構造が大きな変貌を遂げました。
- 地下化に連動する市街地再開発事業や布田・国領の両駅の駅前広場の完成をはじめ、「トリエ京王調布」の開業など、ソフト・ハード両面が相まって、調布のまちの魅力は飛躍的に向上してきています。とりわけ、地下化によって生み出された貴重な都市空間において、市における商業環境的一大転換期となった市民待望のシネマコンプレックスを含むトリエ京王調布の開業以降、調布駅の乗降客数の増加が顕著となるなど、市内外から多くの方が調布のまちを訪れ、一層のにぎわいを見せています。
- 調布駅前広場については、市民参加の実践を重ねながら、令和3年3月に決定・公表した調布駅前広場整備計画図に基づき、交通結節機能の向上はもとより、にぎわいの創出や市民のふれあい、交流が育まれる広場空間となるよう、整備を進めていく必要があります。
- 鉄道敷地については、調布・布田・国領の3駅の駅前広場の空間とも相まって、中心市街地における環境との調和を象徴する貴重な空間であり、市民が集い、交流できる機能を持つ各駅前広場の空間と有機的に連動させ、回遊性のある都市空間として整備を進めていく必要があります。
- 地区ごとにまちづくりの目標やルールを定める地区計画制度を活用し、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進しており、令和4年7月現在、地区計画の策定地区数は13地区となっています。
- 調布駅周辺、布田地区及び国領駅周辺地区では、まちづくりの目標の実現に向けて、地域住民の理解と協力を促しながら、各駅の特性に応じた集約的な土地利用を誘導するとともに、交通結節機能の強化や回遊性の向上等を推進し、より多くの市民が安全・安心で快適に住み、働き、憩うことのできるにぎわいに満ちた拠点の形成に努める必要があります。
- 深大寺地区の魅力を最大限に生かしながら、次世代へ良好な街並み景観を継承していくため、「調布市深大寺地区街なみ整備基本計画（平成24年11月策定）」に基づき、国による街なみ環境整備事業¹を活用し、散策路の改修（市道北136号線等）や公共サイン案内板の設置（5箇所）、深大寺白鳳院の建設に伴う周辺環境整備に取り組んでいます。

¹ 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方自治体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する事業

基本的取組の内容

23-1 魅力的な中心市街地の形成

◆面的整備手法の活用

商業・業務機能や生活機能がバランスよく整えられた良好な市街地の形成を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備手法を活用したまちづくりを推進します。

◆魅力的な駅前広場の整備

交通結節機能の向上はもとより、にぎわいの創出や市民のふれあい、交流、うるおいを生み出す都市空間としての機能を兼ね備えた調布駅前広場の整備を推進します。

◆鉄道敷地整備による都市空間の創出

調布・布田・国領の3駅の駅前広場をつなぐ鉄道敷地の連続した空間を有効活用し、にぎわい、うるおい、やすらぎのある都市空間として整備を推進します。

◆歩行者の回遊性の向上

安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成により、中心市街地の回遊性の向上を図ります。

◆都市景観の創造

ゆとりとうるおいのある空間の創出により、良好な都市景観の形成を図ります。

◆道路空間の利活用の検討

調布駅前広場や鉄道敷地における道路空間の利活用として、改正道路法に基づく歩行者利便増進道路（通称ほこみち制度）の指定の検討や、兼用工作物協定の活用など、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図りつつ、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に取り組みます。

◆中心市街地活性化の推進

商業・観光の振興と都市基盤の整備が一体となったまちの活性化に向け、市民や来訪者のニーズを捉えながら、中心市街地の活性化を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合	67.8% (H30)	68.3% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	調布駅前広場の整備	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	京王線連続立体交差事業により地下化された調布駅前広場を南北一体的に整備し、交通結節点としての機能を向上させるとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある駅前広場の整備を計画的に進めます。			

事業名	鉄道敷地の整備	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	・調布・布田・国領の3駅の各駅をつなぐ連続した空間を有効活用し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として、鉄道敷地の整備に取り組みます。			

事業名	面的整備手法を活用したまちづくりの促進	担当課	都市計画課
事業の概要	・調布駅周辺において、魅力的な中心市街地を形成するため、地区計画や市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、調和のとれた商業、業務、住宅施設等の立地を誘導し、駅前拠点にふさわしい市街地形成を図ります。		

事業名	中心市街地における区画道路等の整備	担当課	街づくり事業課
事業の概要	・京王線連続立体交差事業による効果を最大限発現するため、駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路や生活道路等を整備し、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。		

23-2 地域特性を生かしたまちづくりの推進

◆地区計画制度の活用

各地域の特性にふさわしい良好な街並みを創出するため、各地域の市民の合意形成を図りながら地区計画制度を活用し、地域特性を生かした市街地形成や緑豊かな都市環境の創出を図ります。

◆駅周辺のまちづくり

鉄道駅周辺における交通の利便性の向上を図るとともに、各地域の市民の日常生活の利便性とにぎわいを兼ね備え、地域の個性を生かした地区の中心となる拠点づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合	67.0% (H30)	68.3% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	地区計画制度等を活用した街づくり	担当課	都市計画課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の特性にふさわしい良好な街並みを創出するため、地区計画制度等を活用した街づくりを推進します。 ・西調布駅周辺地区については、快適な市街地整備に向け、駅南側の都市計画道路（調布3・4・31号線）の整備とともに、地区の特性に応じた総合的なまちづくりを推進します。 		

事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成【再掲】	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。併せて、市民生活に密着し、防災性、快適性、コミュニティの向上を図る生活道路について、住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進めます。 ・地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討します。 			

23-3 深大寺地区におけるまちづくり

◆深大寺地区におけるまちづくり

古刹として知られる深大寺やそば店などが建ち並ぶ調布市の代表的な観光地である深大寺地区の趣を守りつつ、国分寺崖線のまとまった縁の保全と良好な住環境を維持するため、景観法や都市計画法等の諸制度を活用した規制、誘導を図ります。

◆街なみ景観の保全

深大寺地区周辺の街なみ景観の維持、向上を図るため、地域と連携を図りながら、街なみ整備基本計画に基づく街なみ環境整備事業を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合	89.0% (H30)	88.2% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	深大寺地区におけるまちづくりの推進	担当課	都市計画課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の緑の保全方策や都市計画道路（調布3・4・30号線）の在り方等について検討を進めます。 ・調布市深大寺地区街なみ整備基本計画（平成24年度策定）に基づき、歩行者の安全・安心の確保と回遊性を高めながら風情ある街なみ景観の維持保全を図るなど、深大寺地区の魅力向上に取り組みます。 			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

共創のまちづくり

- 住民発意のまちづくりの推進

脱炭素社会の実現

- 駅前広場や鉄道敷地への樹木の配置による温室効果ガスの吸収効果

施策24 良好な住環境づくり

目的	対象	市民
	意図	安全で安心して快適に住み続けられる

施策の方向

住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの適正管理の促進や住宅セーフティネットの構築による超高齢社会に対応する住環境を形成します。

施策のポイント

- 地域の実情を踏まえた住宅施策の総合的な推進
- 緊急輸送道路沿道建築物や住宅の耐震化の促進
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ法や環境確保条例の改正による規制の強化など、国や東京都の動向を踏まえた施策の検討
- 既存住宅ストックの活用や超高齢社会に対応する住環境の整備
- 良好な居住環境の形成や、住宅確保要配慮者への居住確保支援の推進
- 空き家の未然予防と円滑な利活用につなげる取組の推進
- マンションの管理の適正化に向けた取組の推進

基本的取組の体系



現状と主要課題

- 市は、昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断・改修等に係る費用を一部助成するなど住宅の耐震化の促進を図っています。
- 住宅の耐震化や災害に強く防犯性の高い住環境の整備、省エネルギー化の推進など、様々な分野との連携による良好な住宅ストックの形成などが求められています。
- 東京都は、都内で分譲マンションが主要な居住形態として広く普及している一方、近年、建物の老朽化と居住者の高齢化が進行しており、マンションが管理不全に陥った場合には、周辺環境にも深刻な影響を及ぼす恐れがあるとしています。このような状況を踏まえ、東京都は、平成31年3月、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、マンションに関する者の責務、管理組合による管理状況の届出¹及び管理状況に応じた助言・支援等について規定した「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を制定しています。高齢化やコミュニティの希薄化が進むことによる管理組合機能の低下が課題となっており、老朽化対応などを見据え、マンション管理の適正化に向けた取組が必要です。
- 老朽化した共同住宅の機能更新等を通じ、将来にわたって暮らしやすい住環境を整えることができるよう、高齢者福祉対策など他の政策分野や、民間事業者及び関係団体など多様な主体との連携・協働によって、既存の建物ストックの多面的な利活用を促進する必要があります。
- 震災時の建物倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要です。
- 近年、全国的に少子高齢化の急速な進行や単独世帯の割合の増加などを背景として、適正な維持管理がされていない空き家が増え、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境の悪化が問題視されています。
- 市は、調布ならではの空き家等対策の取組を推進するため、令和2年4月1日に、空き家等対策における理念や危険な空き家等に対する措置、行政・所有者の責務等を定めた「空き家等の対策の推進に関する条例」を施行しています。

基本的取組の内容

24-1 安全・安心な住環境づくり

◆住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進

豊かな住生活の実現に向け、調布市住宅マスタープランに基づき、地域の実情を踏まえた住宅施策を総合的に推進します。

◆住宅の耐震化の促進

昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断から耐震改修へつながるよう支援し、住宅の耐震化を促進します。

また、現行耐震性能との狭間にある昭和56年から平成12年までの間に建築された木造住宅についても対応を検討します。

¹ 「要届出」の対象となるのは、昭和58（1983）年12月31日以前に新築されたマンションのうち、6戸以上のもの。また、要届出マンション以外の管理組合も、任意に届出を行うことができる。

第3編 分野別計画

◆分譲マンションの適正な管理の支援

関係機関と連携した分譲マンションセミナーや相談会のほか、予防保全の観点から、管理アドバイザーモード、管理組合への指導・助言など、マンションの管理の適正化に向けた取組を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率	85.8% (H29)	89.1% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	住宅の耐震化の促進	担当課	住宅課
事業の概要	・昭和56年改正建築基準法施行前の旧耐震基準で建築された木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震化に係る支援を行い、災害に強い住環境づくりに取り組みます。		

事業名	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業【再掲】	担当課	住宅課	重点1
事業の概要	・震災時に救急・救命活動や支援物資の輸送等、緊急輸送道路としての機能を確保するため、東京都耐震改修促進計画で定める特定緊急輸送道路並びに一般緊急輸送道路の沿道建築物のうち、倒壊する危険性が高く、倒壊した場合に道路を閉塞する可能性が高い建築物の耐震化を図ります。			

● その他の主な事業

- ・分譲マンションの適正な管理の支援

24-2 良好的な居住環境の形成と支援

◆居住環境改善の促進

少子高齢化への対応、低炭素まちづくり、環境負荷の軽減を図るために、「よりよい住まいづくり応援制度²」により、個人住宅の改修工事等の費用の一部を助成し、居住環境の改善を促進します。

◆居住支援の推進

住宅確保要配慮者³の居住の確保が図れるよう、既存の市営住宅等のストックを有効活用し、適切な運用を図るとともに、居住支援協議会を中心として、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るための環境整備を検討します。

² 高齢化等への対応、環境負荷の軽減等を目的とした個人住宅等の改修工事等を実施する際、その費用の一部が助成する制度。

³ 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
バリアフリー対応住宅に住んでいると答えた市民の割合	51.7% (H30)	50.3% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	良好な居住環境の形成・支援	担当課	住宅課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のバリアフリー化や太陽光発電設備の設置などの住宅改修費用に係る補助を通じた居住環境向上への支援を行うとともに、住宅確保要配慮者に対する居住支援に取り組みます。 		

24-3 空き家対策の推進

◆空き家の予防保全と円滑な利活用

調布市空き家等対策推進協議会を中心に、産学官の連携の下、空き家の未然予防、利活用等に係る取組を検討、推進します。また、空き家等実態調査及び所有者意向調査の結果等を踏まえて改定する調布市空き家等対策計画に基づく取組を推進します。

◆特定空き家等への対応

周囲に危険性や悪影響を与える特定空き家等に対して、組織横断的な連携により、適切な対応を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
空き家とならないために予防策が必要であると感じている市民の割合	—	71.2% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	空き家等対策の推進	担当課	住宅課・建築指導課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携で空き家等対策を進めるとともに、市民の認知及び認識を高めるための啓発事業や周知手法も取り入れ、危険空き家の発生抑制につなげる取組を実施します。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した単身高齢者等の見守りの促進
- オンラインを活用した相談支援の推進

共創のまちづくり

- 多様な主体と連携しながら空き家の未然防止、利活用による地域活性化及び特定空き家等対策を推進

脱炭素社会の実現

- 省エネルギー住宅の促進
- 市営住宅における再生可能エネルギーの利用促進

フェーズフリー

- 分譲マンションの適正な管理の支援
- 空き家の予防保全と円滑な利活用

7-2 誰もが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち【交通環境・道路整備】

施策25 利便性の高い交通体系の確立

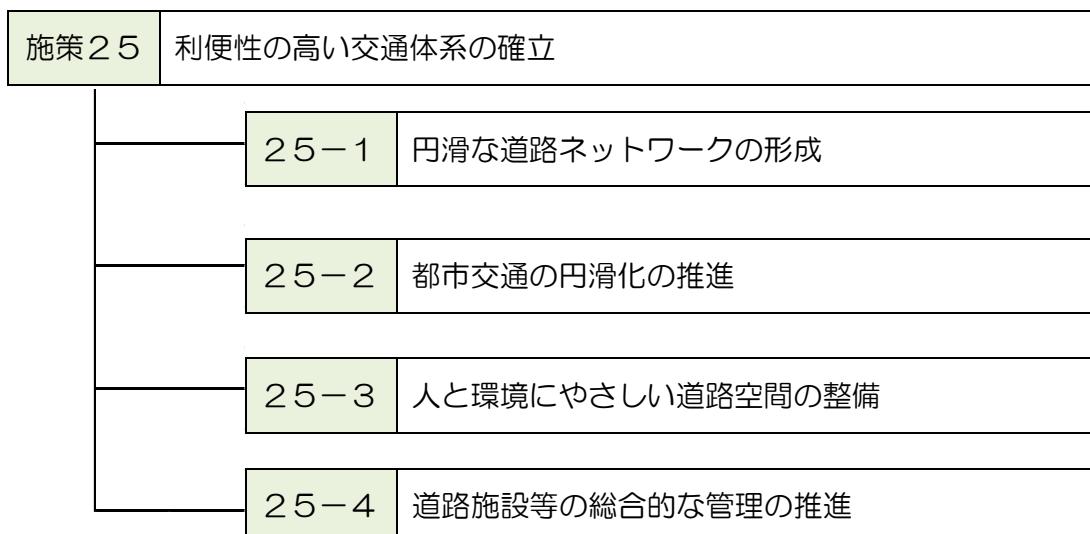
目的	対象 市内全域の道路・踏切
意図	安全、快適、円滑に通行や移動ができる

■ 施策の方向

都市交通の円滑化を図るため、広域的な視点や地域のまちづくりとの一体性なども考慮した道路網計画に基づく道路ネットワークの形成に取り組むとともに、東部地区における交通環境の改善に向けた取組を推進し、安全かつ利便性の高い交通体系の構築に取り組みます。

■ 施策のポイント

- 「調布市道路網計画」に基づく都市計画道路と生活道路の一体的な整備の推進
- 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の見直しを見据えた検討と連動した「調布市道路網計画」の見直し検討
- 東部地区における交通環境改善に向けた京王線仙川駅～国領駅間の連続立体交差事業促進による都市交通の円滑化の推進
- 人と環境にやさしい道路空間の整備の推進（バリアフリー化、街路灯のLED化、無電柱化の推進など）

■ 基本的取組の体系

■ 現状と主要課題

- 道路は、交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに、避難路の確保による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活や経済活動を支える重要な都市基盤です。道路の役割に応じて、地域の特性や将来の交通需要に対応した道路交通網を形成していく必要があります。
- 東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するために、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画を策定しており、平成28年3月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」では、今後10年間（平成28年度～令和7年度）で優先的に整備すべき路線として、市内では都施行4路線及び市施行6路線が選定されています。
- 市は、平成28年3月、広域的な移動を支える都市計画道路と広域的な道路を補完し地区内の移動を支える生活道路について、双方の道路を体系的、機能的に連携した道路網としてバランスよく整備を推進するため、「調布市道路網計画」を策定し、一体的な道路ネットワーク機能の向上に向け、計画的な整備の推進に取り組んでいます。
- 「調布市道路網計画」は、社会経済状況や市を取り巻く状況等に対応した計画となるよう、必要に応じて見直しを図ることとしており、今後、「東京における都市計画道路の整備方針（次期事業化計画）」の検討と連動して、「調布市道路網計画」における広域道路網や地区内道路網の見直しを検討していく必要があります。
- つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺には、未だ開かずの踏切が5箇所存在し、慢性的な交通渋滞が発生しており、踏切開放時には、自動車のみならず、歩行者や自転車が一斉に横断することから、事故の発生が危惧されるなど、市民の日常生活に大きな支障が生じています。加えて、京王線と調布3・4・9号線の交差部である清水架道橋は、通学路に指定されていますが、十分な幅員が確保されておらず、周辺の踏切を迂回する自動車が通学時間帯に集中するため、児童・生徒の安全確保が喫緊の課題となっています。
- 令和3年4月には、踏切道改良促進法に基づき、仙川駅から国領駅間の5箇所の踏切が改良すべき踏切道の指定を受け、その改良計画を令和7年度末までに取りまとめ、国土交通大臣に提出しなければならず、引き続き、国や東京都、鉄道事業者との協議、調整を図りながら、京王線仙川駅～国領駅間における連続立体交差事業を促進し、東部地区における交通環境改善の取組を推進していく必要があります。
- 市が管理している橋りょうの予防保全、長寿命化を目的とする「調布市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく定期点検及び補修を計画的に進め、橋りょうの適正な管理に努めています。耐震補強が必要な48橋は、令和4年度末時点で工事が完了する見込みとなっています。
- 陥没事故を未然に防ぐため、路面下空洞調査を実施し、路面下の空洞の早期発見に努めています。また、道路や街路灯など、道路上の不具合等を市民が発見した際、写真を撮ってLINEで通報する機能の試行運用を開始しています。
- 既存路線の機能をより効率的・効果的に維持するため、道路交通の安全確保を大前提としつつ、選択と集中の下、従来にも増して必要性が高い路線を適切に絞り込み、相対的に高い費用対効果の発現が期待できる路線を優先し、戦略的な老朽化対策に取り組む必要があります。
- 安全・安心で快適な生活空間を確保するため、各地区の特性に応じた生活道路の整備を推進するとともに、災害時の避難通路の確保など防災上の観点から、幅員4m未満の狭あいな道路の解消に努める必要があります。

基本的取組の内容

25-1 円滑な道路ネットワークの形成

◆道路網の計画的な整備

道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路の計画的な整備を推進します。また、災害時の避難通路の確保など、防災上の観点から、4m未満の狭い道路の解消に努めます。

◆都市計画道路の見直しの取組

計画検討路線について、土地利用や地域のまちづくりの状況を踏まえ、市民参加により都市計画の見直しの検討に取り組みます。

◆中心市街地における道路網の形成

うるおいとにぎわいのある都市空間を創出するため、歩行者にとっても安全で快適に利用できる道路空間づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
自宅等から目的地まで円滑に移動できる道路ネットワークが形成されていると感じる市民の割合	72.0% (H30)	59.6% (R3)	

基本計画事業候補

事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。併せて、市民生活に密着し、防災性、快適性、コミュニティの向上を図る生活道路について、住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進めます。 地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討します。 			

事業名	中心市街地における区画道路等の整備【再掲】	担当課	街づくり事業課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 京王線連続立体交差事業による効果を最大限発現するため、駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ、周辺の区画道路や生活道路等を整備し、安全で快適な道路ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。 		

25-2 都市交通の円滑化の推進

◆東部地区における交通環境改善の取組の推進

つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺における開かずの踏切の解消に向け、国や東京都をはじめ、関係機関との協議・調整を図りながら、当該区間における連続立体交差事業の促進に取り組み、駅周辺における利便性向上や歩行者、自転車の安全確保など、交通環境の改善に取り組みます。

◆関連する都市基盤の整備

東部地区における交通環境の改善に向けた取組と併せて、柴崎駅周辺の都市計画道路（調布3・4・8号線及び調布3・4・11号線）の整備を推進し、鉄道駅へのアクセス性や利便性の向上、自転車・歩行者の安全確保を図ります。

◆沿線まちづくりの推進

つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺における地区の特性やまちづくりの課題を踏まえ、目指すべき将来像やまちづくりの方向について、地域住民との共有を図りながら、沿線地域のまちづくり計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合 (施策23の再掲)	—	調査中 (R3)	↗

※市民意識調査のクロス集計による「柴崎駅・つつじヶ丘駅利用者」の割合を基準値・目標値に設定

基本計画事業候補

事業名	東部地区における交通環境の改善 <新規>	担当課	街づくり事業課	重点4
事業の概要	・つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺における道路交通の円滑化を図るため、都市計画道路の整備や道路と鉄道の連続立体交差事業の促進により、地域の利便性や安全性の向上を図ります。			

事業名	交通環境の改善による沿線まちづくりの推進<新規>	担当課	都市計画課
事業の概要	・つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺における地区の課題や特性を踏まえた「(仮称)まちづくり総合計画」の策定に取り組むとともに、交通環境の改善に向け、地域住民とのまちづくりの将来像を共有しながら、沿線まちづくりを推進します。		

25-3 人と環境にやさしい道路空間の整備

◆だれにもやさしい安全な道路の整備

すべての人が円滑に移動できる交通環境の実現を目指し、バリアフリーに対応した安全で快適な歩行空間を有する道路整備を推進します。

◆環境に配慮した道路の整備

ヒートアイランド現象や交通騒音などを緩和するため、遮熱性舗装や透水性舗装、低騒音・排水性舗装、道路の緑化など、沿道環境に配慮したみちづくりを推進します。

◆自転車走行空間の整備

道路を利用するすべての人が、安全で快適に通行できる交通環境を実現するため、自転車利用の多い地域の状況や利用実態を踏まえ、自転車走行空間の確保に努めます。

◆無電柱化の推進

国や東京都の動向など、無電柱化を取り巻く状況を踏まえ、令和4年度に策定した「調布市無電柱化推進計画」に基づき、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を図ることを目的として、優先整備路線として位置付けた路線から無電柱化を進めるとともに、電柱を増やさない取組として、電柱の新設を禁止する路線の指定を行うなど、無電柱化の取組を推進します。

◆街路灯のLED化の推進

省エネルギーの推進による環境に配慮した低炭素社会の実現と、経常的な光熱費の削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、街路灯のLED化を進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
普段利用している道路が通行しやすいと感じている市民の割合（徒步）	58.6% (H30)	62.1% (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	人と環境にやさしい道路の整備	担当課	道路管理課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差解消や透水性舗装、車道の低騒音・排水性舗装を行い、主要市道を中心にして環境にやさしいみちづくりを推進します。 無電柱化の推進に向けた取組及び街路灯のLED化を進めます。 		

25-4 道路施設等の総合的な管理の推進

◆道路の効率的・効果的な管理の推進

道路台帳電子化・道路の境界図や道路占用手続の電子化に向けた取組を推進します。また、包括的民間委託及びバス・タクシーと連携した道路パトロールの実施に向け検討を進め、効率的・効果的な道路管理を推進します。

◆道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理

歩行者、自転車及び自動車等の交通手段を利用するすべての市民が安全で快適に通行できる交通環境の整備促進を図るため、適切な時期で点検等を実施し、交通安全施設の計画的な更新を進めます。また、路面下の空洞調査及び危険箇所の調査と補修・更新を推進します。

◆地籍整備事業の推進

災害復旧・復興に貢献するとともに、社会資本整備の円滑化にも資する地籍整備事業について、政策課題に則した重点地区の位置付けや、効率的な整備手法の導入に関する検討を進め、事業進捗の加速化が図られるよう取り組みます。

◆協働による継続的な道路空間の維持管理

市道などの適正な維持及び美化の推進を図るため、地域生活に密着した身近な道路について、地域との協働による維持管理を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
道路に関する市民からの要望件数	1443件 (H29)	1864件 (R3)	➡

●その他の主な事業

- ・道路施設等の総合的な管理の推進
- ・橋りょうの計画的な維持・補修
- ・舗装の計画的な維持管理
- ・地籍整備事業の推進



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 道路台帳・道路の境界図、道路占用手続の電子化

共創のまちづくり

- 道路管理業務における包括的民間委託の活用
- バス・タクシーと連携した道路パトロール

施策26 快適な公共交通環境の整備

目的	対象	市民、市内公共交通機関の利用者
	意図	安全、快適、円滑に目的地まで移動できる

施策の方向

将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに、交通安全対策の推進、環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて、誰もが安心して移動できる快適な公共交通環境が整備されたまちづくりを進めます。

施策のポイント

- 誰もが安全・安心に移動できる環境の整備
- 公共交通ネットワークの形成
- 利便性の高い交通サービスの導入促進、環境に配慮した設備の設置検討
- 地域に必要な公共交通の維持に向けた検討
- 利便性の高い自転車駐車場や自転車走行環境の整備、シェアサイクルなどによる自転車利用の促進

基本的取組の体系



現状と主要課題

- 市における公共交通ネットワークのうち、鉄道は京王線・京王相模原線が市域を東西方向に走り、市内には9つの駅が設置されています。路線バスは、鉄道駅を起点とした路線網が形成されているほか、鉄道や民間バス路線等の公共交通が利用しにくい地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を目的とした「ミニバス（コミュニティバス）」を、現在3路線（西路線、東路線、北路線）運行しています。
- 市は、今後予想される社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、交通施策の基本方針を示す「調布市総合交通計画」に基づき、「利便性の高い公共交通の提供」を目指して、高齢者や障害者等の外出支援や公共交通が利用しにくい不便な地域への対応とともに、公共交通サービスの維持等に向けて公共交通の利用促進等を図っていく必要があります。
- 今後、高齢化の進行に伴い、自ら移動手段を持たない交通弱者が増加することが見込まれる中、鉄道・バス等の公共交通の重要性は、より一層増していくことが考えられます。そのため、公共交通事業者との連携のもと、公共交通の更なる利便性の向上に努めるとともに、**デマンド交通やMaaSなどデジタル技術を活用したサービス**、グリーンスローモビリティサービスなどの新たな移動手段の導入検討のほか、**シェアサイクル事業を促進**し、持続可能な公共交通ネットワークの構築や環境にやさしいまちづくりにも留意しながら、市民の公共交通利用を促進する必要があります。
- ミニバス北路線について、令和2年11月のダイヤ改正により大幅減便となったことを受け、日常生活における移動手段の確保に向け、令和4年1月から北部地域巡回公共交通の実証実験を開始しました。他の地域を含めた地域に必要な公共交通の維持に向け、地域公共交通計画の検討に着手するとともに、同計画に基づく取組を進めていく必要があります。
- 誰もが安全・安心に移動できる環境の整備に向け、バリアフリーマスターplan及び基本構想に基づく取組を推進する必要があります。
- 自転車利用者のマナー向上と併せ、歩行者、自転車、自動車が、ともに安全で安心して通行できる道路の環境整備を進めるため、平成30年11月に策定した「調布市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車ネットワークの整備を推進しています。
- 平成30年以降、市内における交通人身事故件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和3年は419件で、前年の391件と比べて28件(7.1%)増加しています。そのため、交通事故の防止に向けて、引き続き、各種啓発事業を通じた交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るとともに、ガードレールやカーブミラーの設置など、ソフト・ハードの両面から、交通安全対策に取り組む必要があります。

基本的取組の内容

26-1 公共交通ネットワークの形成

◆公共交通ネットワークの整備による交通環境の向上

総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや、ゼロカーボンシティの実現に向けた、環境に配慮した設備の設置等の検討に取り組みます。また、**デジタル技術を活用した交通サービス（MaaS等）**や新たなモビリティサービスの導入を検討します。

◆バリアフリー化の促進

バリアフリーマスターplan及び基本構想に基づく取組を推進するとともに、調布駅前広場の整備と

第3編 分野別計画

合わせたバス待ち環境の改善を図ります。

◆地域公共交通の維持

ミニバスを含め、地域住民の生活に必要な公共交通の維持に向けた地域公共交通計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市内を移動しやすい（電車・バス・自転車・徒歩）と感じている市民の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	交通計画等の検討	担当課	交通対策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">調布市総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや公共交通の利用環境の向上に向けた検討を進めます。地域公共交通計画を策定して、地域の特性に応じた公共交通の在り方を検討するとともに、バリアフリー特定事業計画に基づく、各種バリアフリーの取組を推進します。		

26-2 交通安全対策の推進

◆交通安全意識と交通マナーの向上

子どもや高齢者、自転車利用者等を中心として、子ども交通教室やスタッフマンを活用した自転車交通安全教室の実施を通じた交通安全に対する意識啓発を図るとともに、警察等の関係機関と連携した交通安全対策により、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進します。また、市民団体との連携の下、運転に不安を感じている高齢者の免許証の自主返納の啓発に取り組みます。

◆道路交通の安全確保

歩道空間の確保、道路照明やガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を進めるとともに、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進し、誰もが安全に通行できる交通環境を確保します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市内における交通人身事故件数	386件 (H30)	419件 (R3)	↘

26-3 自転車利用の促進

◆自転車等駐車場の整備

自転車等対策実施計画（改定版）に基づく計画的な維持管理、更新に取り組みます。

◆シェアサイクルの促進

市民や来訪者の手軽な交通手段の確保策として、近隣自治体や民間事業者、商店会等と連携・協働したシェアサイクルの利用促進及び利用環境の拡充促進を図ります。

◆自転車走行環境の整備

調布市自転車ネットワーク計画に基づき、ナビマークの表示等により安全・快適に利用できる自転車走行環境の改善を図るほか、自転車活用推進計画の策定に取り組みます。

◆放置自転車対策の推進

放置自転車の撤去等による駅前広場や駅周辺の歩行空間の確保により、交通安全や美観の向上を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
自転車乗入台数	—	1万657台 (R3)	↗

基本計画事業候補

事業名	自転車等駐車場の整備・維持管理	担当課	交通対策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の適切な維持管理と、各駅周辺の需要を満たす恒久的な自転車等駐車場の確保に努めます。 自転車走行環境の整備やシェアサイクルの活用等により自転車利用の促進を図ります。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- デジタル技術を活用した交通サービスの導入の促進

共創のまちづくり

- シェアサイクルの促進
- 市内の交通利便性の向上
- グリーンスローモビリティなどの新たな移動手段の導入検討

脱炭素社会の実現

- シェアサイクルの促進
- 電気自動車の利用環境の整備

フェーズフリー

- 交通ネットワークの形成
- 電気自動車の利用環境の整備

第3編 分野別計画

基本目標8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

8-1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち 【環境保全】

施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進

目的	対象	市民、事業者
	意図	人や生きものにやさしい、環境負荷の少ないまちをつくる

■ 施策の方向

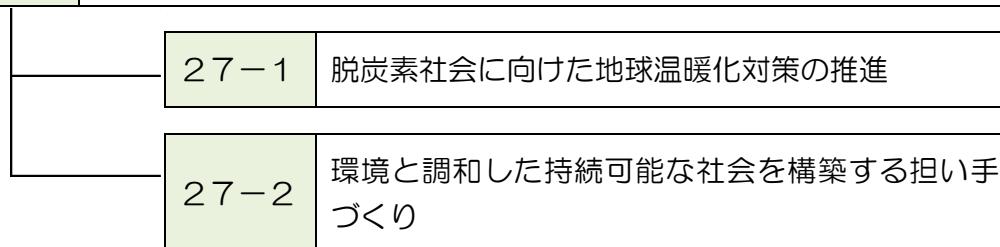
環境保全に係る情報発信及び環境学習等の充実による環境意識の醸成を図るとともに、温室効果ガスを削減する「緩和策」及び気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」を推進し、環境負荷の少ない持続可能な環境都市の構築を目指します。

■ 施策のポイント

- 環境に配慮したライフスタイルへの転換促進
- 再生可能エネルギー等の利用促進
- 公共施設や行政活動における二酸化炭素排出量の削減
- 脱炭素社会の実現や環境保全活動の担い手となる人材の育成と活動支援
- 市民・事業者・市が連携・協働した環境保全活動の推進

■ 基本的取組の体系

施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進



■ 現状と課題

- 気候危機の深刻化、生物多様性の損失、水・大気環境の変化など、環境を取り巻く状況の変化は世界規模の大きな課題であると同時に、気候変動の影響により毎年のように記録的な自然災害が発生するなど、人々の身近な生活領域にまで及んでいます。
- 産業革命以降上昇し続ける世界の平均気温に対し、平成28年11月に発効したパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前から2℃未満に抑えること、1.5℃未満に抑える努力をすることが世界の共通目標として掲げられました。令和3年11月、COP26においてグラスゴー合意が採択され、

1. 5℃に抑える努力を追求すること、今世紀半ばのカーボンニュートラルと2030年に向けた気候変動対策が協定締約国に求められています。

- 国は、令和2年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その後の令和3年6月には、地球温暖化対策推進法が改正され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明確に位置付けたことに加え、令和3年10月には、2030年度に温室効果ガスを平成25年度から46%削減、さらに50%の高みへ挑戦することを目標とした地球温暖化対策計画を閣議決定しました。
- 東京都は、令和3年3月に、2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減・再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくカーボンハーフを表明し、DXの推進などの視点も取り入れながら持続可能な復興を目指す「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を推進する「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定しました。また、令和4年9月には、東京都環境基本計画を改訂し、一定の中小新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度の創設について位置付けました。
- 令和4年2月以降、ウクライナ・ロシア情勢に伴い、原油や天然ガス等の供給不安が生じています。エネルギー自給率の低い我が国の足元を揺るがす脅威が市民の生活にも及んでいます。
- 令和3年4月、市と市議会は、気候変動の深刻な状況による危機意識を共有し、将来に向けて安定した気候に育まれた生活や文化を継承していくため、脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。
- 令和3年度から計画期間がスタートした、環境に係るマスター プランである「調布市環境基本計画」、市域の温室効果ガスを削減する「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、長期目標として市域から排出される温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げています。区域施策編では、「めざそう 脱炭素のまち 調布～ひとりひとりの“かしこい選択”がつくるわたしたちの暮らしと未来～」を掲げ、中期目標として、2030年度に二酸化炭素排出量を2013年度比で40%削減するという目標を定めました。
- 市は、行政の率先取組として、再生可能エネルギー設備¹を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力への転換に取り組んでいます。今後も引き続き、太陽光発電等の再生可能エネルギーや高効率照明（LED照明）の導入、施設の用途に合わせた空調設備の選択や運用改善等に取り組む必要があります。
- 日常生活から廃棄されるプラスチックが、ごみとして海に流出することで、生態系破壊や人体への健康被害等の悪影響を誘発する海洋プラスチック問題が新たな環境問題になっていることを受けて、市は令和2年4月に、「CHOBUプラスチック・スマートアクション」を掲げ、市庁舎の自動販売機からペットボトルをなくすなど、使い捨てプラスチックの削減にも積極的に取り組んでいます。



調布市ゼロカーボンシティ宣言文



2030年のまちのイメージ



市庁舎のペットボトルをなくした自動販売機と掲示

<啓発ロゴマーク>



¹ 「再生可能エネルギー」とは、エネルギー源として永続的に利用することができる、太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマスを利用して得られるエネルギーのことをいい、得られたエネルギーを電気又は熱に変換する設備を「再生可能エネルギー設備」という。

第3編 分野別計画

- 深大寺・佐須地域の里山、水辺環境を活用した環境活動の推進として、「佐須農（みのり）の家」を拠点に、自然豊かな地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林ボランティア講座等の環境学習・環境保全活動の推進に取り組んでいます。



農業体験の様子

■ 基本的取組の内容

27-1 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

◆脱炭素社会の実現に向けた総合的な取組の推進

調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき、脱炭素社会の実現に向けた各種取組を推進します。

◆公共施設や行政活動における環境負荷低減の取組

環境マネジメントシステム²の運用による環境配慮型の行政活動や、市有施設及び公用車における二酸化炭素排出量の削減に率先的に取り組みます。また、プラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる取組を積極的に実施するため、CHO FUプラスチック・スマートアクションに基づく取組を推進します。

◆再生可能エネルギー等の普及拡大

太陽光発電や太陽熱利用など、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについて、利用促進を図るための補助事業に関する情報提供に取り組みます。また、水素などの次世代エネルギーに関する普及啓発に取り組むとともに、電気自動車や燃料電池（水素）自動車等のZEV（ゼロエミッションビークル）の普及啓発を図ります。

◆環境配慮行動を促す意識の醸成

環境に負荷の少ない、また、二酸化炭素排出削減につながるライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発や住宅の省エネルギー化の促進等を図ります。また、環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業を通じて、環境意識の醸成を図ります。

◆気候変動適応策の推進

気候変動による被害の回避・軽減を図るため、暑熱対策を推進するとともに、地球温暖化及び気候変動に関する情報発信を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市域から排出されるCO ₂ 排出量	—	78.1万t-CO ₂ (H25)	↓
市の公共施設及び車両から排出されるCO ₂ 排出量	1万5667t-CO ₂ (H29)	1万5843t-CO ₂ (H25)	↓

² 企業、事業所等の組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みのこと。

基本計画事業候補

事業名	地球温暖化対策の推進	担当課	環境政策課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民・事業者に対して地球温暖化対策及び気候変動への適応に関する意識を浸透させ、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。 ・調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)に基づき、市民・事業者・市が一体となって、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域と一体となった地球温暖化対策を推進します。 			

27-2 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手づくり

◆連携・協働による環境保全活動の推進

市民・事業者・団体・学校等の様々な主体同士の情報交換や交流機会の創出、企業の社会貢献活動との連携等を通じて、環境保全活動の環（わ）の拡大を図るとともに、それぞれの活動を支援します。また、自治体間の広域連携による環境保全活動の取組を推進します。

◆環境教育・環境学習の充実

次代を担う子どもたちを含め、あらゆる世代におけるSDGsを意識した環境学習を推進するとともに、環境保全についての学習の機会・場の確保を図ります。また、多摩川自然情報館や佐須農の家を拠点とした、行政・地域団体・事業者等の様々な主体による環境教育・学習を展開します。

◆環境活動体験機会の創出

武藏野の面影が残る深大寺・佐須地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林の維持管理等の体験型環境活動に参加できる機会の創出により、市民・事業者等の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりに努めます。

◆生物多様性の保全に向けた取組の推進

多摩川自然情報館における各種イベントや生物多様性パネル展の実施等の取組により、生物多様性への関心を高め、都市の生活にうるおいを与える貴重な自然を大切にするための普及啓発を推進します。また、地域の生態系を保全するため、在来種の活用、特定外来生物（植物）への対策を推進します。

◆環境保全活動の活動支援と担い手づくり

環境保全活動に関する各種情報発信や環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業の実施等を通じて、市民の環境意識の醸成を図り、環境保全活動の中心となる担い手づくり、様々な主体が協働して活動するための仕組みづくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	1万683人 (H29)	8,712人 (R3)	↗
環境に配慮した取組を行っている市民の割合	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	環境学習・環境保全活動の推進	担当課	環境政策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 多様な手法で環境問題に関する情報発信を行うとともに、多世代に向けた環境学習の充実、市民・事業者との協働による環境保全の取組や市民団体への支援等を行います。 環境に関心を持つ市民・事業者等と環境活動団体をつなぎ、担い手となる意欲をもつ市民を増やしていくため、環境を支える人材の育成と活動拠点の更なる活用・充実を図ります。 		

事業名	深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用【再掲】	担当課	環境政策課 緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の財産として次世代に引き継いでいくため、崖線や水辺、都市農地等による里山環境など、水と緑溢れる地域の自然環境の保全・活用に向けた取組を推進します。 地権者との合意形成を図りながら、同地域における営農支援につながる取組を引き続き進めるとともに、地域の農に対する理解を促進するための取組や市民との協働による環境保全に向けた取組を行います。 市民団体やNPO法人等と連携し、深大寺・佐須地域の緑・自然環境を活用して自然体験型の環境学習を実施するなど、里山環境の保全意識を醸成する取組を推進します。 			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- オンラインの利活用（オンライン座談会、オンラインワークショップ等）
- SNSを活用した情報発信

共創のまちづくり

- 連携・協働による環境保全活動の推進
- 移動型円筒形太陽光発電設備の実証**
- ZEV(電気・水素自動車等)**の導入・普及

脱炭素社会の実現

- 地球温暖化対策実行計画に位置付けた各種取組の推進

フェーズフリー

- 災害時に活用可能な太陽光発電設備等の設置（再生可能エネルギーの利用促進）

施策28 水と緑による快適空間づくり

目的	対象	自然、市民
	意図	自然が保全・創出される 自然との共生が図られる

■ 施策の方向

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。

■ 施策のポイント

- 自然豊かな都市環境の保全（地域制緑地制度等を活用した取組の推進、崖線樹林地の保全管理計画の策定等）
- 公園、緑地、崖線樹林地、農地などを含む緑の保全に関する取組の推進
- 老朽化した公園の施設・設備の計画的な更新
- 地域ニーズを踏まえた公園、緑地の整備
- 公園・公衆トイレの計画的な更新
- 自然環境が有する機能を活用して、多様な効果を得るグリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

■ 基本的取組の体系



■ 現状と課題

- 市内に残されている崖線の縁は、自然の地形を残し、かつ市区町村界を越えて連続して存在する縁であり、東京の縁の骨格となっているとともに、崖線下には湧水や希少植物等の資源があり、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間となっています。
- 市は、縁の保全と維持管理を推進するため、国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の縁、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度¹の積極的な活用等を通じた保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者など各主体との連携・協働による維持管理に取り組んでいます。
- 令和4年3月には、自然の地形を残し、かつ市街地の中に存在するまとまった形の雑木林の樹林地である「緑ヶ丘みんなの森」について、樹林景観の維持や生物資源の保全と活用を図るため、「調布市崖線樹林地保全管理計画」を策定しました。
- 深大寺・佐須地域は、縁豊かな国分寺崖線や、崖線に由来する湧水を水源とする水路、その水路に沿って広がる田畠が一体となって、市街地の中にありながらも里山風景を残している地域です。市は、こうした深大寺・佐須地域の環境資源を、将来にわたって保全していくため、同区域内の土地の一部を活用し、深大寺・佐須地域農業公園の整備工事を行うとともに、令和6（2024）年度の開園（本格運用）に向けて、取組を進めています。
- 多くの市民が利用している生活に身近な公園について、年齢や障害の有無にかかわらず、誰にとっても使いやすい環境を整備していく視点を持つことが必要となっています。
- 調布市公園・緑地機能再編指針において、市は、多様な利用者がともに楽しめるよう、適正な機能配置を目指す観点から、「みんなが集い 憩いの場となる 魅力ある公園づくり」を基本理念に掲げるとともに、特色のある小規模な公園・緑地を増やし、それぞれの公園・緑地が機能を分担することで、地域全体で多様な利用者ニーズに対応していくことを、公園・緑地機能再編の基本的な考え方方に据えています。
- 社会資本整備や土地利用計画等のハード・ソフト両面において、二酸化炭素の吸収源となる自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラについて、施策横断的な連携とともに、多様な主体と連携した取組が求められます。

¹ 都市緑地法に基づく「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全地区制度」、生産緑地法に基づく「生産緑地制度」など、法令に基づく縁の保全・創出に関する制度の総称。

緑被率及びみどり率の推移

区分		平成16年 (2004年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和元年 (2019年)			
		面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)		
立体的 みどり	緑被率の集計対象 みどり率の集計対象	屋敷林	24.27	1.1%	19.68	0.9%	18.50	0.9%	16.69	0.8%	
		住宅・事務所等の植栽	96.32	4.5%	113.46	5.3%	116.20	5.4%	105.88	4.9%	
		山林・平地林	39.19	1.8%	31.37	1.5%	29.07	1.3%	31.20	1.4%	
		公園の緑	73.65	3.4%	69.58	3.2%	72.55	3.4%	72.40	3.4%	
		公共施設の緑	64.98	3.0%	56.83	2.6%	50.08	2.3%	53.58	2.5%	
		道路の緑	-	-	16.31	0.8%	16.06	0.7%	16.12	0.7%	
		民間施設の緑	32.59	1.5%	33.19	1.5%	34.02	1.6%	31.10	1.4%	
		社寺林	7.73	0.4%	8	0.4%	8.09	0.4%	7.86	0.4%	
		果樹園・苗圃等	62.16	2.9%	50.67	2.4%	51.66	2.4%	48.00	2.2%	
			400.89	18.6%	399.09	18.5%	396.23	18.4%	382.83	17.7%	
平面的 みどり	平面的 みどり	田畠	106.3	4.9%	95.93	4.5%	88.56	4.1%	80.64	3.7%	
		草地	208.39	9.7%	193.96	9.0%	183.59	8.5%	187.63	8.7%	
			314.69	14.6%	289.89	13.5%	272.15	12.6%	268.27	12.4%	
		屋上緑化	-	-	-	-	1.60	0.1%	1.80	0.1%	
			715.58	33.2%	688.96	32.0%	689.98	31.0%	652.90	30.3%	
水面（水辺を含む）			98.77	4.6%	86.15	4.0%	64.15	3.0%	52.62	2.4%	
公園区域内	裸地						9.59	0.5%	9.67	0.4%	
	人口被覆面						21.70	1.0%	21.02	1.0%	
			814.35	37.8%	775.11	36.0%	765.43	35.5%	736.21	34.1%	

※合計数値が合わないものは端数処理によるもの

 基本的取組の内容

28-1 水と緑の保全

◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用

湧水・河川等の身近な水辺や、武蔵野の貴重な自然資源の維持保全を図るとともに、土砂災害警戒区域等における崖線樹林地等の計画を策定します。

◆緑の保全に向けた制度の活用

緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度を活用した緑の保全に努めます。

◆公園・緑地等の公有化への対応

公園不足地域の解消に向け、公園・緑地（崖線樹林地を含む）の公有地化に向け取り組みます。

◆市民による緑の保全の促進

市民との協働による緑の保全を図ります。

◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実

花いっぱい運動を推進するほか、生垣整備に係る費用の助成制度等の活用促進を図ります。

◆公園施設長寿命化計画の推進

公園の安全で快適な利用環境の維持・向上を図るため、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の維持・補修を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
公共が保全する緑の面積※	149.07ha (H29)	149.40ha (R3)	↗

※指標の対象となるものは、市や都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対して、市が補助している保全地区。

基本計画事業候補

事業名	公園・緑地、崖線樹林地の保全	担当課	緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 崖線樹林地等の保全を推進するとともに、崖線樹林地等における市民団体による保全活動に対する支援の充実を図ります。 地域住民による花いっぱい運動について、更なる拡充を図るほか、借地公園の公有化や公園施設長寿命化計画に基づく遊具や公園トイレの整備・改築を推進します。 			

28-2 水と緑の創出

◆公園・緑地機能再編整備プランによる公園・緑地の整備

緑の基本計画や調布市公園・緑地機能再編指針に基づき、地域の特性を踏まえた公園・緑地の計画的な整備を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市民一人当たりの公園面積	5.54m ² (H29)	5.44m ² (R3)	↗
公園面積	—	調査中	↗

基本計画事業候補

事業名	公園・緑地等の整備	担当課	緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画に基づき、公遊園等の不足地域の解消を図るための整備を行います。 ・新たな公園の整備に当たっては、公園・緑地機能再編整備プランに基づき、市民参加手法を取り入れた取組を進めます。 ・崖線樹林地の活用・保全のための必要な整備を行います。 			

28-3 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進

◆深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の維持保全

国分寺崖線の緑と崖線由来の豊かな湧水を水源とする用水路に沿って、都市農地や屋敷林等が広がり、武蔵野の面影を残す里山の風景が形成されている深大寺・佐須地域について、市民との協働の下、崖線や都市農地等の緑の保全に積極的に取り組むとともに、様々な生物の生息空間となっている地域の生物多様性の保全に取り組みます。

◆深大寺・佐須地域農業公園の運営

農の風景を継承する取組を推進するため、農のあるまちづくりの拠点として、深大寺・佐須地域に農業公園を整備し、市民が農に親しむことができる公園の運営に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
区域での環境学習等の延べ参加人数	6,023人 (H29)	1万46人 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用	担当課	環境政策課 緑と公園課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・深大寺・佐須地域の豊かな環境を調布の財産として次世代に引き継いでいくため、崖線や水辺、都市農地等による里山環境など、水と緑溢れる地域の自然環境の保全・活用に向けた取組を推進します。 ・地権者との合意形成を図りながら、同地域における営農支援につながる取組を引き続き進めるとともに、地域の農に対する理解を促進するための取組や市民との協働による環境保全に向けた取組を行います。 ・市民団体やNPO法人等と連携し、深大寺・佐須地域の緑・自然環境を活用して自然体験型の環境学習を実施するなど、里山環境の保全意識を醸成する取組を推進します。 			



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

共創のまちづくり

- 市民等との協働による管理
- 花いっぱい運動の推進

脱炭素社会の実現

- 緑の保全・創出

フェーズフリー

- 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修
- グリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

施策29 ごみの減量と適正処理

目的	対象	市民、事業者
	意図	持続可能な社会の形成に向け、3Rを推進する

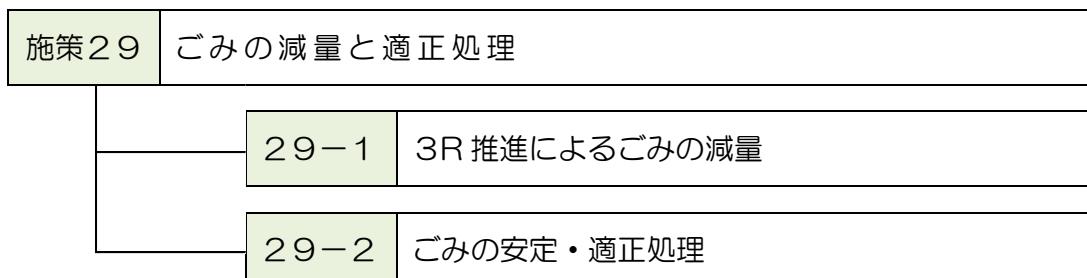
■ 施策の方向

広報、啓発活動や支援事業の充実により、市民・事業者による3R（リデュース＝ごみの発生抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再資源化）の取組を推進します。また、地球環境にも配慮したごみの安定・適正処理に努め、循環型社会、自然共生社会、低炭素社会の3つの要素が連携した持続可能な社会を目指します。

■ 施策のポイント

- 更なるごみの減量と資源化の推進
- ごみの長期的かつ適正な安定処理
- プラスチックごみの発生・排出抑制及び資源化によるCO₂の削減
- 市民・事業者との協働による3Rの取組の一層の推進

■ 基本的取組の体系



現状と課題

- 市は、一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定める令和5年度からの「調布市一般廃棄物処理基本計画」において、令和5年度から令和12年度までの8年間のごみ処理及びリサイクル事業の基本的な方向を定めることとしています。同計画では、市民・事業者・行政のそれぞれが、これまでの発生抑制（リデュース）を最優先とするごみの3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle））に継続して取り組むとともに、新たな課題として廃棄物に係る施策においても地球規模の環境問題へ配慮することとし、互いに連携しながら、協働による取組を深化させることによって、持続可能な社会を目指すことを基本的な考え方として掲げています。
- 同計画に掲げた計画（数値）目標である、令和12（2030）年度までに市民1人1日当たりの総ごみ排出量¹（総ごみ排出原単位）688g／人日、二酸化炭素（CO₂）削減量2948トン（令和3年度比25%減）、最終処分量ゼロの達成に向け、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組みます。
- 近年、家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計したごみの総排出量は、平成30年度までは減少傾向であったものの、令和元年度の消費税の改定及び令和2年度以降はコロナ禍の影響による巣籠もり需要が高まったことなどから、家庭系ごみは増加傾向に転じました。また、家庭系の燃やせるごみの約4割を生ごみが占めています。
- 粗大ごみ、資源物（びん・缶・古紙・古布）はクリーンセンターにて解体・選別等が、燃やせないごみ、有害ごみ、容器包装プラスチックは、ふじみ衛生組合のリサイクルセンターにおいて破碎・選別・梱包等中間処理されており、近年の資源化率は全国の同規模自治体（人口10万人以上50万人未満）の中においても高水準を維持しています。
- 令和4年4月施行の、プラスチック資源循環促進法に対応した、プラスチックごみの削減及び資源化に向けた、排出から処理までの一連した取組の検討が求められています。
- 令和5（2023）年度からのごみ行政のマスター・プランとなる令和4年度策定の「調布市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、引き続き、ごみの発生抑制を最優先として、市民や事業者等の3Rの取組を促進し、プラスチックごみの削減及び資源化や、組織横断的な連携による食品ロス対策をはじめとする更なるごみの減量及び資源化に計画的に取り組む必要があります。
- 国・東京都と連携し、市民や事業者等の多様な主体と力を合わせて、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「調布市ゼロカーボンシティ」を令和3年4月に宣言し、SDGsの目標達成につながる循環型社会への転換や脱炭素社会の実現などを廃棄物に係る施策の側面から推進します。また、海洋プラスチックごみ問題に対する独自の取組を実践するため、令和2年4月に「CHO FUプラスチック・スマートアクション」の取組を立ち上げ、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量や海洋流出防止につながる取組を積極的に進めています。
- ふじみ衛生組合を構成する三鷹市と連携・協働し、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行うことができるよう、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの老朽化に伴う施設更新を着実に進めることで、ごみ処理施設の適正管理を図る必要があります。また、焼却施設であるクリーンプラザふじみも、将来を見据えた施設運営の方向について検討する必要があります。
- 東京たま広域資源循環組合の工コセメント化施設について、令和8年度以降の事業継続の方針が決定したことから、施設の老朽化に伴う施設更新において、構成団体として参画し、ごみの最終処分事業の適正管理を図る必要があります。

¹ （家庭系ごみ+事業系可燃ごみ+資源物）/人口×365（366）

基本的取組の内容

29-1 3R推進によるごみの減量

◆3R推進に向けた意識啓発・環境教育の徹底

市報、市ホームページ、広報誌「ザ・リサイクル」、市公式SNS、ごみアプリなど様々な媒体を活用した積極的な情報発信とともに、クリーンプラザふじみの施設見学や出前講座を通じた環境教育を推進することで、3R推進への意識啓発を行います。

◆ごみの発生・排出抑制の取組推進

ごみの発生抑制を最優先とした、3Rの推進に取り組みます。特にプラスチックごみの発生・排出抑制や、食品ロス対策などに取り組みます。

◆ごみの資源化の推進

剪定枝資源化支援事業、粗大ごみの再生利用、廃家電製品からの有用金属を取り出す取組、プラスチック類の資源化を推進するほか、事業者と連携した資源化を進めます。

◆ごみ処理計画の推進

令和5（2023）年度からの調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進及びごみの適正処理を計画的に進め環境負荷の低減を図ります。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

資源分別収集のほか、資源物地域集団回収事業及び店頭回収や生産者による自主回収など、3Rの取組に対する支援・連携に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
市民1人1日当たりの総ごみ排出量※	—	715.0 g (R3)	➡

※資源物（紙類・缶・びん・プラスチックなど）を除く

基本計画事業候補

事業名	ごみの減量と資源化	担当課	ごみ対策課	重点5
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者による3Rの推進に向け、ごみの減量・資源化の広報・啓発に取り組みます。 資源物地域集団回収事業、粗大ごみ再利用事業、剪定枝資源化支援事業、小型家電製品の資源化事業等について、事業者との連携事業等の実施により、資源化の取組を推進します。 			

29-2 ごみの安定・適正処理

◆排出指導の充実

分かりやすい広報・啓発の継続、分別排出指導の充実に取り組みます。

◆不法投棄対策の充実

関係機関との連携によるパトロールにより、不法投棄の未然防止と併せて、早期発見、排出者における適正処理の促進を通じて、公衆衛生の保持に努めます。

◆資源物持去り対策の実施

市民からの通報も含めた監視強化を図るとともに、重点地区のパトロールを継続し、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく対策を推進します。

◆適正かつ安定的な処理の確保

現在の収集・運搬体制を維持しつつ、排出量やごみ質、社会経済状況等の変化に柔軟に応じ、適宜効率化や見直しを図ることで安定した社会インフラ事業の継続を図るとともに、最終処分事業の維持・継続に取り組み、最終処分量ゼロを堅持します。また、焼却施設、リサイクル施設、最終処分施設、クリーンセンターの安定稼働に努めます。

◆ごみ処理施設の更新に向けた検討・協議

ふじみ衛生組合のリサイクルセンター、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の更新に向けた検討・協議を行います。

◆災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより、市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的として、災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
最終処分（埋立）量	O (H29)	O (R3)	➡

基本計画事業候補

事業名	ごみの適正排出・適正処理の推進	担当課	ごみ対策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 分別排出指導、ごみの適正分別、不法投棄対策、資源物持去り対策、ごみの適正処分により、ごみの適正排出を促し、適正処理を図ります。 ふじみ衛生組合のリサイクルセンター、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の更新について、構成団体として検討を行います。 		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- ごみアプリ、フードシェアリングサービスアプリの活用

共創のまちづくり

- 廃棄物減量及び再利用促進員等と連携した、ごみ減量及び資源化の取組推進
- ごみ探検隊、ごみ減量キャンペーン、事業者との連携による3Rの推進

脱炭素社会の実現

- 更なる分別の促進
- 製品プラスチックの資源化
- 指定収集袋へのバイオマスプラスチック導入
- 企業（生産者）が取り組むペットボトルの水平リサイクル技術・システムを活用した二酸化炭素の削減の取組
- 食品残渣を活用した資源循環モデルの実証**
- 事業者と連携した、環境負荷低減に向けた3Rの促進

フェーズフリー

- ふじみ衛生組合リサイクルセンターの強靭化

施策30 快適な生活環境づくり

目的	対象	市民、事業者
	意図	安心して暮らせる環境を維持することができる

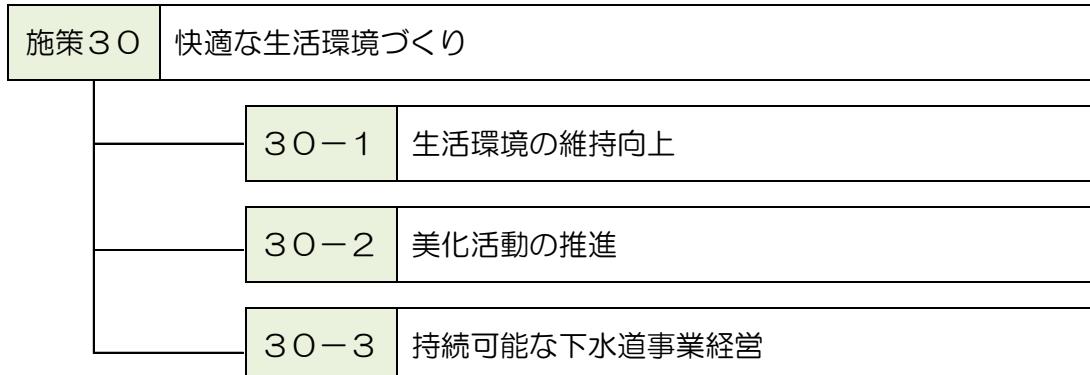
施策の方向

生活環境被害の防止対策、まちの美化活動、路上喫煙対策、下水道施設の機能維持などについて、市民、地域、事業者、市がそれぞれの役割に応じた取組を進め、市民が安心して暮らすことができる環境を維持します。

施策のポイント

- 特定粉じん物質（アスベスト）への対応など、まち公害派生防止の取組の推進
- 路上喫煙対策を含むまちの美化活動の推進
- 持続可能な下水道事業経営の構築

基本的取組の体系



■ 現状と課題

- 市民が安心して暮らすことができる生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、特定粉じん物質（アスベスト）等について、東京都との連携を図りながら、監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導による未然防止に努める必要があります。
- 市は、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。その中で特に美化を推進する必要があり、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しています。令和4年3月末現在、同地区に指定された地区は8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- 受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、令和元年7月1日に、「調布市受動喫煙防止条例」を施行し、市内9駅周辺の路上等を「調布市路上等喫煙禁止区域」に指定するなど、受動喫煙対策と連動して、路上喫煙対策に取り組んでいます。
- ごみのポイ捨てや喫煙等のマナーを守るよう、市民の意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策、屋外喫煙対策の推進によって、快適な都市環境の確保に努める必要があります。
- 下水道施設の維持管理では、道路陥没事故等を未然に防止するため、目視やTVカメラによる点検・調査により管路の状態を確認し、緊急度を判定したうえで修繕や改築・更新を行う老朽化・劣化対策に平成27年度から取り組んでいます。この取組により、壊れてから直す事後保全型の維持管理から、不具合や劣化が生じる前に対応する予防保全型の維持管理への転換を目指しています。市の下水管路は、今から40年以上前の都市化が進んだ昭和40～50年代に集中的に整備しており、今後老朽化が急速に進行していくことから、今後の効果的・効率的な対応に向け、予防保全型の維持管理への転換を更に進めていく必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化・災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水管路新設工事を進めています。
- 循環型社会形成に寄与する取組として、下水道工事において、エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品を継続利用していますが、地球温暖化の影響が深刻化する中、脱炭素社会に貢献する更なる取組を検討する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発などの排水設備接続協議の際に、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 下水道事業においては、令和2年度に移行した公営企業会計により明らかになった減価償却費などの費用と下水道使用料などの収益の対応関係や、資産や負債に関する情報を活用することで、中長期的な視点に立ち、支出と収入のバランスを確保しながら、持続可能な下水道事業経営につなげる必要があります。

基本的取組の内容

30-1 生活環境の維持向上

◆情報提供の推進と意識啓発

事業者や市民一人一人における、安全で快適な生活環境に関する意識を高めるため、市ホームページなどを活用した、生活環境への配慮等に対する意識啓発を推進します。

◆公害のない環境の維持

大気汚染等の調査を実施しつつ、関係機関と連携した公害発生の防止に努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
騒音や悪臭等の公害対策について不満を感じる市民の割合	19.5% (H30)	14.1% (R3)	

●その他の主な事業

- ・大気汚染、河川水質等の調査監視と啓発

30-2 美化活動の推進

◆まちの美化の推進

美化推進重点地区における自主的な美化活動を支援するとともに、多摩川・野川、調布駅前、飛田給駅前におけるクリーン作戦を実施します。また、受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策や、路上喫煙禁止区域の指定をはじめとする屋外喫煙対策の取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
美化活動に参加した市民の数	9,075人 (H29)	3,731人 (R3)	

基本計画事業候補

事業名	都市美化の促進と路上喫煙対策の推進	担当課	環境政策課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・美化推進キャンペーンによる啓発活動、定期的な清掃活動を実施・支援します。 ・路上等喫煙禁止区域の周知及び喫煙者に対して、喫煙のマナーの向上を図ります。 		

30-3 持続可能な下水道事業経営

◆下水道施設の予防保全管理への転換の推進

調布市下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の老朽化・劣化対策や仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業を着実に推進します。また、予防保全型の維持管理への転換を持続するため、官民連携手法の一つである、下水管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入を検討・推進します。この他、調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、下水管路の耐震診断を継続し、管路の耐震性能の把握を進めます。

◆水環境の保全・再生に向けた取組

雨水浸透施設の設置や雨天時放流水の水質調査を引き続き推進します。

◆下水道資源・エネルギーの有効利用

エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品などの資源化製品の利用を継続します。また、下水管路内の下水道熱の性質を踏まえ、冷暖房等の熱源としての利用可能性を検討します。この他、市内の下水を処理している森ヶ崎水再生センターを管理する東京都と連携し、温室効果ガス排出量が少ない水処理設備や汚泥処理設備への更新事業費を負担します。

◆下水道事業の財政マネジメントの向上及び情報発信の強化

調布市下水道ビジョンに基づき、中長期的な収支見通しを踏まえた事業費の平準化や財源確保に向けた検討を進めます。また、普段目にすることが少ない下水道の仕組みや役割、経営情報や抱えている課題等について、市民にとって分かりやすい情報発信に努め、情報の共有化を進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定期	基準値	目標値 (令和8(2026)年度)
下水道施設の老朽化・劣化対策における管路点検延長累計	—	6,036スパン* (R3)	↗

*スパンは、マンホールとマンホールの間を1スパンとする単位。市内全域で約2万3,000スパンある

基本計画事業候補

事業名	下水道施設の浸水・地震対策の推進[再掲]	担当課	下水道課	重点1
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市と連携し、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を進めます。 ・浸水対策のマスタープランとなる雨水管理に関する総合的な計画の策定を通して、市内全域を対象とした浸水対策に向け、取り組みます。 ・調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、下水管路の耐震診断等を継続するとともに、今後の実施方針を策定します。 			

第3編 分野別計画

事業名	下水道施設の老朽化・劣化対策の推進	担当課	下水道課
事業の概要	・調布市下水道ビジョンに基づき、計画的・効率的な予防保全型の維持管理を進めます。 ・下水管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入を検討・推進します。		



施策の推進、成果向上の視点に関する取組事例（案）

デジタル技術の活用

- 下水管路の維持管理情報、排水設備申請手続のデジタル化

共創のまちづくり

- 地域住民による自主的な清掃活動への支援
- 市民との協働による定期的な清掃活動（クリーン作戦）
- 下水管路の維持管理業務への包括的民間委託導入

脱炭素社会の実現

- 下水熱利用可能性の検討
- 雨水浸透施設の設置

フェーズフリー

- 下水道施設の予防保全の推進